

弘田柵跡調査事務所年報 1978

弘田柵跡

— 第12次補足・第13～22次発掘調査概要 —

秋田県教育委員会
弘田柵跡調査事務所

序 文

弘田柵跡第1次5か年計画の最終年にあたり、昭和53年度の発掘調査は、学術調査を主体とした第12次補足調査・第13次発掘調査と、地域内の土木・建築事業に伴う現状変更の事前調査である第14～22次発掘調査が行なわれました。

第12次補足調査・第13次発掘調査においては、政庁域の精査・政庁南門・内郭南門跡の発見確認等、内郭中枢部解明のための大きな成果を取めることができました。

ここに、本年度の発掘調査の概要を刊行するにあたって、日頃ご指導ご高配を賜わっている顧問、文化庁の関係各位、ご支援ご協力をいただきました関係各位に対し、深甚なる感謝の意を申し述べます。

昭和54年3月31日

秋田県教育委員会

教育長 畠 山 芳 郎

例 言

1 本年度は、調査の速報を編集方針とし、全所員が発掘調査と整理作業にあたった。発掘調査概要の作成にあたり、次のとおり分担し、黒丸三郎・小松昭雄・田村龍子が協力した。

船木義勝 III 1・4, IV 1・4。 小西秀典 III 2 (1)・(3)・3 (1)・IV 2 (1) ①~③・(2) ①~④・3 (1) ①・(2) ①④・V・VII~XIII。 柴田陽一郎 III 2 (5)・3 (4) (5)・IV 2 (1) ⑨⑩・(2) ⑦・3 (1) ③④・(2) ③・VI。 高橋忠彦 III 2 (2) (4)・3 (2) (3)・IV・2 (1) ④~⑧・(2) ⑤⑥・3 (1) ②・(2) ②, V・VII~XIII。

2 本年報と現地説明会資料等、既報の記述とに相違がある場合は、本年報の記述を正確なものとする。

3 発掘調査および整理・概要作成にあたって、顧問・文化庁・奈良国立文化財研究所のほか、宮城県多賀城跡調査研究所・秋田市秋田城跡発掘調査事務所・酒田市教育委員会・水沢市教育委員会・盛岡市教育委員会および下記の方々から、御指導と助言・協力をいただいたので、記して感謝の意を表したい。

仙北町役場 伊藤喜四郎・後藤八郎・佐藤久之助・竹村隆雄・鈴木金一・竹村省吾・信田正二、仙北町教育委員会 後藤千代松・長沢豊太郎・斎藤隆太郎・熊谷孝二・樫尾幸雄、仙北町公民館 後藤稜太郎・藤井東龍・高橋薫、作業員 大河喜栄・茂木福太郎・越後谷慎一・森川源之助・山田善之助・山田アイ・越後耕一・後藤一三・菅原道明・菅原龍助・鈴木弥一郎・高柳竜太郎・千葉喜代之助・森元正之助・山崎定之助・後藤多一・後藤龍男・熊谷良治・高橋市三郎・山田平三郎・越後谷七左エ門・熊谷勝二・土井徳治・山崎甚一、土地所有者 高梨正進会第九支部(代表 長淵龍徳)・菅原龍助・藤井東龍・熊谷テツヨ・藤原トシ子・佐藤藤八郎・高柳隆俊・後藤剛・山崎豊之助、協力 上払田災害予防組合(組合長 長淵忠治)・大山喜八郎・後藤哲雄・後藤道和・長淵忠治の諸氏。

4 土色の記載については、小山正忠・竹原秀雄編著『新版 標準土色帖』(1976. 9)を参考にした。

5 実測図は、国土調査法第X座標系を基準に作製した。詳細は『払田柵跡調査事務所年報 1977』を参照されたい。

目 次

I	はじめに	1
II	調査計画と実績	2
III	第12次補足調査	6
	1 調査経過	6
	2 発見遺構	8
	3 出土遺物	15
	4 小 結	20
IV	第13次発掘調査	21
	1 調査経過	21
	2 発見遺構	24
	(1) A地区	24
	(2) B地区	33
	3 出土遺物	38
	(1) A地区	38
	(2) B地区	40
	4 小 結	41
V	第14次発掘調査	43
VI	第15次発掘調査	44
VII	第16次発掘調査	47
VIII	第17次発掘調査	51
IX	第18次発掘調査	53
X	第19次発掘調査	55
XI	第20次発掘調査	57
XII	第21次発掘調査	58
XIII	第22次発掘調査	60
XIV	調査成果の普及と関連活動	62

表 目 次

第1表	発掘調査計画表	2
第2表	発掘調査実績表	5
第3表	土壙別出土遺物個数	17
第4表	土壙器種別出土土器数	17
第5表	土壙別出土遺物個数	39
第6表	土壙器種別出土土器数	39

挿 図 目 次

第1図	払田柵跡発掘調査地域図	3
第2図	第12・12次補足調査発見遺構図	7
第3図	東脇殿	8
第4図	S B 120, S B 121A～D—3建物	9
第5図	S B 120, S B 121A—21建物	9
第6図	S E 130井戸 平面図・土層図	10
第7図	S B 129建物	11
第8図	S B 129 A～C—8建物	11
第9図	S B 129建物内S D 123B土層図	11
第10図	S D 123 溝	12
第11図	S D 123 A・B溝	12
第12図	S D 123 B 溝 12尺等間柱模式図	13
第13図	S K 178・179・204・205・206土壙	14
第14図	S K 179・205土壙 土層図	14
第15図	S K 204土壙 土層図	15
第16図	建物・溝跡出土土器実測図	16
第17図	土壙出土土器実測図	18
第18図	政庁地区地形図	23

第19図	第13次発掘調査A地区発見遺構図	24
第20図	第13次発掘調査A地区東壁土層図	25
第21図	S B 246建物	26
第22図	S B 246 A ~ C—8 建物	26
第23図	S D 144 B 溝 12尺等間柱模式図	28
第24図	S D 144 A・B 溝	28
第25図	S D 144 A・B 溝 土層図	29
第26図	S D 144 溝	30
第27図	S K 220土塋 平面図・土層図	30
第28図	S K 226土塋 平面図・土層図	31
第29図	第13次発掘調査B地区東壁土層図	33
第30図	第13次発掘調査B地区発見遺構図	34
第31図	S B 230 A・B—4 建物	35
第32図	S B 230 A・B—11建物	36
第33図	S B 230—12建物, S F 282築地	36
第34図	第13次発掘調査B地区北側 平面図・土層図	37
第35図	A地区土塋出土土器実測図	38
第36図	陶硯実測図	40
第37図	S X 232出土土器実測図	40
第38図	第14次発掘調査地形図・平面図	43
第39図	第15次発掘調査地域図	45
第40図	B トレンチ土層図	46
第41図	B地区土層図	46
第42図	第16・17次発掘調査地形図	48
第43図	第16次発掘調査平面図・土層図	50
第44図	出土木器実測図	51
第45図	第17次発掘調査A~D地区土層図	52
第45図	D地区出土石器実測図	52
第47図	第18・19次発掘調査地形図	54
第48図	A~C地区平面図	54
第49図	B地区土層図	55
第50図	南壁・東壁土層図	56

第51図	第20次発掘調査地域図	57
第52図	A・B地区土層図	57
第53図	第21次発掘調査地域図	58
第54図	西壁・南壁土層図	59
第55図	第22次発掘調査地形図	60
第56図	東壁・南壁土層図	61

彩色図版

- 1 (上) 航空写真 (下) 航空写真
- 2 (上) 東脇殿全景 (下) 東脇殿全景
- 3 (上) 内郭南門全景 (下) 内郭南門全景

図版目次

- 図版1 航空写真
- 図版2 (1)東脇殿全景 (2)同
- 図版3 (1)S B 120, S B 121A—21建物出土墨書土器 (2) 同 土層
- 図版4 (1)S B 120, S B 121A～E—3建物 (2)S E 130井戸
- 図版5 (1)S B 129建物全景 (2)同
- 図版6 (1)S B 129A～C—8建物 (2)S B 129—9建物
- 図版7 (1)S D 123溝, 柱 J H 86 (2)同 J D 87 (3)同 板痕跡 J D 87
- 図版8 (1)S D 123溝 J C 87 (2)同 土層 J H 86 (3)同 土層 J G 86
- 図版9 (1)S K 204土壙出土土器 J T 94 (2)S K 178土壙, S D 172溝
(3)S K 179・205土壙
- 図版10 (1)第13次発掘調査前 A地区 (2)同 B地区
- 図版11 (1)S B 246建物全景 (2)同
- 図版12 (1)S B 246建物 北側 (2)S B 246A～C—8建物

- 図版13 (1)S B 230建物全景 (2)同
- 図版14 (1)S B 230建物全景 (2)S M238石段
- 図版15 (1)S B 230 A—1 建物 (2)S B 230 A—6 建物
- 図版16 (1)S B 230 A—7 建物 (2)S B 230 A・B—8 建物
- 図版17 (1)S B 230 A・B—11建物 (2)同 土層
- 図版18 (1)S F 282築地 (2)S X 281, 版築 (3)同 土層
- 図版19 (1)S D 144溝, S B 229建物 (2)同
- 図版20 (1)S D 144溝, S B 246—5 建物 (2)S D 144溝, S B 246—6 建物
(3)S D 144溝, 土層図
- 図版21 (1)S D 244溝 (2)同 板痕跡
- 図版22 (1)第13次発掘調査 A地区 (2)S X 253露頭岩石
- 図版23 第12次補足調査出土土器
- 図版24 第12次補足調査・第13次発掘調査出土土器・陶硯・青磁
- 図版25 (1)第14次発掘調査前 (2)同 発掘区 (3)同
- 図版26 (1)第15次発掘調査 A地区 (2)同 Bトレンチ (3)同 B地区
- 図版27 (1)第16次発掘調査前 (2)同 (3)同 発掘区
- 図版28 (1)第17次発掘調査 A地区 (2)同 B地区 (3)同 C地区 (4)同 D地区
- 図版29 (1)第18次発掘調査 A地区 (2)同 B地区 (3)同 C地区 (4)同 終了
- 図版30 (1)第19次発掘調査 (2)同 (3)同 全景
- 図版31 (1)第20次発掘調査 (2)同 A地区 (3)同 B地区
- 図版32 (1)第21次発掘調査前 (2)同 発掘区 (3)S L 260水路
- 図版33 (1)第22次発掘調査前 (2)同 発掘区 (3)同 東壁土層

I はじめに

弘田柵跡調査事務所の昭和53年度は、早くも第1次5か年計画の最終年であって、この間、幾多の諸問題をはらみながらも、常に、地域開発計画・環境改善等の現状変更に対応しつつ、当遺跡の性格を追求し、多大な考古学的成果を収めてまいりましたが、本年度は第12次発掘調査において確認した、内郭中枢部の追跡・精査の年でありました。

従って、第12次補足調査と第13次発掘調査としての政庁城南前方地域の関連遺構確認を主眼とし、地域の土木、建築事業に伴う現状変更に対処する事前調査である第14～22次発掘調査を実施しました。

その結果、第12次補足調査・第13次調査によって、政庁城の遺構の精査、政庁南門跡・内郭南門跡の発見、その間の遺構状態等の把握確認という、当遺跡中枢部の解明のための貴重な成果を収めることができました。

この成果によって、昭和54年度以降の第2次5か年計画を展開するための基点が確立されたものと考えます。

今、本年度の発掘調査の概要をまとめ、当事務所の年報を刊行することになりましたが、これが今後の学術研究上並びに遺跡保存の一助になれば幸甚であります。

なお、調査研究にあたって、文化庁記念物課・奈良国立文化財研究所・顧問 秋田大学教授 新野直吉氏・宮城県多賀城跡調査研究所のご指導ご助言に心から感謝を申し上げますとともに、地元仙北町・同教育委員会・千畑村・同教育委員会および、土地所有者・作業員の皆様のご協力に対して、厚くお礼申し上げます。

昭和54年3月31日

秋田県弘田柵跡調査事務所

所長 高橋 司

Ⅰ 調査計画と実績

昭和53年度の発掘調査は「払田柵跡発掘調査要項」に基づく、第1次5か年計画の最終年度にあたる。発掘調査費については、秋田県の要求額どおりの国庫補助金の内示（総経費950万円のうち、国庫補助額475万円）を得たので、次のような「昭和53年度 払田柵跡発掘調査計画（案）」を立案した。

第1表 発掘調査計画表

調査次数	調査地域	調査面積	調査期間	備考
第12次補足および第13次	内郭地区中央南部	1,400 m ²	4月～10月	
第14次	外郭線北東部	200 m ²	10月～11月	
合計	2地区	1,600 m ²		

第12次補足調査は昨年度の第12次発掘調査の未精査地点および調査結果の再検討から生じた諸問題を解決すべく実施したものである。第13次発掘調査は、第12次補足調査と並行しておこない。政庁南門跡と内郭南門跡を発見することができた。

第14次発掘調査は、当初千畑村本堂城廻字百目木地内の外郭線北東部を予定していたが、仙北町長森地内の現状変更申請書の提出があり、現状変更不許可となったため、急きよ移転先の発掘調査を実施することになり、変更することになった。しかし、第14次発掘調査は調査条件が充分満たされなかったため、来年度継続調査することとした。

第15～22次発掘調査は、現状変更申請書の届出に伴う事前調査として実施したものである。本調査（第19次発掘調査は除く）は管理団体である仙北町および仙北町教育委員会が経費の一部を負担し、当事務所に発掘調査の依頼があったものである。

昭和53年度の発掘調査の実績はつぎのとおりである。



第1图 弘田柵跡発掘調査地域図

第2表 発掘調査実績表

調査回数	調査地域	発掘面積	調査期間
第12次補 足および 第13次	内郭地区中央南部	1,400㎡	5月16日～12月25日
第14次	外郭地区南東部（大谷地20—1・21）	160㎡	11月14日～11月21日
第15次	外郭北西地区（早坂地内）	245㎡	4月10日～4月28日 7月10日～7月14日
第16次	外郭地区西部（早坂197・199）	40㎡	4月18日～4月28日
第17次	真山地区	35㎡	4月29日～5月17日
第18次	外郭地区南西部（館前98）	84㎡	8月23日～8月26日
第19次	外郭地区南西部（館前99・100—1）	120㎡	9月18日～9月20日
第20次	外郭地区東部（森崎106）	55㎡	8月29日～9月1日
第21次	外郭地区南部（仲谷地25）	12㎡	9月16日～10月18日
第22次	外郭地区北西部（森合125—2）	28㎡	10月30日～11月1日
合計	10地区	2,179㎡	

なお、年間を通して出土遺物・資料の整理をおこなった。

Ⅱ 第 12 次 補 足 調 査

1 調査経過

昨年度第12次発掘調査として概要を報告したが、時間・経費等の制約により、未調査・精査の正確を期すことができなかつた箇所について、本年度第12次補足調査として実施した（注1）。本調査の目的は次のとおりである。（1）東脇殿の建替回数把握。（2）S B 129建物の建替回数と建物の性格の見通しを得る。（3）S D 123（板塀跡）の建替回数の確認と実態精査を継続する。（4）調査区北東の土壌を発掘する。当報告は上記の結果をまとめたものである。

5月16日、昨年度末、雪害による遺構損傷を防ぐため埋戻しをおこなったので、埋土の再排土からはじまった。20日、T31から基準点の移動を開始し、6月3～9日にかけて遣り方を設定した。

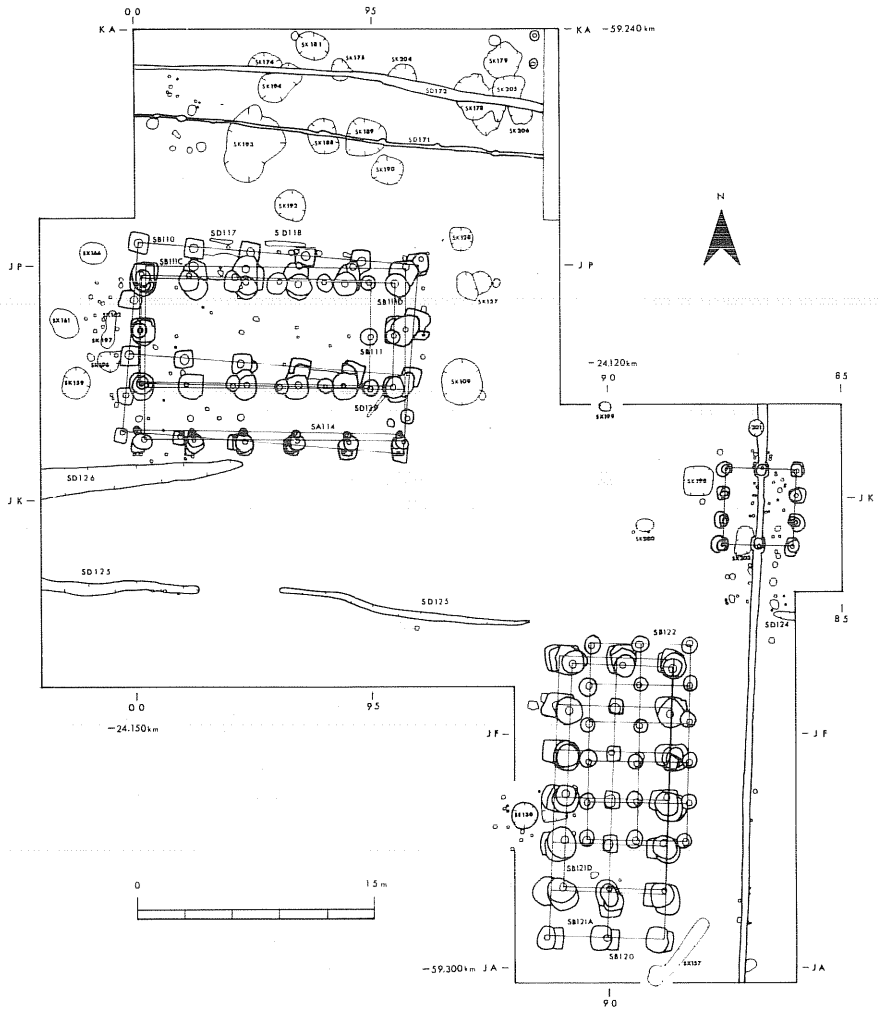
S D 172の東端に未発掘となった土壌（S K 178・179・204・205・206）の調査を始めた。S K 204では完形土器が倒置されたかたちで10数点発見できたが、埋土の観察からは土器焼成跡と考えられず、土壌とした遺構群の性格について多様に考えざるをえない。土壌の調査は6月27・28日写真撮影、29・30日実測を終了した。

6月7・8日S B 129建物の現況写真撮影後、柱穴の立割りを開始した。この結果、東西側柱列では3期、南北妻側中央柱では2期の切合を確認し、全3期と判断した。S D 123溝は7月5日から精査を開始し、S D 123は2時期であること12尺等間の柱痕跡および板痕跡など全体にわたり検出した。S B 129南北妻側中央柱の掘形・柱痕跡をS D 123Bの遺構が切っていることを、平面と断面で観察した（7月24日）。8月31日、S B 129とS D 123の実測を完了した。

S E 130井戸跡は、6月29日～7月2日まで調査した。当初政庁城内、東脇殿の西側、前庭にあるため、出土遺物に期待したが、土師器10数点しか発見できなかった。

東脇殿は、南妻柱列と北妻柱列の柱穴を立割った。南妻柱列は第Ⅰ・Ⅱ期の切合いの再確認をおこなった。第Ⅱ期の掘形埋土から、須恵器・土師器の杯形土器（各1点）の出土をみたのは貴重である（7月5～21日）。北妻柱列では北西隅柱と中央柱の2本を立割り、全6期の建立を実証した（7月14日～8月21日）。9月7～16日まで、建物の写真撮影をおこない、本調査を終了した。

10月9日国立歴史民俗博物館考古総主幹岡田茂弘氏が来跡され、現地をつぶさに視察していただいたところ、S B 129建物内をS D 123Aが通過しているか否かの確認を要するとの助言が



第2図 第12・12次補足調査発見遺構図

あり、SD123を立割ったところ、SD123Bの仕事しか確認できず、SD123AはSB129南北妻側中央柱に接続し、建物内を通過していないことが判明した。この事実によってSB129建物の性格を櫓とすることが不可能となり、再考せざるをえなくなった。その後、後述のSB246建物を発見したので、SB129建物を政庁東門跡と仮称することにした。（注2）

注 1 秋田県教育委員会弘田柵跡調査事務所 1978：「弘田柵跡調査事務所年報1977 弘田柵跡」

注 2 岡田茂弘先生に感謝申し上げます。

2 発見遺構

本調査においては、建物2、井戸1、溝1、および土壙5などの精査をした。以下この順で遺構の説明をおこなう。

(1) 東脇殿跡 (第3図, 図版2~4)

正殿跡南東に位置する総柱の南北棟建物である。昨年度の調査では第Ⅰ期から第Ⅵ期までの確証を得ることができなかったが、柱穴の切合関係から全6期建立の建物と実証できた。

SB120建物 [第Ⅰ期]

(第4・5図, 図版3・4)

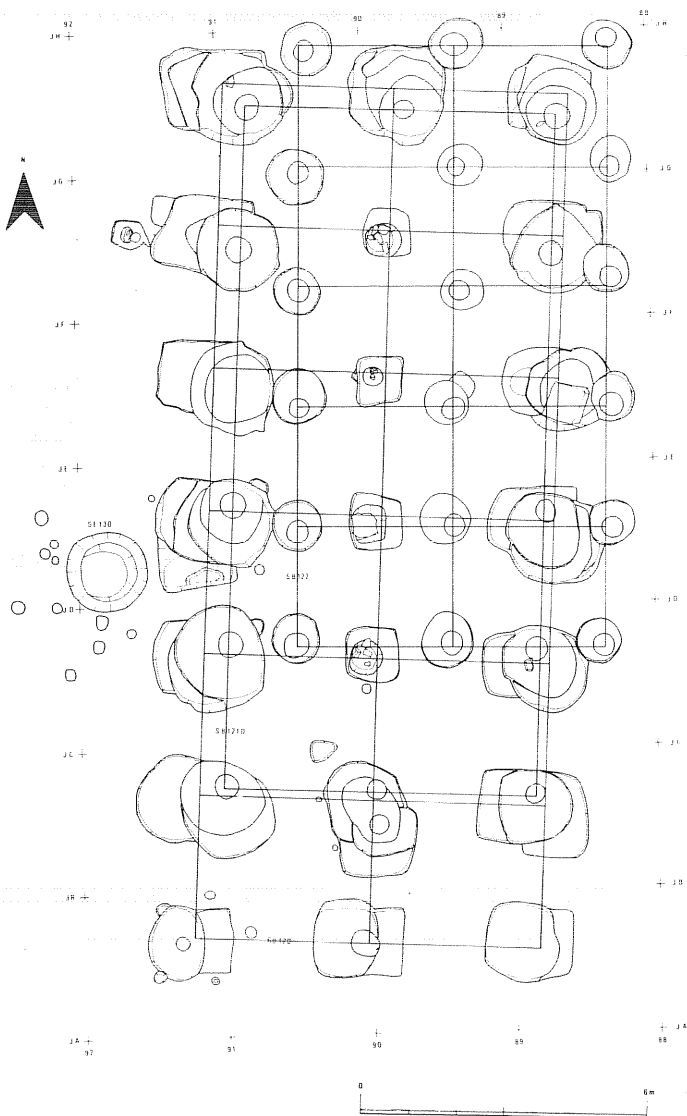
南北棟桁行6間(18.0m)×梁行2間(7.2m)で総柱の掘立柱建物であろう。柱間寸法は桁行10尺等間、梁行12尺等間であろう。柱掘形は一边が1.3~1.4mのほぼ方形で、深さ約1.0mである。南西隅柱・北西隅柱で柱掘形の一部を確認したものである。

床束の掘形は一边0.9~1.0mの方形を呈し、埋土は明赤褐色土で混入物はない。

SB121A建物 [第Ⅱ期]

(第4・5図, 図版3・4)

南北棟掘立柱建物で、桁



第3図 東脇殿

行6間(18.0m)×梁行2間(7.2)mで総柱の建物であろう。南妻柱列第Ⅱ期の掘形は第Ⅰ期の柱根を抜取ったあと、西側によせている。柱掘形は東西1.3~1.5m, 南北1.6~1.7mの長方形である。柱痕跡の直径は0.6m程である。

床束の掘形は平面観察によると、0.7m前後の楕円形で、第Ⅰ期掘形内にある。掘形内には大小(約0.48×0.45m, 0.2×0.15m)の根石が入っている。埋土は明赤褐色土・褐色粘質土で、土器片・炭化物が5%程混入している。

SB121B建物〔第Ⅲ期〕

南北棟桁行5間×梁行2間で、総柱の掘立柱建物であろう。柱掘形は切合いのため一部しか確認できなかった。第Ⅰ・Ⅱ期と比較して規模が縮小されている。

床束は、第Ⅱ期と同位置であろう。

SB121C建物〔第Ⅵ期〕

南北棟桁行5間×梁行2間で、総柱の掘立柱建物であろう。柱掘形は切合いのため一部しか確認できなかった。第Ⅲ期と同規模であろう。

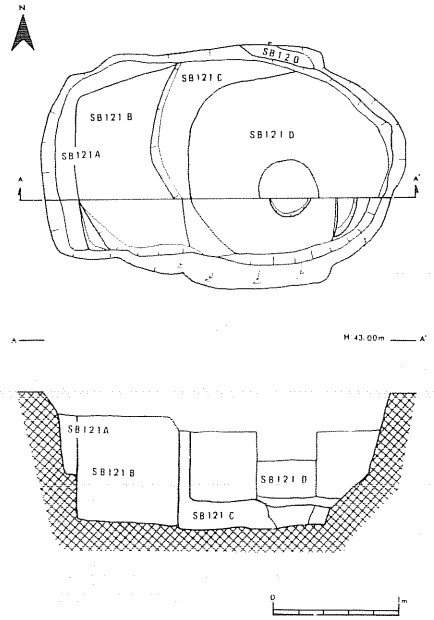
SB121D建物〔第Ⅴ期〕

南北棟桁行5間×梁行2間の掘立柱建物である。柱間平均距離は桁行14.29m(北から2.95+2.7+2.7+2.93+3.01m), 梁行6.47m(西から3.18+3.29m)であり

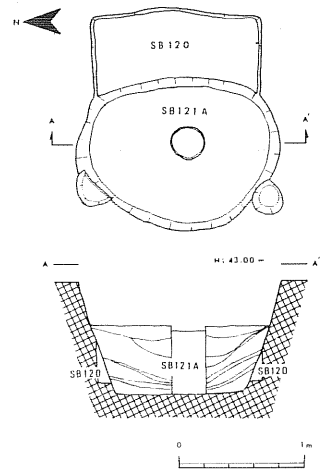
計画尺による桁行48尺(北から10+9+9+10+10), 梁行22尺(11+11)であろう。北から2間目の東西側柱は柱痕跡がなく礎石と思われる。柱掘形は1.6~2.0mの楕円形で直径0.5m前後の柱痕跡がある。第Ⅳ期と同規模であろう。

SB122建物〔第Ⅵ期〕

南北棟桁行5間×梁行2間で総柱の掘立柱建物である。柱間は不揃いであるが平均距離は桁行12.65m(北から2.63+2.4+2.58+2.6+2.44m), 梁行6.37m(西から3.17+3.2m)であり、計画尺による桁行8.5尺等間, 梁行11尺等間であろう。柱掘形は1.0~1.2mのほぼ円形で直径0.45m前後の柱痕跡があり、埋土は黒褐色土である。第Ⅰ期~第Ⅴ期と比較して規模が縮



第4図 SB120, SB121A~D—3建物

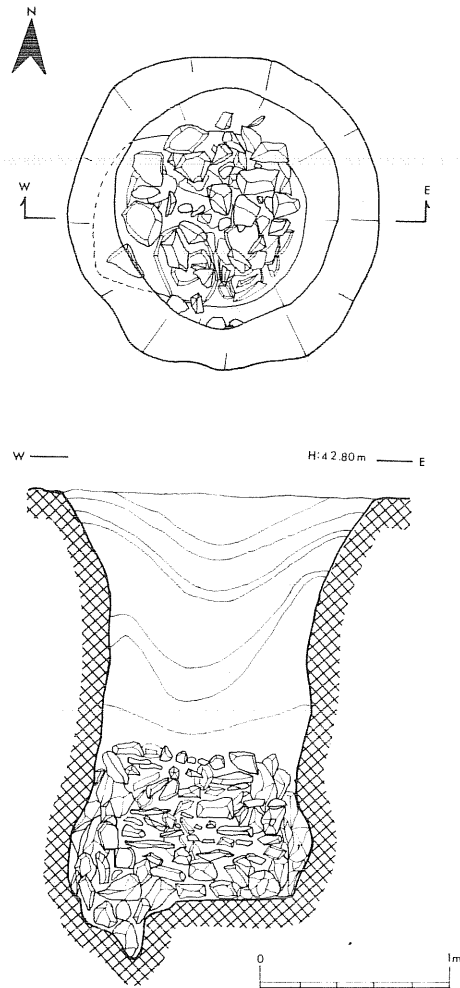


第5図 SB120, SB121A—21建物

小され、北東方向に動いている。

(2) SE130井戸跡 (第6図, 図版4-2)

東脇殿の西側に隣接する井戸跡である。確認面では、直径約1.45mの円形を呈し、上端から0.8mほどすり鉢状で、さらに0.8mほど垂直に掘込まれ、岩盤近くでふくらみをもち、0.4mほどで底面に達する。底面は凸凹がはげしく平坦ではない。底面から0.7mほどまでは露出する岩盤の石片が投げ込まれた状態である。木枠は認められず、土器が10数点出土したにすぎない。故にSE130は井戸と確定できなかったが、その位置を、政庁域の建物配置から考えると、日常的には使用されず特殊な場合に利用されたとも考えられる。



(3) 政庁東門跡 (第7~9図, 図版5・6)

昨年度の調査では1時期の建物で櫓跡としたが、補足調査の結果、南北棟で桁行3間×梁行2間の掘立柱建物で、3時期の建立と確認し、「政庁東門跡」と仮称することにした。また、SX202とした遺構は、政庁東門の北妻側中央柱となることがわかった。南北妻側中央柱は2時期の切合いしか確認できなかった。

SB129建物内をSD123溝が通過している。SD123はA・Bの2時期である。SD123BはSB129内を通過している(第9図)が、SD123Aは南北妻側中央柱と接している。したがって、SD123AとSB129は同時存在であるが、SB123B期にはSB129は存在しなかったことになる。SB129A・B・Cは同位置の切合いなので、同規模の建物であろう。

SB129A建物 [第I期] (第8図, 図版6)

第6図 SE130井戸 平面図・土層図

南北棟で桁行3間×梁行2間の掘立柱建物であろう。柱掘形は不整楕円形で、切合いのため一部しか確認できなかった。埋土は炭化物(約1%)を含む褐色土である。

SB129B建物〔第Ⅱ期〕

(第8図, 図版6)

南北棟で桁行3間×梁行2間の掘立柱建物であろう。柱掘形は方形・不整楕円形で、切合いのため一部しか確認できなかった。埋土は炭化物(約2%)を含む褐色粘質土である。

SB129C建物〔第Ⅲ期〕 (第8図, 図版6)

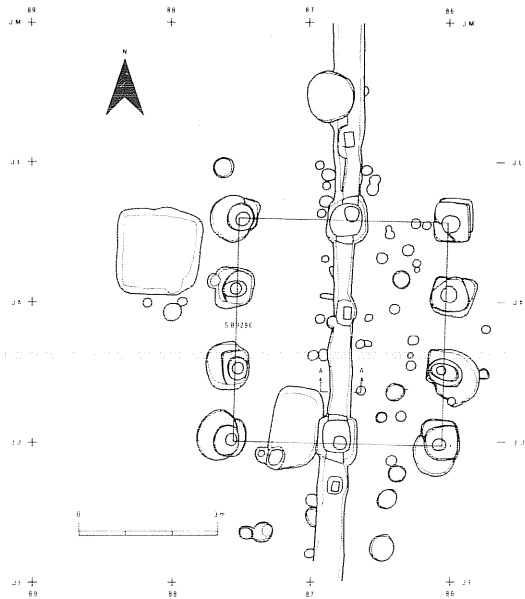
南北棟で桁行3間×梁行2間の掘立柱建物である。柱間平均距離は桁行4.78m(北から1.52+1.68+1.58m), 梁行4.5m(西から2.35+2.15m)であり, 計画尺による桁行15.5尺(5+5.5+5), 梁行15尺(7.5+7.5)である。柱掘形は円形・不整楕円形を呈し, 埋土は炭化物(約2~3%)を含む褐色土で, 柱痕跡は暗褐色土である。

(4) **SD123溝** (第10~12図, 図版7・8)

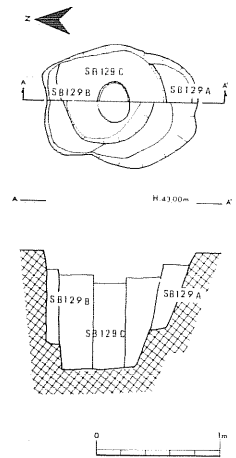
政庁域東側を画する溝で, 調査は39mにわたった。昨年度の調査では3時期としたが, 精査の結果, A・Bの2時期であることがわかった。SD123は南端部でSD144溝と直角に接することを確認した。

SD123A溝〔第Ⅰ期〕

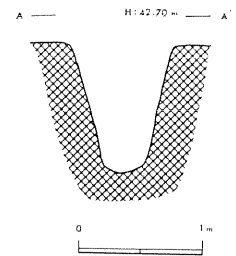
SD123Aは, B期と同位置にあるため, 構造物の痕跡を確認できなかった。溝の掘形は上面幅40~50cm, 底面幅約25cmの布掘りで, 壁は垂直に近い。埋土は炭化物(約1%)を含む赤



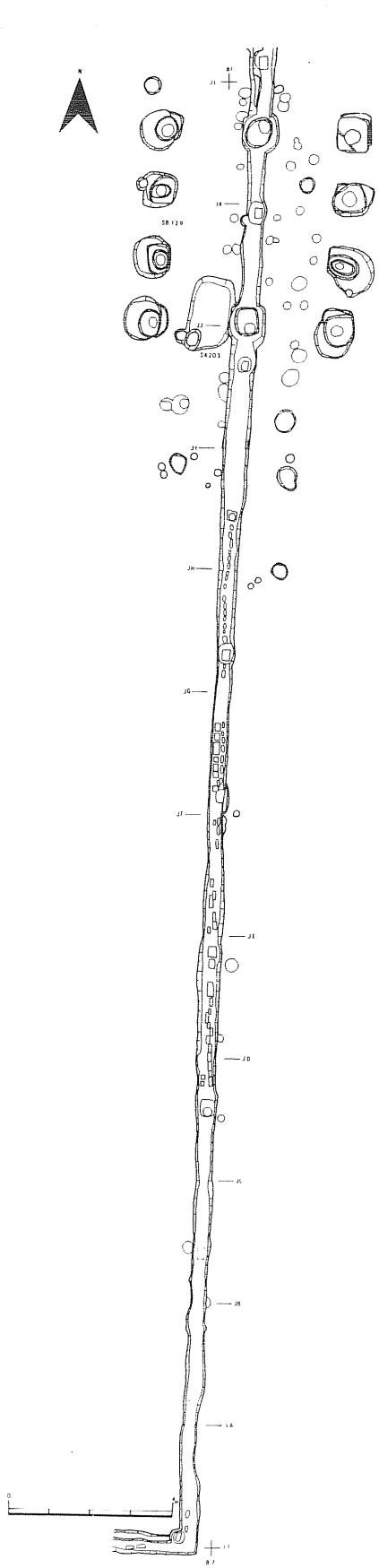
第7図 SB129建物



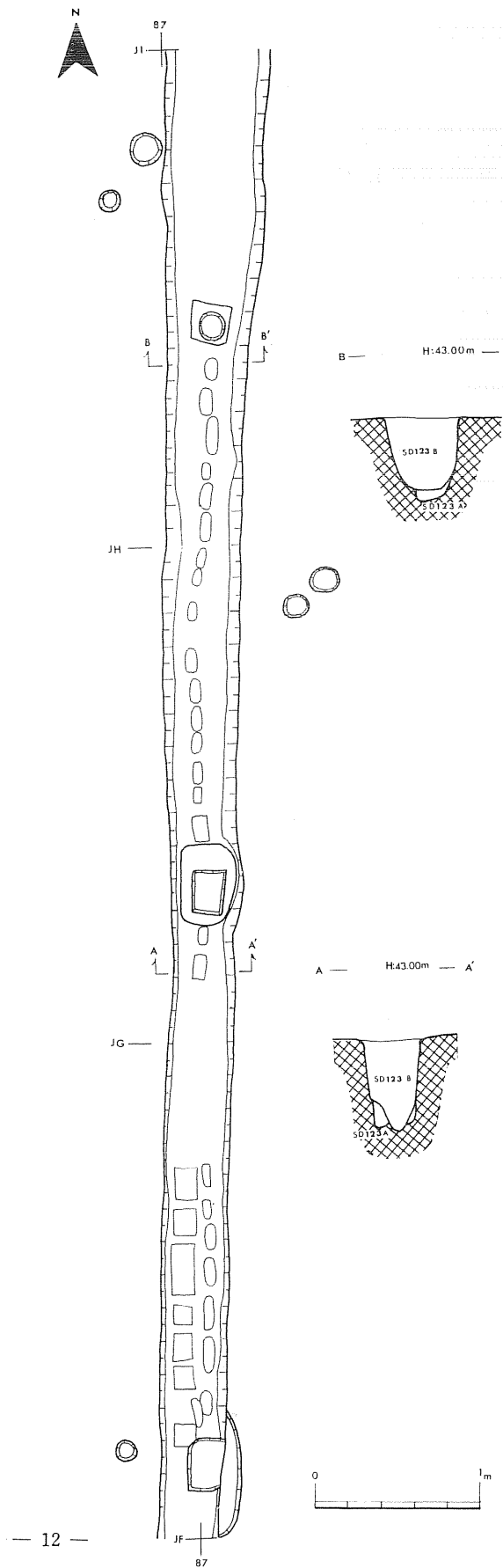
第8図 SB129A~C-8建物



第9図 SB129建物内 SD123B土層図



第10图 S D123溝



第11图 S D123 A · B溝



褐色土である。

SD123B溝〔第Ⅰ期〕

S D 123 B 溝の掘形は、上面幅約46.5cm、底面幅約35cm、深さ約70cmの布掘りである。埋土は土器片・炭化物（2～3%）を含む褐色土である。板痕跡は幅約15cm、厚さ約10cmでほぼ東壁に接している。板痕跡の長軸は溝に沿って1例であるが、J F 87グリットでは角材（約20×15cm）が並行している。板痕跡と角材痕跡の埋土は、炭化物・土器片を含むにぶい黄褐色粘質土で、板材・角材を固定したと思われるほどしまっている。

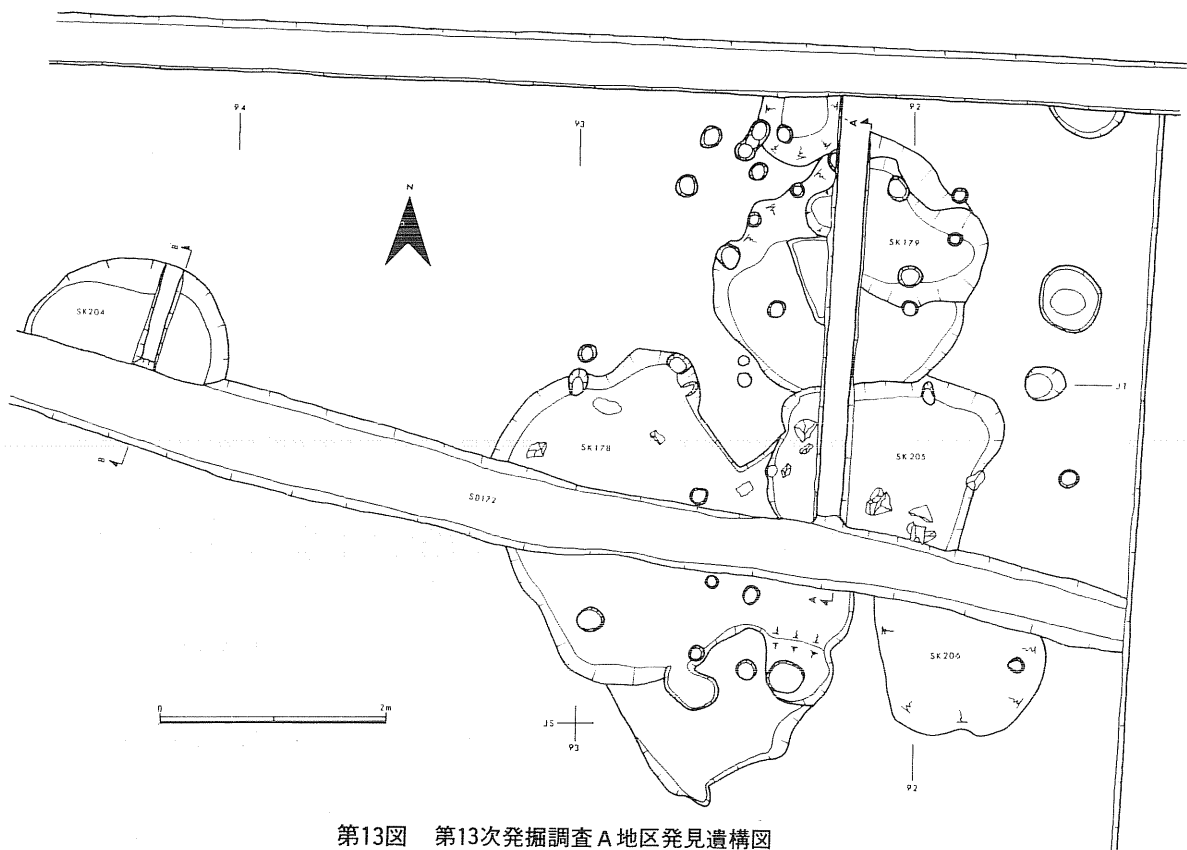
板痕跡のほかに、ほぼ12尺等間に並ぶ柱痕跡がある。この柱痕跡は、方形の掘形（約45×39cm）をもち、柱は角材（約26×21cm）、あるいは丸太材（直径約20cm）である。柱間距離は3.5～3.9mで、平均距離3.6mであり、ほぼ12尺等間である（第12図）。柱痕跡の埋土は褐色粘質土である。

（5）土壌（第13図）

本調査では、S D 172 溝の南北に、土壌5、東脇殿の南東にその他1を検出した。土壌は、S X 176 盛土整地を掘り込んだもので、S K 178・204・205・206はS D 172 溝に切られている。

SK178土壌（第13図、図版9-2）

S K 205土壌の西側に位置し、S D 172溝に切られている。不整楕円形を呈し、南東隅はやや張り出している。南北約3.0m、



第13図 第13次発掘調査 A地区発見遺構図

東西約2.5m、深さ約0.25mで、壁は急に立上がる。底面は素掘りの状態で叩き面はみられない。壙内に焼土・炭化物はなく、土師器・須恵器・鉄滓・韃の羽口が出土している。

SK179土壙 (第13・14図、図版9-3)

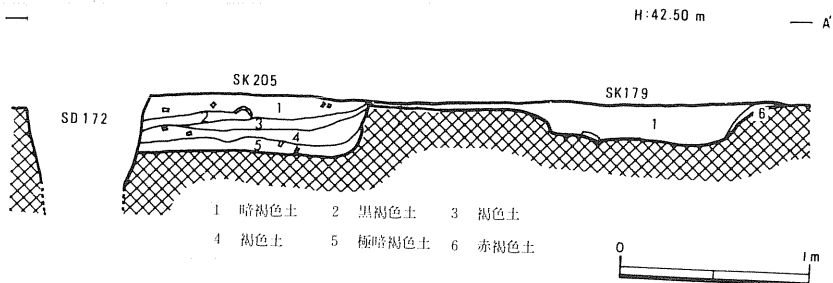
SD172溝の北側に位置し、SK205土壙に切られている。不整円形を呈し南北2.2m、東西2.4mで、南側が一段高くなっている。壁はゆるやかに立上がり、底面は凸凹している。壙内土層第1層は、土器片・炭化物(1%)を含む暗褐色土で、第2層はにぶい赤褐色粘質土である。底面は固く、炭化物がみられ、一時に埋められたようである。

土壙内および外側には、直径10~20cmのピットがあり、不規則に並んでいる。また壙内中央南側には長辺約0.8m、深さ約0.15mの長方形の落ち込みがある。遺物は土師器・須恵器・鉄滓・韃の羽口・

木炭片が出土している。

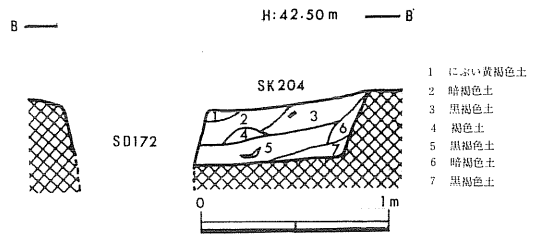
SK204土壙

(第13・15図、図版9-1)



第14図 SK179・205土壙 土層図

S K178の西側に位置し、S D172溝に切られている。円形を呈し、直径約1.8m、深さ約0.35m、底面は平らで壁は急に立上がる。坑内土層は暗褐色土・黒褐色土が主体である。第6・7層には褐色粘質土がブロック状に混入している。第5層から土師器杯が倒立・直立して11個体出土した。



第15図 SK204土層 土層図

SK205土層 (第13・14図, 図版9-3)

S K178・179を切り、S D172溝に切られている。不整形を呈し、長さ一辺約2.0m、深さ約0.2mである。壁は急に立上がり、底面は平らである。土師器・須恵器・轆の羽口が出土している。

SK206土層 (第13図)

S K205の南側で、S D172溝に切られている。不整形を呈し、直径約1.3m、深さ約0.1mである。土師器が出土している。

SX157 (第2図)

東脇殿の南東隅に位置し、長さ約5.44m、幅約0.8m、深さ約0.1mの遺構である。埋土は炭化物(3~5%)を含む褐色土である。土師器が出土している。

3 出土遺物

(1) **建物跡出土土器** (第16図, 図版23)

SB120建物

土師器

S B120-21より蓋のツマミ部分が出土している。中窪みで内傾している。浅黄橙色を呈し、胎土は砂粒を含みもろい。

SB121建物 (第16図2, 図版23-2)

土師器

S B121Aから、12点の破片が出土している。底部に「官」と記した墨書土器(図版24-29)がある。

須恵器

第16図2は、回転糸切りで、体部はやや外反して口縁部に達する。灰白色を呈し、胎土は緻密で焼成も良好である。

SB129建物 (第16図1, 図版23-1)

土師器

破片で37点出土し、回転糸切りが8点ある。第16図1は回転糸切りで、浅黄橙色を呈し、胎土は緻密で焼成も良好である。

須恵器

3点の破片が出土しているが、1点は墨書であるが判読できない。

(2) 井戸跡出土土器

土師器18点、須恵器5点出土したが、摩滅の著しい破片である。

(3) 溝跡出土土器 (第16図)

SD123溝 (第16図3・4・5)

土師器

杯の破片が多く、内黒土師器2点、高台付杯2点出土している。第16図3は、回転糸切りで、底部から体部にかけてゆるく立上がる。内面は黒色処理をしているが、摩滅が著しくへラミガキの方向・単位は不明である。胎土は砂粒を含み粗く、もろい。4は、回転糸切りで、底部から外反し、皿に近いものである。橙色を呈し、胎土は緻密で焼成も良好である。5は高台付杯で高台は外反している。浅黄橙色を呈し、胎土は緻密で焼成も良好である。

須恵器

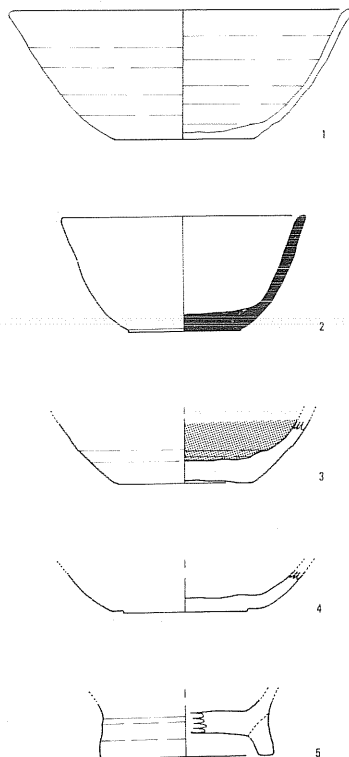
杯・壺・甕がみられるが、破片であり詳細は不明である。

(4) 土壇出土土器 (第17図, 図版23・24)

SK179土壇 (第17図6・7, 図版23—6)

土師器杯, 須恵器杯・壺・甕が出土している。

土師器



出土地点 1 SB121-21 3-5 SD123

(2は須恵器、他は土師器)

第16図 建物・溝跡出土土器実測図

第3表 土壌別出土遺物個数 第4表 土壌器種別出土土器数

遺構番号	総数	土師器	比率	須恵器	比率	その他
S K 178	81	71	87.7%	10	12.3%	鉄滓4, 韃の羽口1
S K 179	73	51	69.9%	22	30.0%	鉄滓10, 韃の羽口1
S K 204	93	93	100.0%	0	0%	
S K 205	190	165	86.8%	25	13.2%	韃の羽口2
S K 206	3	3	100.0%	0	0%	鉄滓3
合計	440	383	87.0%	57	13.0%	鉄滓17, 韃の羽口4

器種	土師器	比率	須恵器	比率
杯	300	92.0%	15	32.6%
皿	0	0%	1	2.2%
壺	1	0.3%	14	30.4%
甕	25	7.7%	16	34.8%
合計	326	100.0%	46	100.0%

杯第17図6は、内外面とも灰白色を呈し、胎土は緻密で、焼成は良好である。底径4.7cm、口径13.0cm、器高4.3cmであり、回転糸切り、無調整である。7は浅黄橙色で、胎土は砂粒を含み、焼成はもろい。摩滅が激しく、成形技法は不明である。

須恵器

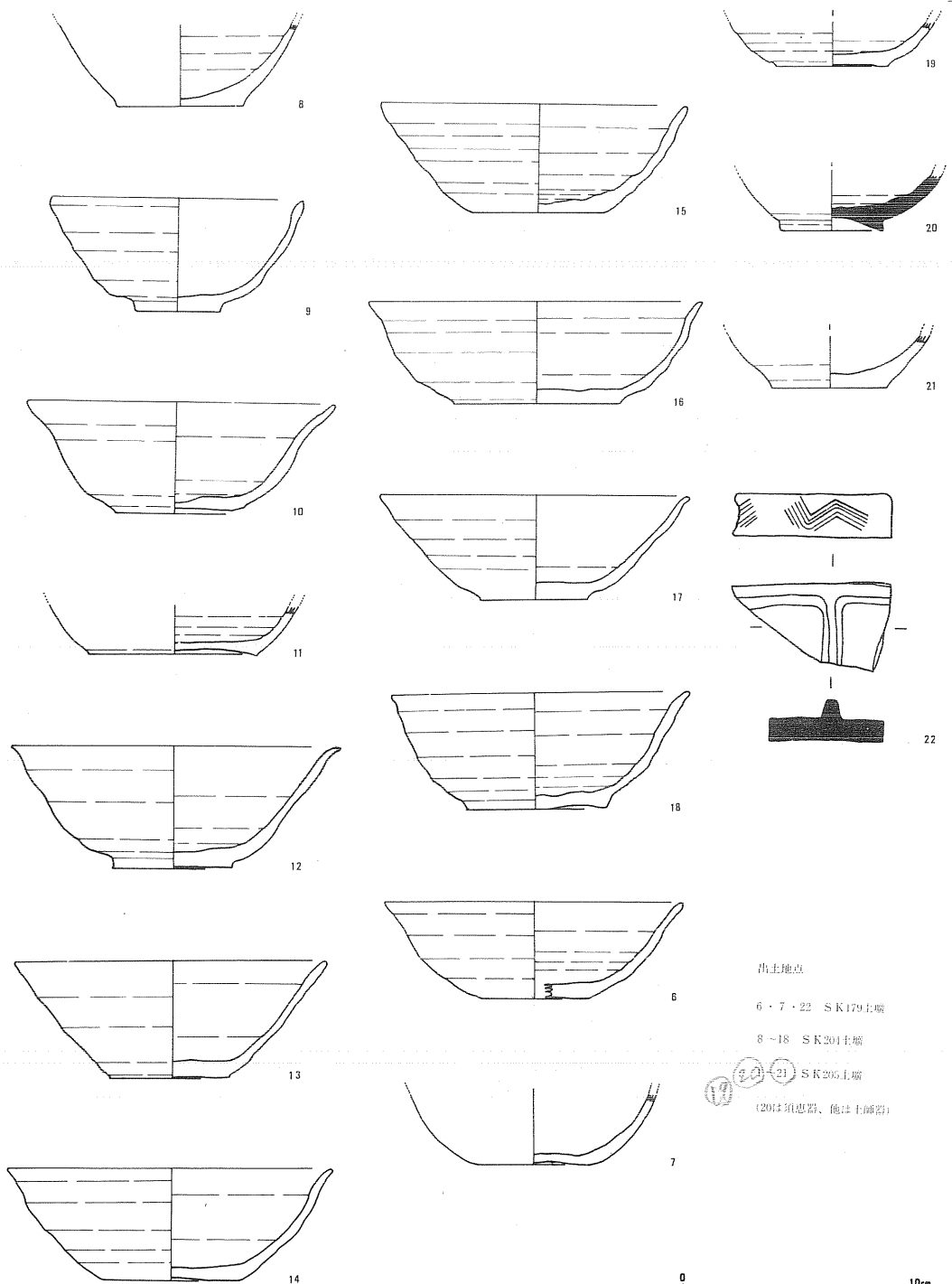
いずれも破片で、詳細不明である。

SK204土壌 (第17図8~18, 図版23-10・12~16, 24-17・18)

土師器杯・甕が出土し、杯はいずれも回転糸切り、無調整のものである。

土師器

杯第17図8は、内外面とも浅黄橙色を呈し、胎土は砂粒を含み、焼成は良好である。底径は5.5cmである。9は、外面が浅黄橙色で、内面は灰色を呈している。体部下半はゆるやかで、口縁部は内反ぎみに立上がり、肥厚している。底径3.7cm、口径10.0cm、器高5.0cmである。10は、浅黄橙色を呈し、胎土は砂粒を含むが緻密で、焼成は良好である。底径5.0cm、口径13.5cm、器高4.9cmである。11は、内外面とも灰白色を呈し、胎土は砂粒を含みやや粗く、焼成は良好である。底径7.4cmである。12は、浅黄色を呈し、胎土・焼成とも良好である。底径5.2cm、口径14.3cm、器高5.4cmである。13は、外面淡橙色、内面浅黄橙色を呈する。胎土は砂粒が多く器面はガラガラしており、焼成はもろく全体的に摩滅が激しい。底径5.2cm、口径13.6cm、器高5.2cm



出土地点

6・7・22 SK179土層

8～18 SK201土層

19・20・21 SK205土層

(20は須恵器、他は土師器)

0 10cm

である。14は、内外面とも淡橙色を呈し、胎土は砂粒を含むが緻密で焼成は良好である。体部は丸みをおび口縁部は外反する。15は、外面灰白色、内面浅黄橙色を呈し、胎土は砂粒を含むが緻密で焼成は良好である。内外面ともロクロ目がみられる。底径5.8cm、口径13.4cm、器高4.8cmである。16は、淡橙色を呈し、胎土は砂粒を含むが緻密で焼成は良好である。内外面ともロクロ目が著しい。体部はゆるやかに立上がり、口縁部は外反している。底径7.2cm、口径14.6cm、器高4.5cmである。17は、内外面とも体部上半は淡橙色で、下半は浅黄色を呈し、胎土は砂粒を含むが緻密で焼成は良好である。底径4.7cm、口径13.5cm、器高4.5cmである。18は、浅黄橙色を呈し、胎土は緻密で焼成は良好である。内外面ともロクロ目がみられ、口縁部は外反している。底径6.2cm、口径13.0cm、器高5.1cmである。

SK205土壙（第17図19～21、図版24—21）

土師器杯・甕、須恵器杯・壺・甕、鞆の羽口が出土している。図示できたものは3点で、回転糸切り、無調整である。

土師器

杯第17図19は、浅黄橙色を呈し、胎土は緻密で焼成は良好である。底径4.8cmである。21は、浅黄橙色を呈し、胎土は砂粒を含み焼成はもろい。底径5.0cmである。

須恵器

杯第17図20は、高台杯で、外面が灰白色、内面が灰色を呈し、胎土は緻密で焼成は良好である。内外面をロクロ成形したのち、回転へら削りにより高台を削り出している。外底面は、弓状工具により高台中央を円形に抉ったものであろう。底径4.5cmである。

（5） その他の出土遺物（第17図22、図版24—22）

陶硯

二面硯で、内外ともへら削りによって丹念に成形され、外堤、内堤とも丁寧に縁取りされている。外堤の外側は、へら削りののち横ナデを行ない、その上に櫛状工具で波状文を描いている。内面には墨痕が残る。灰色を呈し、焼成・胎土とも良好である。外堤7.0cm、内堤3.0cmが現存している（注1）。SK179土壙上面出土である。

注1 昨年度の年報数値は既述のとおり訂正する。

4 小 結

(1) 東脇殿建物

東脇殿建物は全6回の建立を確認した。すなわち、第Ⅰ期—S B 120建物、第Ⅱ期—S B 121 A建物、第Ⅲ期—S B 121 B建物、第Ⅳ期—S B 121 C建物、第Ⅴ期—S B 121 D建物、第Ⅵ期—S B 122建物である。建物規模を柱間からみれば、第Ⅰ・Ⅱ—6間×2間、第Ⅲ～Ⅵ期が5間×2間である。建物面積は第Ⅰ・Ⅱ期が約129.6㎡、第Ⅲ～Ⅴ期が約92㎡、第Ⅵ期が約82㎡と3段階にわたる縮小傾向をもっている。建物の桁行方位は、柱痕跡を確認できるS B 121 Dが約N3°E、S B 122が約N1°10'Eであり、第Ⅰ～Ⅳ期建物方位も建物位置から推測すればS B 121 Dに近い数値といえよう。

(2) SB129建物とSD123溝

昨年度の報告で、S B 129建物を檣跡としたのは梁行1間であることなどからであった。補足調査の結果、S B 129建物は桁行3間×梁行2間の建物で、全3回の建立を確認した。本建物の特徴は、南北妻側中央柱とS D 123 Aと接し、棟通り中央柱2本の柱痕跡がなかったことである。また、S D 123 BではS B 129建物の姿はなかった(注1)。S D 123の中軸方位は、N2°20'Eであり、S B 129建物も同方向である。

注1 S D 123 Aに対応するS B 129建物は3回建立している。板扉と政庁東門跡という建造物の規模、内容からみて、不自然である。後述のS D 144とS B 246との関連も観察結果から前記と同様であり、今後の課題としておきたい。

Ⅳ 第 13 次 発 掘 調 査

1 調査経過

第13次発掘調査は、仙北町払田字長森5の8、5の9、5の10、56番地のうち約1,400㎡を対象とした。当地域は第12次発掘調査地区の南側で、長森丘陵上から長森裾登口にかける一帯である。本調査は、(1) 政庁地区前庭の建物の存否 (2) S D123南端と直角に接し西走するS D144の実態究明 (3) 内郭南門跡の存否の確認を目的に実施した。発掘調査は大きく2地区にわたったため、長森丘陵上をA地区、南裾をB地区に分けて呼称した。

5月16日、テント・器材搬入後、22日から基準点の移動を開始し、トレンチ・グリット杭の埋設などをおこなった。6月19日、伐採立木運搬後、調査区東側から表土除去に入った。東脇殿南側では、明治年間以降の第2次盛土整地層が約16cm、古代の包合層が約10cm残っていることがわかった。S D144を確認後、S D144に切断されている土壌(S K221, 224, 226)、あるいはS D144を切断している土壌(S K222)があり、切合関係から土壌群は数時期あることがわかった。またS D144はS D123同様2時期あり、12尺等間の柱痕跡・板痕跡を検出した。S D144から枝溝のようにS D252があり、S D144B期にともなうらしい(6月22日)。6月25日～7月5日、S D240・241・244、S B229建物を発見した。

文化庁稲田孝司文部技官が来跡(7月1日)。7月3・4日第11回顧問会議が現地および千秋会館(秋田市)で開催した。顧問新野直吉秋田大学教授、文化庁仲野浩主任文化財調査官、服部英雄文部技官をお迎えし、(1) 第1次5か年計画と実績 (2) 第2次5か年計画(案) (3) 現状変更届出とその処理の現況、などについて報告し、協議をお願いした。

丘陵南端から斜面にかけて、S X253とした岩石が露出している。岩石は硬質頁岩で長方形に割れやすい石目をもっていることがわかり、人工的な切石のようである。当初S X253は、政庁正面の石段と考えた。しかし、岩石の方向が政庁地区の遺構と直角とならず、岩脈の方向と一致していることから、自然石と解釈せざるをえなくなった。

発掘区西側では、性格不明の遺構を検出したが、菅江真澄の「月の出羽路」に記載されている八幡神社がほぼこの付近に鎮座していて、この鎮守を中心に杉の大木が茂り、S X265・270・271は杉の抜根跡である。八幡神社は大正5年高梨神社に合祀された。

A地区において、正殿の中軸線上南側で、内郭南門跡を追跡してきたが検出することができなかった。

B地区長森南裾に発掘区を移動した(7月19日)。27日柱掘形を発見し、始めて手がかりを

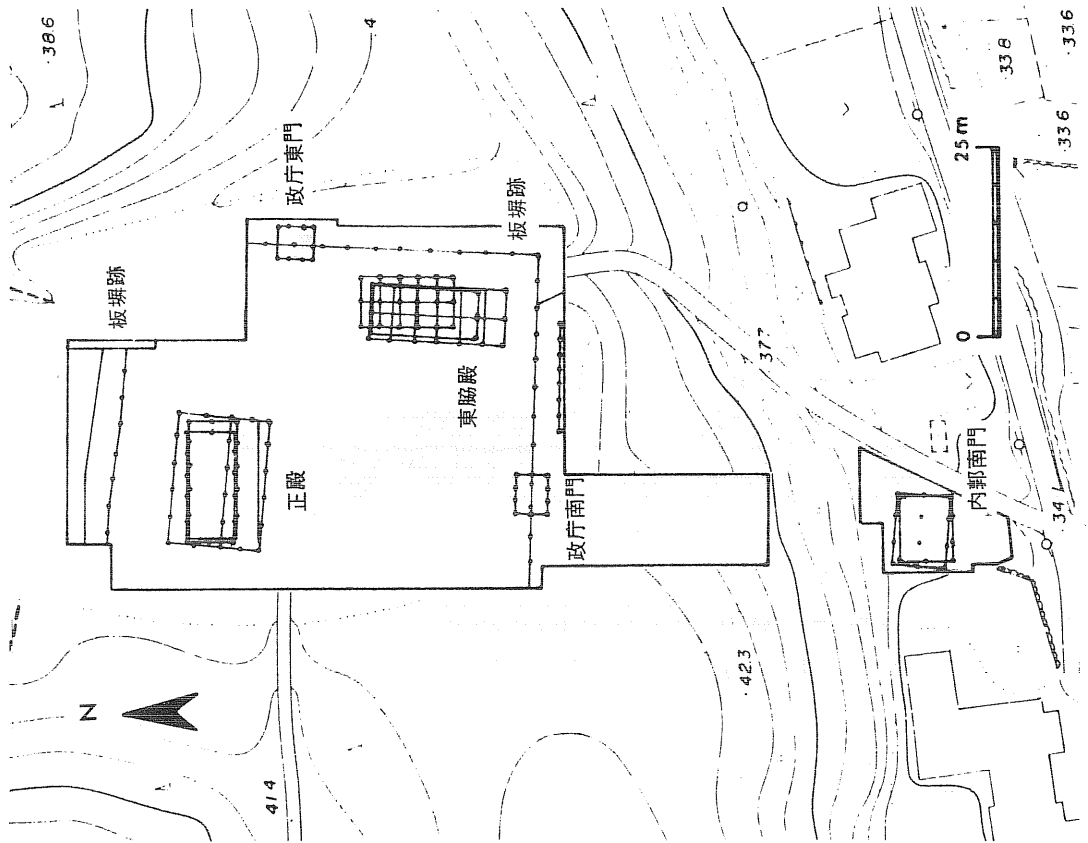
えたが、内郭南門跡か否か不明。S D 231溝と I D 96グリッドPit 1から、青磁片各 1 点が出土した（8月3日・8日）。内郭南門跡の確認をするためには、どうしても西側に発掘区を拡張する必要にせまられた。さいわい、地主菅原龍助・熊谷テツヨ両氏の快諾をえ、長木の移動が始まった（8月5日）。23日、西妻側柱列を検出し、内郭南門跡（S B 230）は入脚門であることを確定した。また、西妻側柱列掘形の切合いから、S B 230は2時期である見通しが出てきた（26日）。S B 230の南面に石段（S M 238）のあることがわかったが、残念ながら S M 238の真上に消防ポンプ小屋があり、移転しないかぎり調査できないので、仙北町役場福祉課を通じて、上払田災害予防組合にポンプ小屋の移転方をお願いしたところ、上屋だけの仮移転ということで了承いただいた。発掘区を南西に再拡張して、石段・築地など遺構の全貌を検出することに成功した（9月1月）。2日から精査に入り、S B 230—1の柱痕跡を追跡したところ、掘形底面で石塊（図版15—1）を2個みとめた。この石下には炭化物を径65~70cmの円形状に検出し、まさしく柱根の原位置であった（4日）。内郭北門跡（S B 02—2）においても柱根の位置上に古建築遺材が2枚据えられていたのと共通している。S M 238は掘込み地業（S X 281）のうえに据えられた遺構である。S X 281はS B 230 A—11（第Ⅰ期）の掘形に切られている。S M 238はS B 230 B（第Ⅱ期）の建物方向と一致することから、門の再建にともない石段も据えなおされたものではないだろうか。

S B 230の南西隅柱から南側に土塁状の高まりがあり、昭和5年の第1次発掘調査でも知られていた。上田三平氏は、『丘陵の中央に位する元八幡神社の参道登口の西側に当り近年発掘した古石垣がある。現存せる部分の延長約8間高さ4尺で1石の大きさは大抵2尺に3尺位で二段積を主とし、稀に3個積み重ねた部分がある。之れは稍曲って八幡神社参道の側面に連続せる如くであるから八幡神社崇敬の盛な時代に築造したかもしれない。然し其参道は更に古代に於ける柵の南門と北門又は内柵門とを一直線に繋ぐ位置にあるから、八幡神社の創建に当り特に古柵の主要地点を選んだもので石垣附近は古代に於て柵の中心への登口であったかも知れない』と述べている。（注1）この石垣こそ、築地跡である。築地と門柱との接続の仕方は、内部北門跡と同様であることに注目しておきたい。

A・B地区とも、9月18~26日まで写真撮影をおこない、29日から遣り方を設定した。B地区は10月13日から実測を始め、11月6日に完了した。

この間、岩手県文化課 国生尚氏（9月15日）、東京女子大学教授 平野邦雄氏（9月22日）、東北歴史資料館 工藤雅樹氏、宮城県多賀城跡調査研究所 白鳥良一氏・高野芳宏氏（10月7日）、文化庁管理課 岡田茂弘氏（10月9日）が来跡され、現地で有益な指導をいただいた。

第12回顧問会議は10月25・26日新野直吉先生を現地にお迎えし、つぶさに視察いただき、ご指導をいただいた。28日は現地説明会を開催し、県内外の文化財関係者、教職員、地元の方々

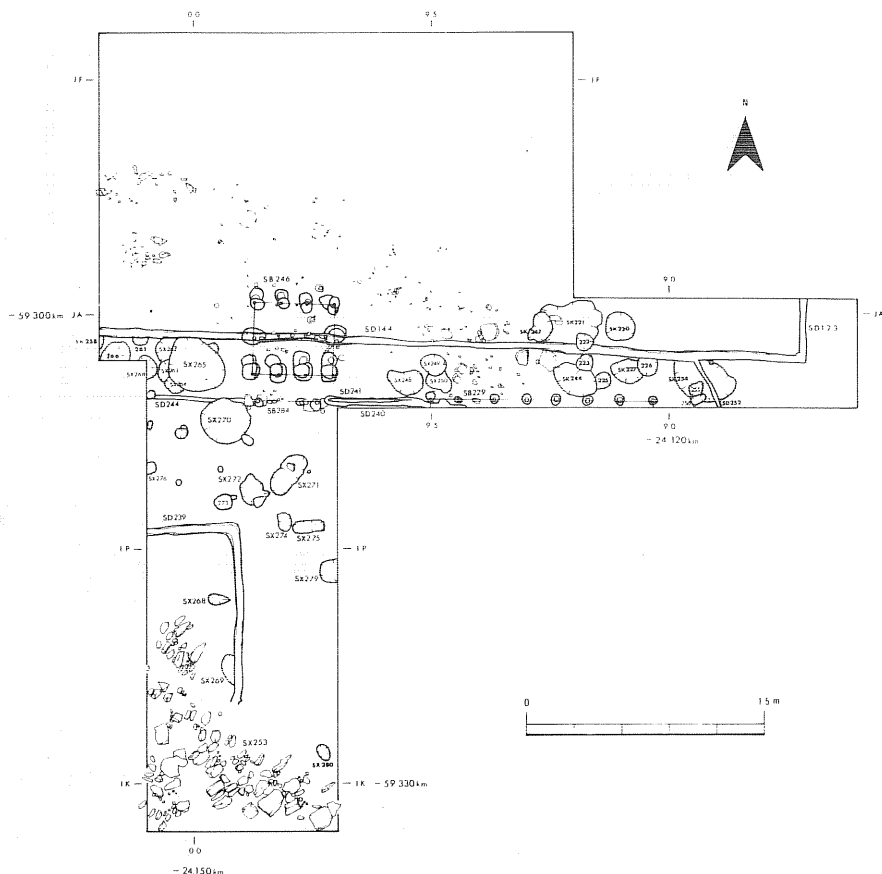


第18図 政庁地区地形図

200余名の参加があった。なお、東北大学名誉教授伊東信雄先生も視察され、説明会最後に昭和5年の発掘のことなどを参加者にお話いただき、48年前の発掘調査に思いをはせるひとときをすごすことができた。

B地区は写真と実測を完了したのであるが、消防ポンプ小屋の土台コンクリートを撤去できないでいた。さいわい組合からコンクリートを撤去してもよいとの了解を得たので、11月21日に撤去作業をおこない、22日再び写真撮影と門柱の立割りをおこなった。

A地区は、11月から実測に入った。正殿の中軸線とSD144との交点付近では、SD144Bに切られている柱痕跡2本しか検出できないでいた（7月3～5日）。この現状を打開するため、ローム土を30cm弱全面削土したところ、SD144を棟通りとするSB246の側柱が南北に4本ずつ検出した（12月16日）。12月14日、奈文研飛鳥藤原宮跡発掘調査部遺構調査室長 細見啓三氏が来跡、現地指導をお願いした。とくにSB129・230・246建物について種々教示をいただいた。SB129とSB246は総間が3間×2間の建物で、棟通り中央2本の柱痕跡は存在しない。これら建物は同様な性格をもつと思われる、その位置から政庁に通ずる門跡と理解するにいたった。12月20日以降平面実測、門柱立割り、写真撮影、埋戻しをおこない25日本年度の発掘調査を終了した。



第19図 第13次発掘調査A地区発見遺構図

2 発見遺構

(1) A地区 (第19・20図, 図版22)

本調査で検出した遺構は、建物跡3、溝6、土塙11、その他の遺構である。先にJ B97～I J97間の東壁土層について述べ、つぎに建物跡、溝、土塙、その他の順に説明する。

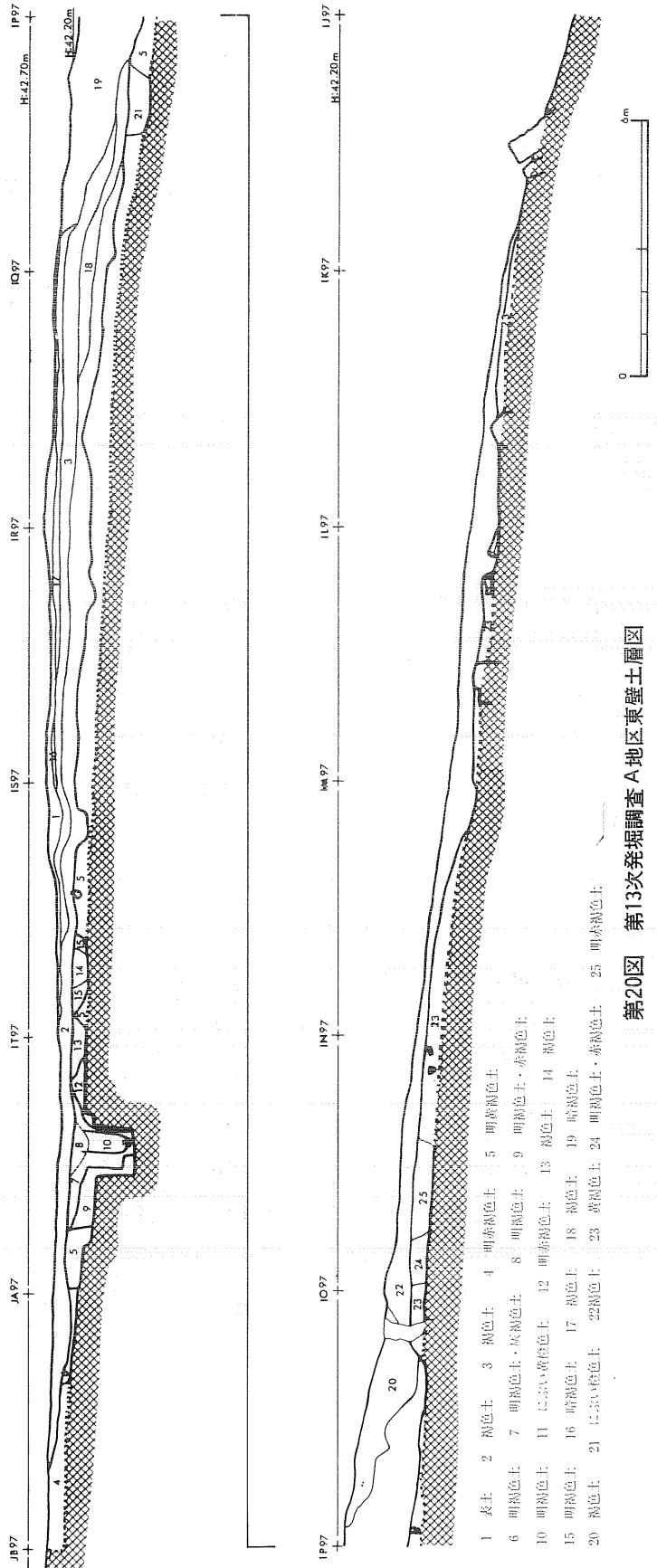
第20図は、J B97～I J97間36mの東壁土層図である。当地域は、政庁南門跡から内郭南門跡に通ずる南側斜面であり、土層観察により古代の遺構面を確認できた。I T97からJ A97間では、S B144A・B溝、S B240建物東妻側中央柱との切合い関係などを把握することができた。南側斜面は、古代の包含層は認められない。I K97からI J97間では、S X253とした岩石が一部露出しているが、傾斜面のため水蝕をうけ、表土とともに古代の遺構面が流失したのではなかろうか。I P97からI S97間では、第2次盛土整地層(明治以降の整地地業)の痕跡

が確認できる。J B 97・I J 97地点の比高差は約3 mで、ゆるやかに南へ傾斜している。

① 政庁南門跡 (第21図, 図版11・12)

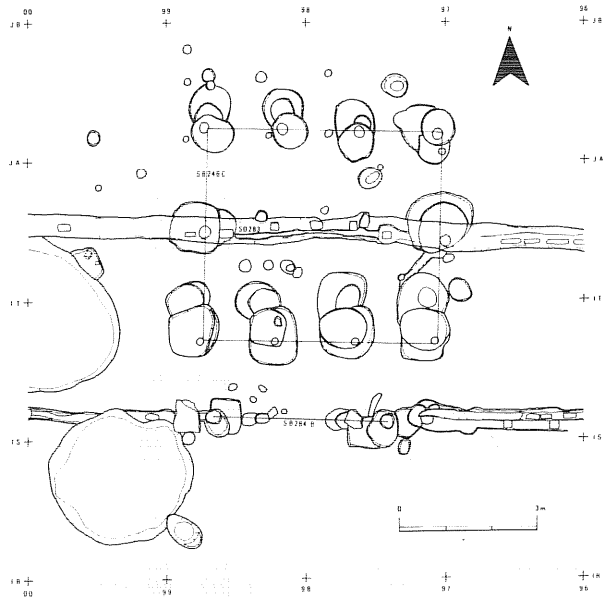
正殿真南に位置し、S D 144溝を棟通りにして南北にまたぐ東西棟の建物である。柱穴の切合い関係から3時期設定した。北側柱は、柱穴の切合い、平面観察からみてほぼ同位置の建替えであろう。東西妻側中央柱は、ほぼ同位置の2時期の建替えしか確認できなかった。南側柱は、第I期に比して第II・III期は南側に桁行が伸びている。S B 246の東西妻側中央柱はS D 144Aと接しているため、両施設は同時存在であった。S B 246の東西妻側中央柱の掘形はS B 144 Bに切られているので、S D 144 B期にS B 246は存在していなかったことになる。

SB246A建物 [第I期]



(第21・22図, 図版12)

東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物で, 南側柱列の掘形を確認した。柱掘形は不整楕円形で, 埋土は明黄褐色土・橙色土である。柱抜取痕跡は土器片・炭化物(1~2%)を含む明褐色土である。SB246の東西妻側中央柱の間に, SD283(溝)がある。SD183は, 幅12cm前後で板痕跡と思われる。おそらく建物の基礎事業であろう。SD283はSD144Bに切られているため, 3.04mしか残存しない。



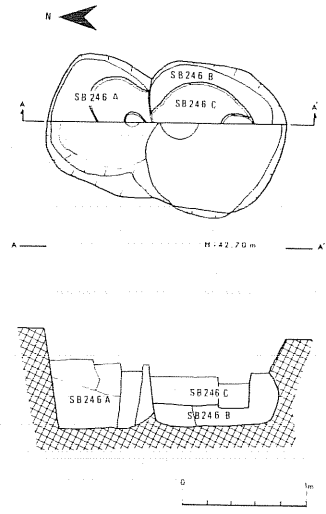
第21図 SB246建物

SB246B建物 [第Ⅱ期] (第21・22図, 図版12)

東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物で, 南側柱列で掘形の一部を確認した。柱掘形は不整楕円形で, 埋土は, 炭化物・土器片(2~3%)を含む明黄色土・明褐色土からなり, 浅黄橙色土がブロック状に混入している。柱痕跡は赤褐色土である。

SB246C建物 [第Ⅲ期] (第21・22図, 図版12)

東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物である。柱間平均距離は, 桁行5.04m(西から1.65+1.68+1.71m), 梁行4.54m(西から2.27+2.27m)であり, 計画尺による桁行15.5尺(5+5.5+5), 梁行15尺(7.5+7.5)である。柱掘形は不整楕円形で, 埋土は, 炭化物(約3%)を含む明褐色土・橙色土からなり, 灰白色土がブ



第22図 SB246 A~C-8建物

ック状に混入している。柱痕跡は直径18~22cmで, 炭化物(2~3%)を含む褐色土である。

② SB284建物 (第21図, 図版11)

S B 246の真南に位置する東西間口一間の掘立柱建物で、西側に溝(S D 240, 241, 244)がある。柱穴の切合い関係から2時期設定した。

SB284A建物 [第Ⅰ期]

間口一間の掘立柱建物である。柱掘形は一辺0.6~0.7mの方形を呈し、埋土は明黄褐色土である。

SB284B建物 [第Ⅱ期]

間口一間の掘立柱建物である。柱間寸法は3.7mで、柱掘形は楕円形を呈し、柱痕跡は直径0.28~0.3mである。埋土は明赤褐色土、明黄褐色土である。

③ SB229建物 (第19図, 図版19)

S D 144溝の南側約4mのところ、東西に並ぶ8本の柱痕跡をもつ掘形を確認した。この柱痕跡は6尺あるいは7尺の柱間寸法であり、東西棟建物の北側柱列であろう。

④ SD144溝 (第23~26図, 図版19・20)

S D 123の南端と直角に接し西走する溝で、政庁城南側を画する遺構である。S D 123と同じく2時期である。

SD144A溝 [第Ⅰ期]

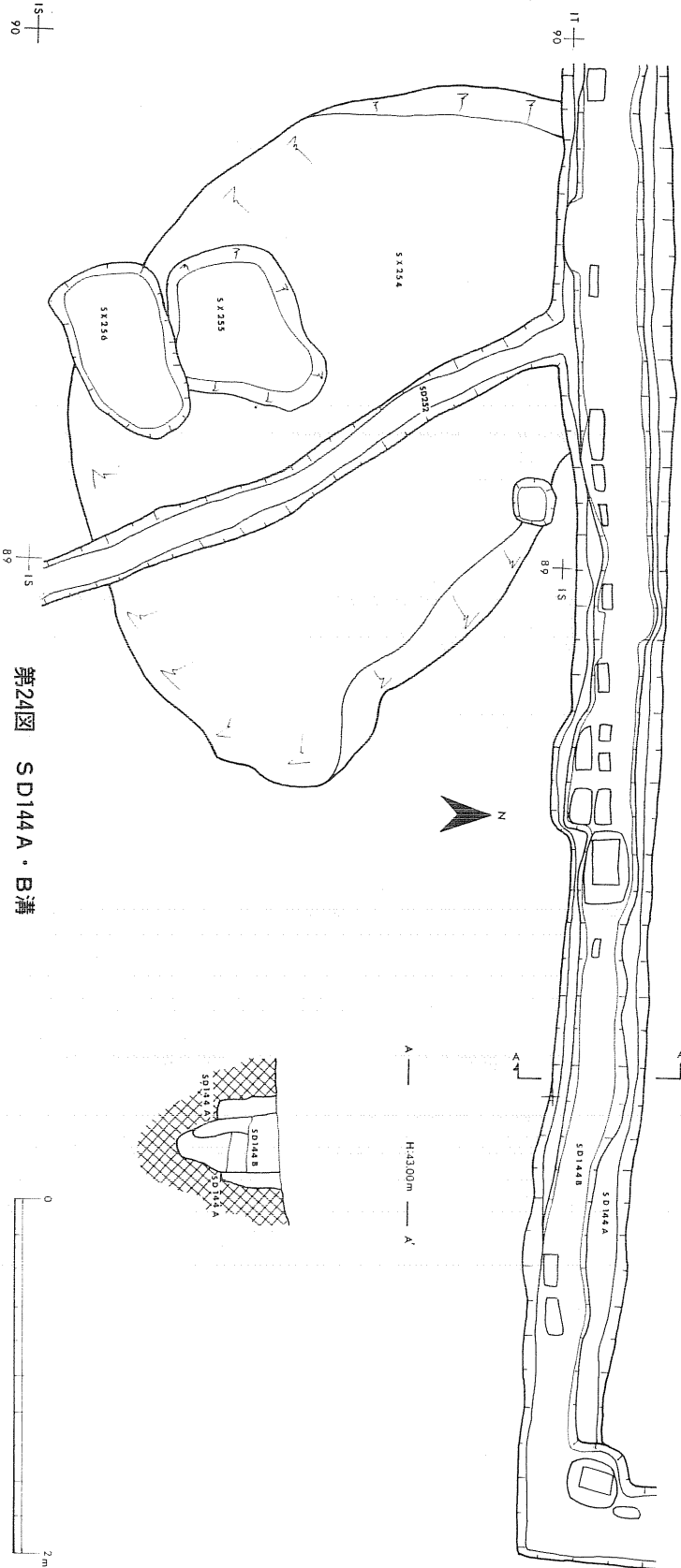
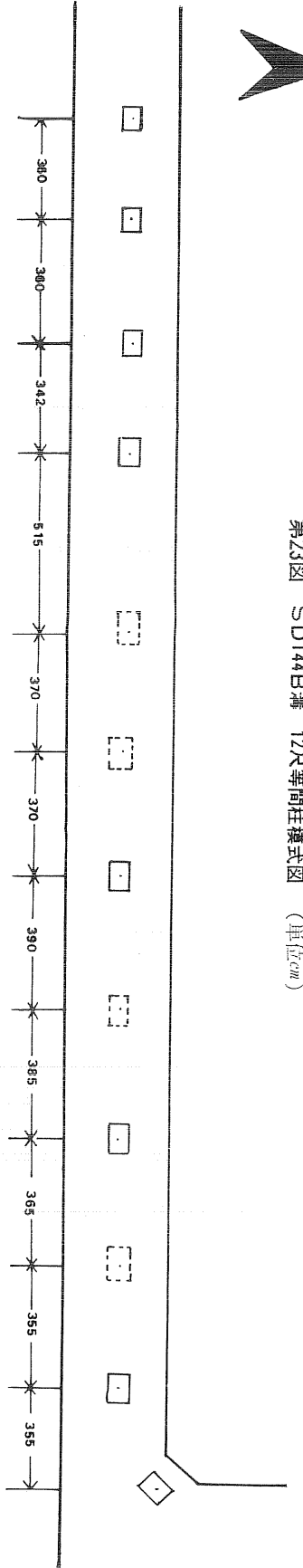
S D 144AはB期と同位置にあるため、構造物の痕跡を確認できなかった。溝の掘形は、上面幅約57cm、底面幅約44.5cm、深さ約45cmの布掘りである。S D 144AはS D 123とのコーナーから9mほどまでは、S B 144Bよりも幅が広く両側に10cmほど掘形埋土がのこっていた。埋土は炭化物(1%)を含む赤褐色土である。

SD144B溝 [第Ⅱ期]

S D 144B溝の掘形は、上面幅約44cm、底面幅約31.5cm、深さ約55cmの布掘りである。A期よりも10cmほど深い(注1)。埋土は炭化物を含む赤褐色土である。S D 144Bには、板痕跡と12尺等間の柱痕跡を認めた。板痕跡は幅約20cm、厚さ約8cmで、長軸を東西にして溝の南壁に接している。埋土は炭化物・土器片を含むやわらかい赤褐色土である。板痕跡の底面および周辺には明褐色粘質土が板材を固定したと思われるほどしまっている。12尺等間柱痕跡の掘形は、約45×30cmの方形・楕円形で、角材痕跡は約28×16cmである。柱間距離は3.55~3.9mで、平均



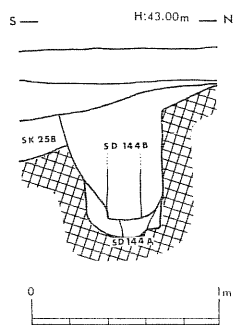
第23圖 SD144B溝 12尺等間柱模式圖 (單位cm)



距離3.65mであり、ほぼ12尺等間である(第23図)。しかし柱痕跡東から8間目の距離は、5.15mと大きく開いているので留意すべき点である。

⑤ SD252溝 (第24図)

SD144東側の南壁から南東に走る溝である。溝掘形は上面幅25.2cm、底面幅14.5cm、深さ約20cmの布掘りである。SD252はSD144Aの底面を切っていて、SD144Bとほぼ同じ深さである。第25図 SD144A・B溝 土層図 SD252はSD144Bと同時期の溝と思われるが、今後の精査をもって明確にしたい。



⑥ SD244溝 (第19図, 図版21)

SB284の西側に接する溝である。溝掘形は上面幅約24.3cm、底面幅約20.8cm、深さ約30cmである。角材および板痕跡と思われるものもあるが詳細は不明である。

⑦ SD240・241溝 (第19図)

2条の溝はSB284の東側に接する。

SD240は、幅50cmほどで角材痕(約15×15cm)を数ヶ所確認した。

SD241は、幅30cmほどでSD240を切っている溝で、板痕跡(約10×25cm)を数ヶ所確認した。

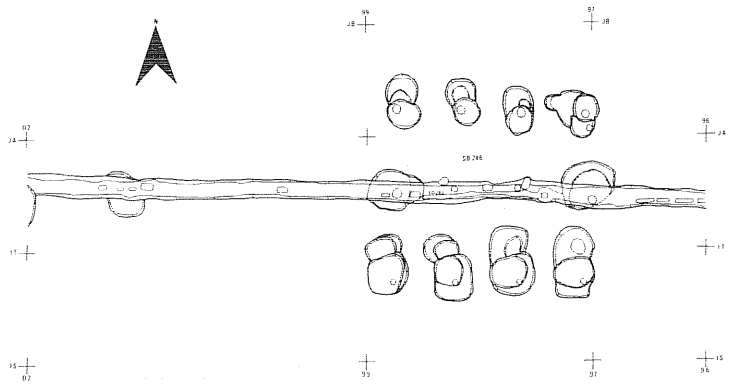
⑧ SD239溝 (第19図)

SD239は、SD244の南側8mを発掘区西壁から東に5.5m走り南に折れ、SX253までの溝である。溝内からビール瓶の破片や近代陶器の破片が出土しており、近世後の遺構と考えられる。

⑨ 土墳

(第19・26図, 図版19)

本調査で検出した土墳は、S D144溝をはさんで南と北にある。



SK220土墳 (第27図)

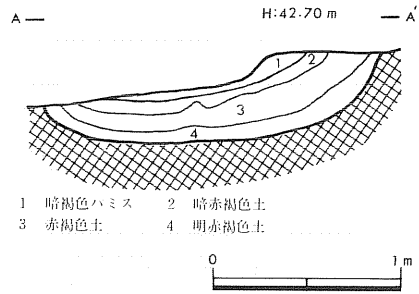
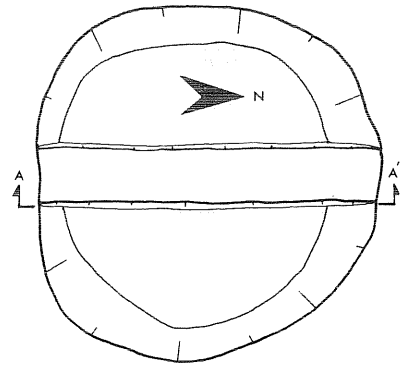
S D 144 溝の北側に位置し、ほぼ円形で直径約

1.8 m、深さ約0.4 mであ

る。底面は平らで、ゆるやかに立上がる。墳内土層第1層は、厚さ5~10cmの暗褐色を呈すパミス、第2層は暗褐色土、第3層は土器片・炭化物(約50%)を含む赤褐色土、第4層は明赤褐色土である。

SK221土墳

S K144溝とS K222・247土墳に切られている。不整楕円形を呈し、深さ約0.3~0.4 mで、底面は凹凸があり素掘りの状態である。壁はゆるやかに立上がる。墳内土層第1層は厚さ3~5 cmの明赤褐色パミス、第2層は明赤褐色土、第3層は土器片・炭化物を含むしまりのある明褐色土である。



第27図 SK220土墳 平面図・土層図

SK222土墳

S K223土墳の北側に位置し、S D144溝を

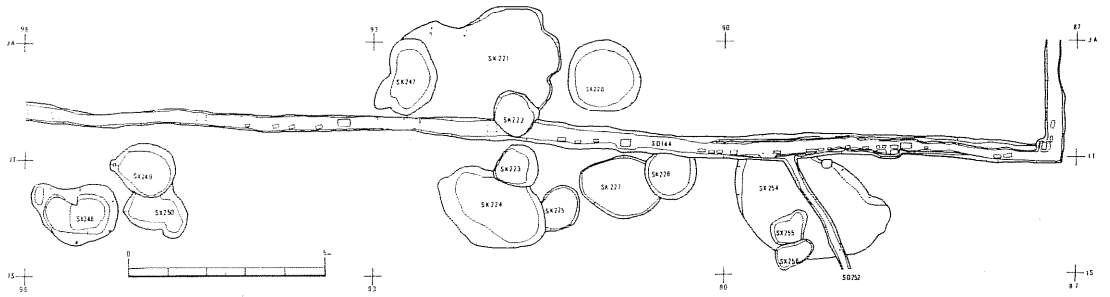
切っていることが注目される。不整形円形を呈し、直径約1.1 m、深さ0.6~0.8 mで、壁は急に立上がる。墳内土層は明褐色土で、灰白色土が約50%混入している。土器片・炭化物はみられず、一時に埋められたようである。

SK223土墳

S K222の南側に位置し、S K224土墳を切り、不整形円形を呈し直径約1.1 mである。

BK224土墳

S K225土墳を切りS K223に切られ不整楕円形を呈し長径3.0 m、短径2.05 m、深さ0.3 mで



第26図 SD144溝

ある。底面は凹凸があり、壁はゆるやかに立上がる。

SK225土壙

S K 227土壙の西に位置し、S K 224に切られ円形を呈し、直径約1.0m、深さ約0.1mである。底面は素掘りの状態で焼土・炭化物はみられない。

SK226土壙 (第28図)

S K 227土壙を切り、S D 144に切られ円形を呈し、直径約1.35m、深さ約0.23mである。壙内土層第1層は厚さ3~5cmの浅黄橙色を呈すパミス、第2層は黒褐色土、第3層は暗褐色土である。

SK227土壙

S D 144の南側に位置し、S K 226に切られ楕円形を呈し、長径約2.15m、短径約1.55m、深さ0.06~0.1mである。

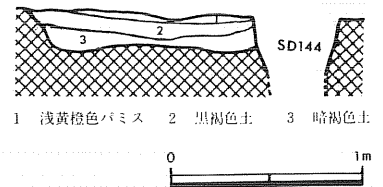
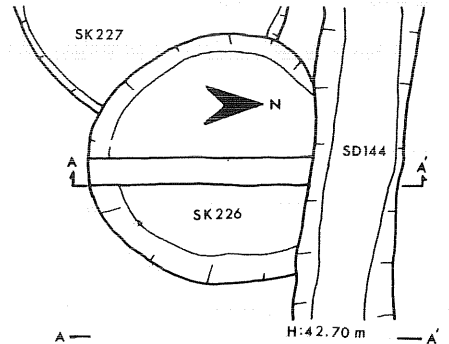
SK247土壙

S D 144の北側に位置し、S K 221を切り不整楕円形を呈し、長径約2.3m、短径約1.4m、深さ約0.65mである。底面は平らで、壁は急に立上がる。

SK258土壙

S K 261土壙の西側に位置し、S D 144に切られている。浅黄橙色のパミスを確認できたが、詳細は不明である。

SK261土壙



第28図 SK226土壙 平面図・土層図

S X 265の北西に位置し、S D 144に切られ詳細は不明である。

⑩ その他の遺構 (第19図)

本調査では、その他の遺構を27検出した。

SX248

S X 250の西側に位置し、東西約2.35 m、南北1.5 m、深さ約0.16 mで底面は凹凸している。
出土遺物はない。

SX249

S X 248の東側に位置し、S X 250を切っている。円形を呈し直径約1.4 m、深さ約0.2 mで底面は凹凸している。出土遺物はない。

SX250

S X 248の東側に位置し、S X 249に切られている。不整楕円形を呈し長径約1.2 m、短径約1.0 m、深さ約0.2 mで底面は凹凸している。壁はゆるやかに立上がる。

SX253

S X 268の南側で北西方向に23 mほど走る階段状の岩石を認めた。岩石は長森丘陵の岩盤(第Ⅲ紀硬質頁岩)で方形・長方形に割れやすい性質をもち、いわゆる切石のようであるが、配列が岩脈方向と一致することや、人工的に据えられた痕跡が認められなかったため自然岩石が露頭したものと考えられる。

SX254

S D 144・252溝に切られ、不整楕円形を呈し南北約3.8 m、東西約2.8 m、深さ0.15~0.25 mで底面は凹凸している。壁はゆるやかに立上がる。出土遺物はない。

SX255

S X 256に切られ、不整楕円形を呈し南北約0.75 m、東西約0.9 m、深さ約0.42 mである。出土遺物はない。

SX256

S X 254・255を切り、不整楕円形を呈し南北約0.6 m、東西約1.0 m、深さ約0.21 mである。出土遺物はない。

SX265・270・271

杉の抜根痕である。

SX262~264・266・268・269・272~280

八幡神社にともなう遺構であろう。

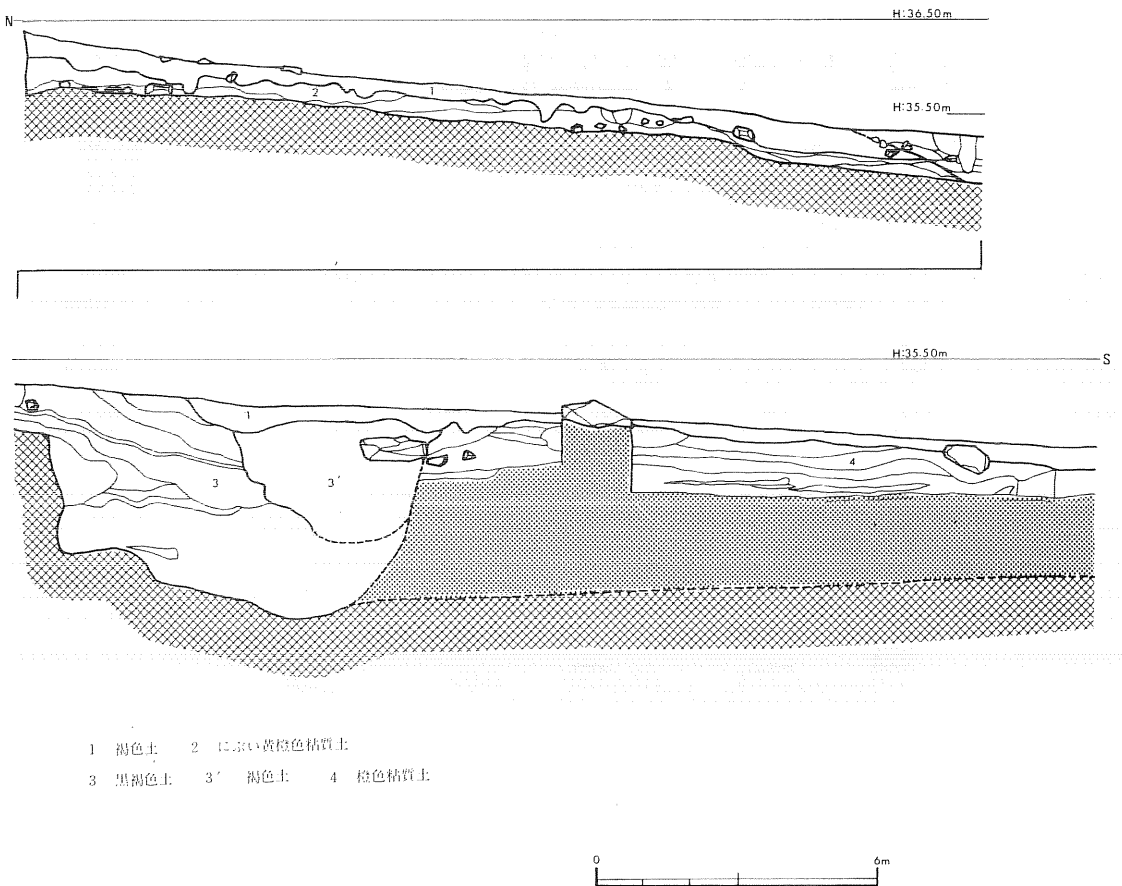
(注1) S D144A・Bの深さは一定でない。

(2) B地区

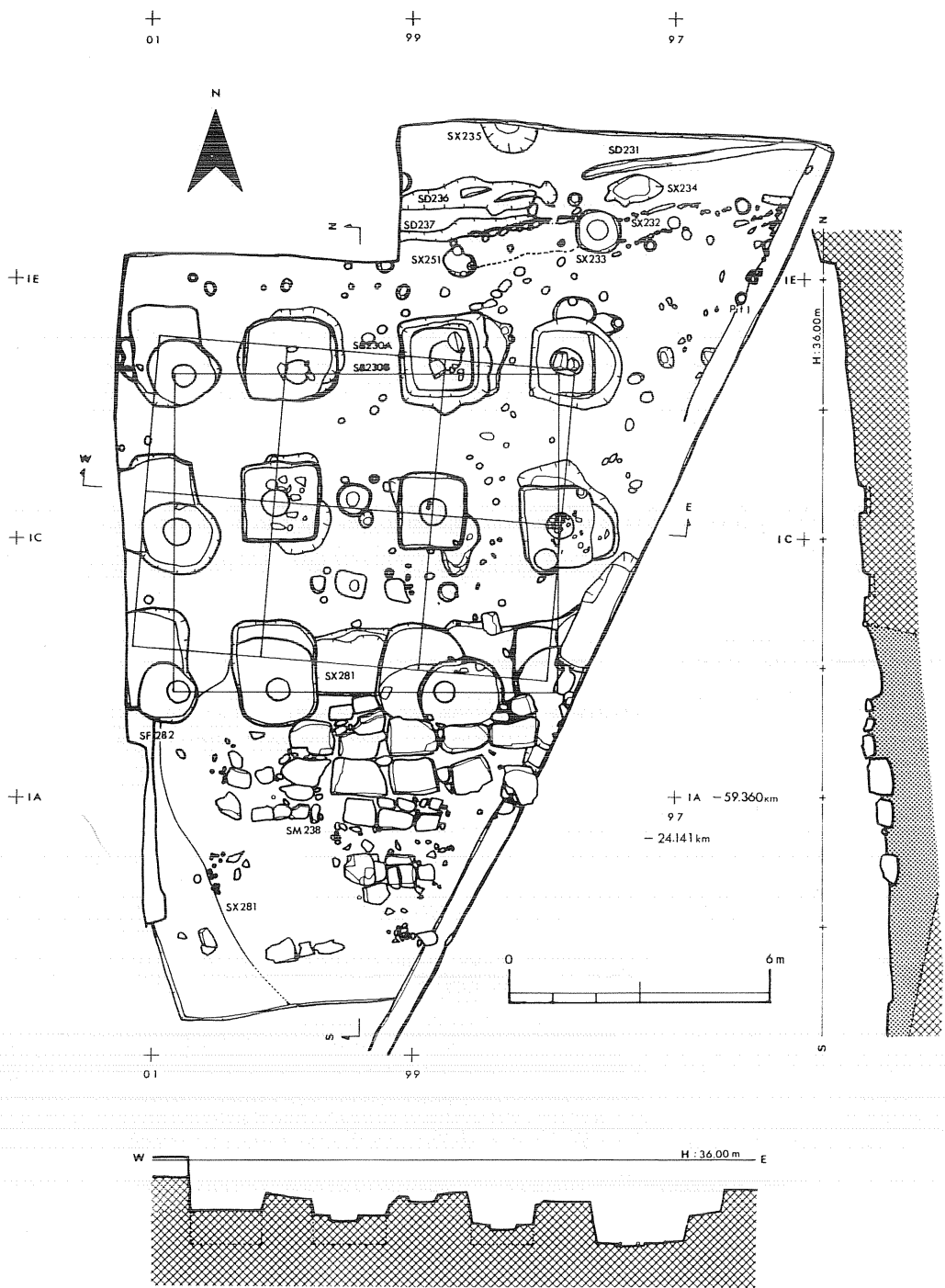
本調査で検出した遺構は、整地地業1、石段1、建物跡1、築地1、溝3、その他の遺構である。以下この順で遺構の説明を行なう。

① SX281整地 (第29図)

S M238 (石段) を含むS B230南側柱周辺は、軟弱地盤であったため、掘込んだあと版築



第29図 第13次発掘調査B地区東壁土層図



第30図 第13次発掘調査B地区発見遺構図

による盛土整地がおこなわれている。S X 281の土層観察によれば（第29図），土層1は表土である。土層2はにぶい黄橙色粘質土に明褐色粘質土・黄褐色土・赤黒褐色土などが混入し，下部では角礫（頁岩）が70%ほど含まれる。土層3は盛土整地層で，上面から炭化物（1～3%）を含むにぶい橙色土・黒褐色土・褐色土であり，底面は黒色土で固くしまっている。土層3'は炭化物（1～3%）を含む褐色土である。土層4は版築による盛土整地層で，暗褐色土・黒褐色土・褐色土などが互層をなしている。

② SM238石段 （第30図，図版14）

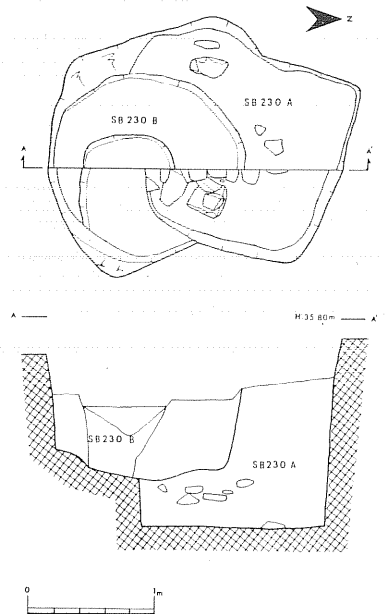
S B 230内郭南門跡の南側柱直前に，長方形の切石（硬質頁岩）を階段上に据えたものである。石の大きさは縦0.65～0.8m，横0.9～1.2mであり，切石の間には小さな石を埋込んでいる。石段の東西幅は現存部分約5.6mである。SM238はS B 230B建物（第Ⅱ期）方向と一致する。S B 230A建物（第Ⅰ期）のときも石段があったと考えられる。

③ SB230内郭南門跡 （第30～33図，図版13～17）

標高約42.50m，政庁地区より南へ下って，長森裾の傾斜地標高約35.5mに位置する東西棟桁行3間×梁行2間の八脚門掘立柱建物で，2時期の建立を確認した。また，2時期の建物の雨落溝は検出できなかった。

SB230A建物 〔第Ⅰ期〕（第31・32図，図版15～17）

東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱構造の八脚門である。S B 230A柱痕跡は，棟通り東側3本，北隅柱しか原位置を確認できなかった。この柱心距離は東から2.93m，3.6m，東妻側中央柱・北隅柱間は3.78mである。柱穴の切合い関係から復原すれば，建物規模は計画尺桁行32尺（10+12+10），梁行24尺（12+12）と思料される。1尺は平均30.3cmである。柱掘形は方形・長方形で1.6～1.8m，深さ1.4m，直径0.5～0.7mの柱痕跡がある。S B 230A—1の柱根は抜取られていて，柱痕跡には掘形底面で石塊2個を認めた。この石下には，炭化物を直径60～70



第31図 SB230A・B—4建物

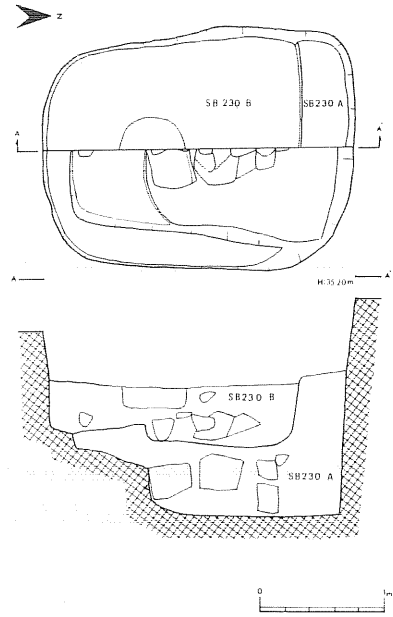
cmの円形状に検出し、まさしく柱根の原位置であった。SB230A-2においても柱根の原位置に炭化物を認めた。SB230A-5の掘形底面では、柱根位置を中心にこぶし大の石が敷き詰められており、柱根の根固めや沈下を防いだものである。埋土は、炭化物（1%未満）を含むにぶい黄橙色粘質土・にぶい黄褐色粘質土・橙色土である。

SB230B建物〔第Ⅱ期〕（第31・32図，図版16・17）

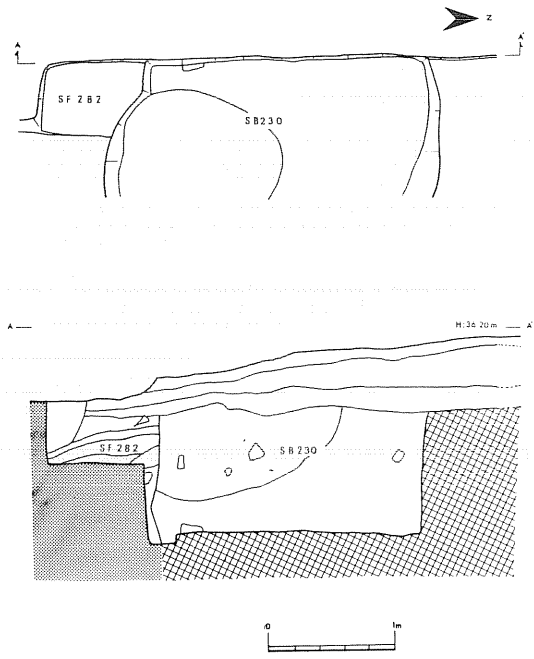
東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱構造の八脚門である。SB230B柱痕跡は、南側柱西側3本、西妻側柱しか原位置を確認できなかった。この柱心距離は南側柱西から2.28m、3.84m、西妻側柱北から3.6m、3.7mである。柱穴の切合い関係から復原すれば、建物規模は計画尺桁行30尺（9+12+9）、梁行24尺（12+12）と思料される。1尺は平均29.8cmである。柱掘形は楕円形を呈し、直径東西1.5~1.6m、南北1.3~1.7m、深さ約1.0m、直径0.5~0.6mの柱痕跡がある。埋土は炭化物（3~5%）を含む褐色土・暗褐色土・にぶい黄橙色土である。SB230B（第Ⅱ期）は、棟通り中央2本の柱痕跡はない。したがってSB230A柱根が再利用されたかもしれない。

④ SF282築地（第33図，図版18）

SF282築地はSB230B建物南西隅柱痕跡から0.6~0.7m離れている。築地の東辺から南辺の一部を確認し、



第32図 SB230 A・B-11建物



第33図 SB230-12建物，SF282築地

南方向に約5.0m進み西方向に向かっていることから、門と内郭線の接続のしかたは内郭北門跡と同じく「八」の字型であることを確認した。版築技法による築地は、にぶい褐色土・黒褐色土・明黄褐色土などの互層をなしている。また築地と南西隅柱掘形との切合いからみて、築地をつくったあとに建物を建立している。S B 230 A建物にも築地はともなっていたであろう。

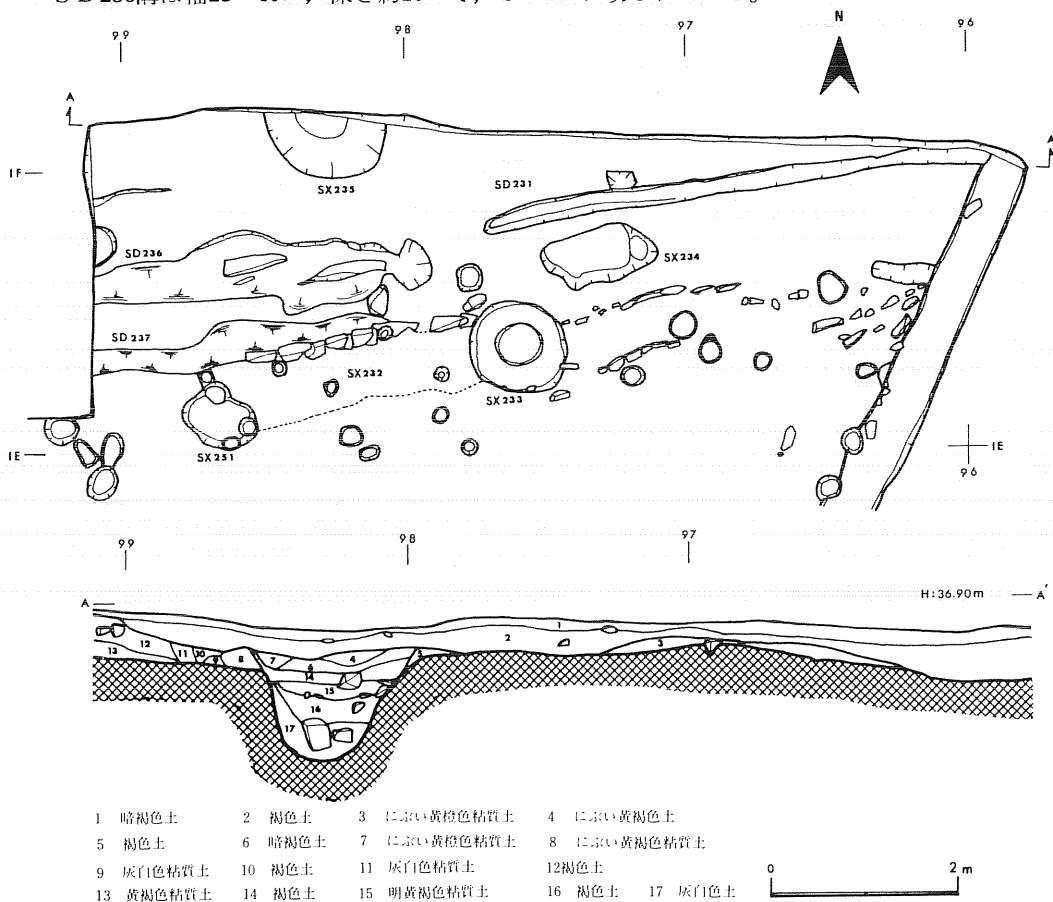
⑤ SD231溝 (第34図)

北東隅から西に約5.3m走る溝である。幅約20cm、深さ約15cmであり、出土遺物などから古代の遺構と考えられる。

⑥ SD236・237溝 (第34図)

北側の西壁から東へ約3m並行して走る2条の溝である。

S D 236溝は幅25~40cm、深さ約10cmで、S X 232に切られている。



第34図 第13次発掘調査B地区北側 平面図・土層図

S D237溝は幅40~60cm, 深さ約30cmで立上がりのゆるやかな溝である。

⑦ その他の遺構 (第34図)

SX232

S X233に切られ, 東西にほぼ並行して走る岩脈である。

SX233

S X232を切っている。柱掘形は直径約1.0mの円形を呈し, 直径約0.5mの柱痕跡がある。柱掘形の深さは0.57mで, 底面には根固めと考えられる石が据えられている。埋土は焼土・炭化物(約1%)を含む明黄褐色粘質土・黄褐色粘質土である。

SX234

不整楕円形を呈し, 長径約1.25m, 短径約0.6m, 深さ約0.3mである。埋土は黒褐色粘質土である。

SX235

調査区北壁際で検出した遺構で, 円形を呈し, 直径約2.8m, 深さ約1.1mである。埋土は明黄褐色土が混入する褐色土・黄褐色粘質土である。

SX251

S D237の南側にあり, 楕円形を呈し長径0.75m, 短径約0.55m, 深さ約0.1mである。遺構内に直径0.15~0.2m, 深さ0.1~0.2mのピットがある。

3 出土遺物

(1) A地区

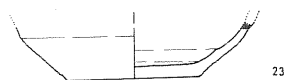
① 建物跡出土土器

SB229建物

土師器 6点でいずれも破片である。

SB246建物

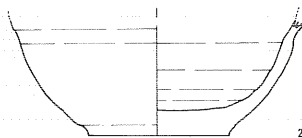
土師器 底部破片1点出土しただけである。



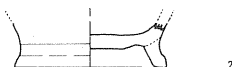
23



24



25



26



出土地点 1・2 SK229土塚 3・4 SK247土塚

第35図 A地区土壇出土土器実測図

第5表 土壌別出土遺物個数

② 溝跡出土土器

SD144溝

土師器 181点
の破片が出土しており、内訳は杯128、甕51、蓋2点で、底部破片では回転糸切りが52点である。

須恵器 30点、

いずれも破片で内訳は杯6、壺6、

甕17、蓋1点である。

遺構番号	総数	土師器	比率	須恵器	比率
S K 220	293	288	98.3%	5	1.7%
S K 221	42	42	100%	0	0%
S K 223	4	4	100%	0	0%
S K 224	9	9	100%	0	0%
S K 225	4	4	100%	0	0%
S K 226	29	27	93.1%	2	6.9%
S K 227	27	26	96.3%	1	3.7%
S K 247	22	20	90.9%	2	9.1%
合計	430	420	97.7%	15	3.5%

第6表 土壌器種別出土土器数

③ 土壌出土土器 (第35図、図

版24—25)

SK220土壌 (第35図23・24)

土師器 杯第35図23は、浅黄橙

色土で、胎土は緻密であるが焼成はもろい。底部からゆるやかに立上がる。回転糸切り無調整である。24は灰白色で、胎土は緻密であるが焼成はもろく、摩滅が著しい。

SK247土壌 (第35図25・26、図版24—25)

土師器 杯第35図25は、内外面とも淡黄橙色で、胎土は砂粒を含むが緻密で焼成は良好である。26は高台付杯である。浅黄橙色で、胎土は緻密で焼成は良好である。底部切離しの後、高台を付しその内外を撫でている。

④ その他の出土遺物

鉄製品 SD144溝より長さ16cmほどの刀子状のものが出土しているが、腐蝕が著しく形状は不明である。

古銭 SX271より寛永通宝1点が出土している。

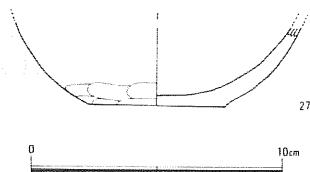
(2) B地区

① 建物跡出土土器

SB230建物

土師器 21点で杯破片が多い。

須恵器 11点で甕・壺の破片がみられる。



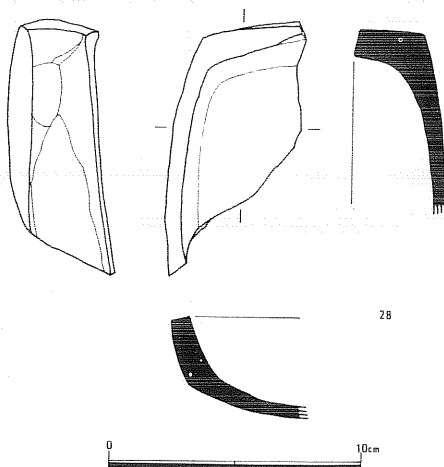
第36図 陶碗実測図

② 溝跡出土土器

SD231溝 (図版24—30)

土師器 6点, 須恵器 4点の破片が出土している。

青磁 椀の口縁部破片で, 同一個体のも
のがSD 231南側のピット1より出土してい
る(注1)。



第37図 S X 232出土土器実測図

③ その他の出土土器 (第37図27, 図版24

—27)

土師器 杯27は, 橙色で, 胎土は砂粒を含むが緻密で焼成は良好である。回転糸切りの後, 底部下端に手持ちヘラ削りを施している。S X 232の出土である。

④ その他の出土遺物 (第36図, 図版24—28)

陶硯 風字硯である。黄灰色を呈し, 須恵質で海部の破片である。外面はヘラ削りで, 硯面は丁寧なヘラミガキで整えており, 墨痕が認められる。S F 282南辺の出土である。

注1 青磁片について, 同志社大学森浩一教授より『越州窯か, 中国の越地方の青磁で, 平安前期の輸入品ではないか。』というご教示を受けた。記して感謝の意を表する。

4 小 結

(1) SB246建物とSD144溝

SB246とSD144との関連は、前述のSB129とSD123と同結果である。つまり、SD144AはSB246建物の東西妻側中央柱に接している。SB246は全3回建立され、棟通り中央柱2本の柱痕跡がないことなどが共通している。

SB246建物南北中軸線は、政庁域の中軸線に近く、正殿建物の正面に位置していることから、門跡と理解した。したがって、SB246建物とSB129建物は政庁南門跡、政庁東門跡とすることができる。

SB246東西妻側中央柱間にはSD283があり、板痕跡と思われる。SD283は政庁南門跡の棟通りを支える基礎構造としておきたい。

SD144Bの12尺等間の柱痕跡、東から8間目の柱間距離は5.15m(17尺)と開いているので、潜門があったかもしれない。また、正面となる9間目の柱間には、SD144Bにともなう板痕跡は認められず、常に開かれていたであろう。SD144の中軸方位は、 $N87^{\circ}40'W$ であるからSD123と直角となり、同時期の仕事と考えてよい。

政庁南門跡の前面には、上記遺構のほか、SB284とSD240・241・244があり、今後の発掘調査をまつて考察したい。

(2) 内郭南門跡(SB230建物)

内郭南門跡建物は全2回の建立を確認した。

内郭南門を建立するにあたり、SX281とした掘込地業による整地をおこなっている。整地作業ののち、SB230A建物を建て、SM238石段を据えたであろう。SB230A建物の南北中軸方位は約 $N4^{\circ}31'E$ である。

SB230B建物では、棟通り中央柱2本の柱痕跡を検出できなかった。これは、SB129・246建物と共通する事実に注目しておきたい。SM238石段の配列方向は、建物方向と一致していることから、SB230B期に据えなおしたのでであろう。また、南西隅柱に接してSF282築地があり、内郭南門の再建にあたって築地東辺は手なおされたであろう。築地と門柱の接続の仕方は区画延長線より内側に引込み、「八」の字型をなしている。この特徴は内郭北門跡と角材列の取り付け方と一致している。

(3) 内郭線と外郭線の造営時期について

内郭線と外郭線の造営時期については、第2・7次発掘調査の結果から、内郭北門跡(第Ⅰ期)、外郭南門跡は創建期の造営ではなかろうかという仮説をもっていた。さらに本年度、内郭南門跡と政庁域内の発掘調査が進行したことから、内郭線と外郭線は創建期の造営であることが実証できた。正殿建物(第Ⅰ期)内郭南門跡(第Ⅰ期)と外郭南門跡の南北中軸方位は約 $N4^{\circ}30'E$ であり、建築技法などを考慮すれば、これら建物群は同時期(創建期)の造営と理解できる。

政庁域を画する政庁南門跡、東門跡および板扉跡の造営時期との関連はどうであろうか(注2)。前記、創建期建物の中軸方位は約 $N4^{\circ}30'E$ であり、板扉跡の中軸方位は約 $N2^{\circ}20'E$ であるから、その差は約 $2^{\circ}20'$ である。正殿建物(第Ⅰ期)、内郭南門跡(第Ⅰ期)と政庁南門跡の南北中軸線を重ねると、建物の中軸線がわずかに東に寄ることがわかる。また、政庁南門跡、東門跡と内郭南門跡(第Ⅱ期)と建築技法に共通性があることなどを考えると、政庁域を画する施設(S B129・246建物、S D123・144溝)は後出の建物群であり、内郭線第Ⅱ期造営の可能性を検討せざるを得ない。

注1 S B129建物(政庁東門跡)の南北妻側中央柱間にも板痕跡があったかもしれないが、S D144Bによって切られ、その痕跡をとどめていない。

注2 昨年度の報告では、S D123溝とS B110建物の南北中軸方位に差を生じていながらも、同時期の造営と明記した。しかしながら前述のように保留しておく。

V 第 14 次 発 掘 調 査

1 調査経過 (第38図, 図版25-1)

昭和53年6月, 仙北町払田字長森12番地藤原トシ子氏より住宅改築のため, 現状変更申請書が文化庁に提出された。文化庁からは昭和53年8月3日付委保第4の832号で, 仙北町教育委員会に対し, 現状変更は好ましくない旨の通知があった。

このため, 昭和53年12月同氏より, 仙北町払田字大谷地20の1, 21へ移転新築する旨の現状変更申請書が再度提出された。

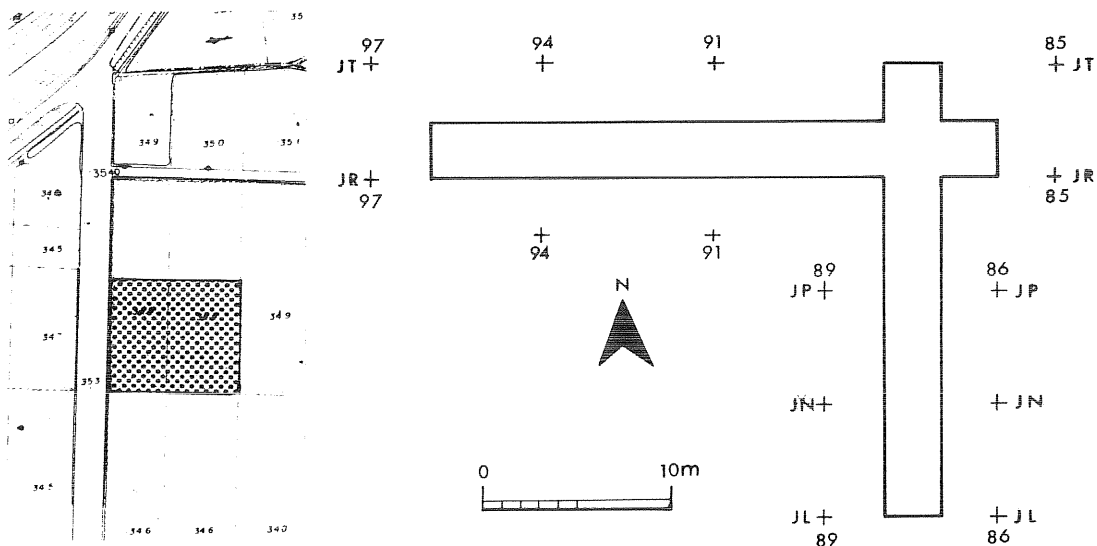
再申請書の提出にもとづき, 仙北町教育委員会から当事務所に事前に地下遺構の有無確認のための発掘調査の依頼があった。

発掘調査は, 耕作土を掘り下げたが, 調査条件が満たず, 本年度内に終了することができなかった。このため, 遺構・遺物の確認は明年度継続調査をすることにした。発掘調査は敷地面積 $89.3m^2$, 宅地面積 $190.98m^2$ のうち, $159m^2$ を発掘した。

2 発見遺構・遺物 (図版25-2・3)

遺構および遺物の発見はなかった。

発掘調査の表土(耕作土)を約20cm程掘り下げるとどまつた。



第38図 第14次発掘調査地形図・平面図

Ⅵ 第 15 次 発 掘 調 査

1 調査経過 (第39図, 図版26—1・3)

昭和50年9月9日付仙発第324号で仙北町長より現状変更許可申請書(早坂5号:A地区)が提出され、文化庁長官より昭和51年6月21日付、委保第4の1071号を以って許可の回答があった。その後、仙北町長より昭和53年1月26日付仙発第83号で現状変更の許可申請書記載事項変更申請書(早坂4号線:B地区)が提出され、昭和53年2月23日付を以って許可の回答があった。早坂4・5号線の許可条件はいずれも事前に発掘調査をすることであった。これを受けた管理団体仙北町は、当事務所に発掘調査担当の依頼をした。

当事務所は、第15次発掘調査として、4月13日から4月28日、7月10日から7月14日まで延19日間行なった。

早坂4号線(B地区)は、既設道路の早坂6号線・森崎1号線とを結んだ部分(第11次C地区)から東よりの早坂5号線(A地区)に接続する。この道路は真山の北側の山裾をとり囲むようにして森合線と接続する。

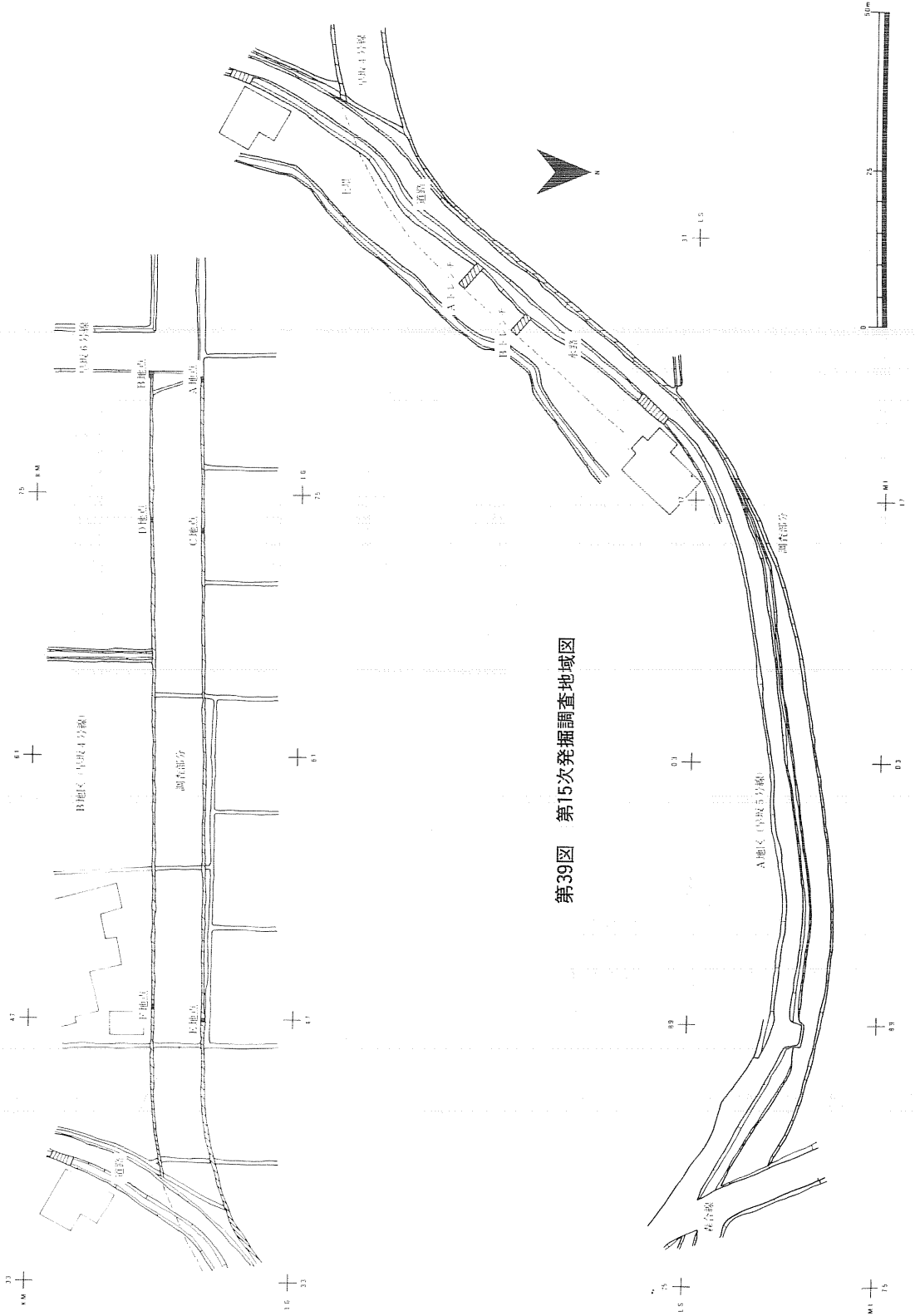
早坂5号線の道路拡幅区域内の中ほどから西にかけて中世の土塁が存在する。この土塁に幅1.5m、長さ4.0mほどのトレンチを2か所に設けて、道路の拡幅予定区域内で最も幅の広い場所をAトレンチ、最も高い場所をBトレンチとした。A・Bトレンチの調査面積は2か所で12m²である。

さらに、早坂4・5号線とも道路の幅を6mにして、その外両側の側溝部分を30~50cm掘削しようとするものである。したがって発掘調査の対象となるのは側溝部分で延面積は、4号線:91.5m²、5号線:141.5m²の合計233.0m²で、A・Bトレンチの調査面積との合計では245.0m²となる。

2 発見遺構 (第40・41図, 図版26—2)

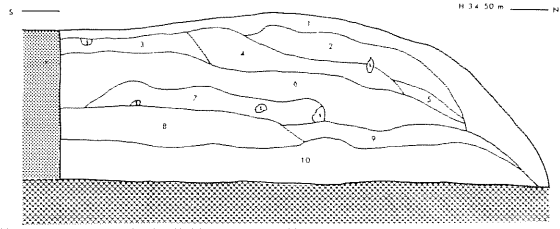
A地区の真山北側に存在する土塁は早坂5号線の中ほどから山裾をとり囲むように南西に、350mほど延びている。

Aトレンチは旧表土から底面までの深さが65~80cmで、層位は8層に分けられる。Bトレンチの旧表土から底面までの深さは、およそ125cmで、10層に分けられる。旧表土から下の層はA・Bトレンチとも北側にゆるやかに傾斜して用水路にぶつかっている。A地区の土塁の土層



第39図 第15次発掘調査地域図

は全体的にやや粘性であって黒色土や砂、小石が多く混じり合っているが、これは土塁を築いた時の土盛りをした行程を示すものであろう。

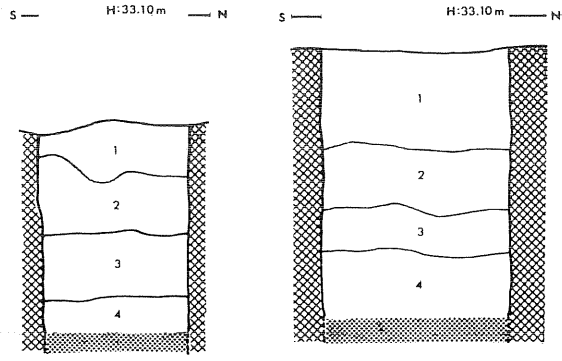


- 1 濃い黒褐色土 2 濃い黄褐色土 3 褐色土 4 明赤褐色土
5 暗褐色土 6 暗褐色土 7 褐色土 8 暗褐色土 9 暗褐色土
10 黒褐色土



第40図 A地区 Bトレンチ土層図

土塁と田面の標高については、土塁の高さは34.00m~34.50mで、北側の田面は33.75mでやや低くなっている。さらに西側のB地区ではA~D地点(第39図・以下同じ)で、およそ32.80m(第41図・以下同じ)E・F地点では33.00mと西側がやや低くなっている。



A地点

- 1 黒褐色土 (7.5Y R₂)
2 黒褐色土 (2.5Y 3₂)
3 黒褐色土 (10Y R₂)
4 黒褐色土 (2.5Y 3₂)

E地点

- 1 黒褐色土 (2.5Y 3₂)
2 黒褐色土 (10Y R₂)
3 灰色土 (5Y 4₂)
4 灰色土 (10Y 4₂)



第41図 B地区土層図

B地区(第41図)の土層については、黒褐色粘質土が灰色粘質土で、A地区でもほぼ同じである。

3 出土遺物

土塁のAトレンチE面より土師器の小破片が4片出土した。杯体部が3片、底部が1片であり、いずれも焼成はよく、乳褐色を呈する。摩滅が著しく。技法などの詳細は不明である。

4 小 結

第15次発掘調査はA地区のA・Bトレンチで土塁の北端を確認した。その北端から南側水路までの幅はおよそ8.0mである。南側水路から真山の山裾までは、現在原野であるが、その間はかなりくぼんでいる。

第16次発掘調査の結果では、土塁の幅約15.0m、堀は約6mあった。

第15次発掘調査だけでは確実ではないが、おそらくくぼんでいる場所は堀の跡だろうと思われる。

なお、土塁と堀は土層観察により、A・Bトレンチ付近から東側の森合線との間にも存在していたと思われるが、現在は一部道路として残っているにすぎない。

この土塁と堀に関しては「奥羽永慶軍記」によると、天文年間（16C前半）には堀田氏の居城があった事が記されている。さらに上田三平氏は「史跡精査報告第三」の中で、土塁と真山の斜面にある空堀は中世の堀田氏の居城であったろうと、すでに指摘している。

本調査では、道路拡幅区域内だけの調査で、きわめて断片的な事しかつかめなかったが、土塁と堀の形態と規模については、今後の調査によって明らかとなるだろう。

Ⅶ 第 16 次 発 掘 調 査

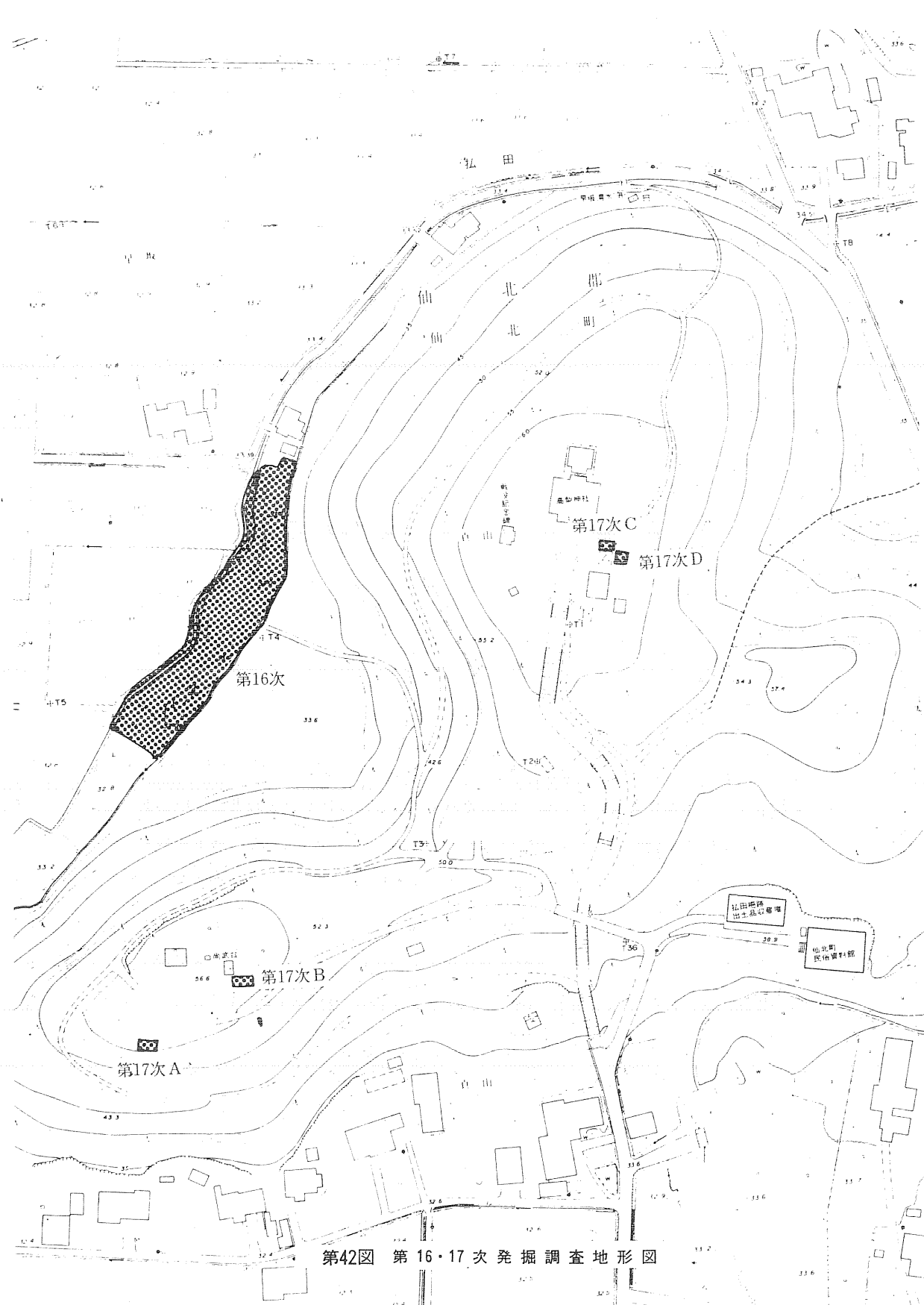
1 調査経過 （第42図，図版27—1・2）

仙北町払田字早坂141番地、佐藤藤八郎氏より同氏所有の同町払田字早坂197～199番地の畑地を水田造成のため現状変更したい旨、昭和52年9月27日付現状変更申請書の提出があった。

文化庁は、委保4の1100号（昭和52年11月26日付）をもって、申請地は、地下遺構が存在する可能性があるため発掘調査が必要であって、その調査結果によって申請を処理する旨の通知が秋田県教育委員会にあり、それに基づき当遺跡管理団体仙北町から昭和53年4月28日付をもって、仙北町が調査主体となり、払田柵跡調査事務所が調査担当者となって、発掘調査をされたい旨の依頼があったので当事務所では、昭和53年5月12日付秋教払発第4号をもって承諾の旨を回答し、第16次発掘調査として実施した。

申請地には中世の土塁と思われる部分が真山の北側の裾をとりまくように現存しており、調査においても、土塁とこれに伴う堀の確認が必要とされるため、申請地の197番地に南北に長い2m×20mのトレンチを設定した。

2 発見遺構 （第43図，図版27—3）



第42図 第16・17次発掘調査地形図

(1) SF211 真山北側に、東西に350mほど現存する土塁である。その北側はすでに水路によって切断されている。実際には土塁の南北の幅はほぼ15mぐらいと思われる。現地表面より50cmほどの深さで地山に達し、この間を4層に区分できる。1～4層は、いずれも土塁の盛土であるが、実際の土塁の高さを知ることは不可能である。この地山の面において用途不明の5つのピットを確認したが、その中の1つには杭と思われるものの基部（カッティングはしているが先端は丸みを帯びている）が残っていた。

(2) SD212 これも土塁とともに真山北側に現存する堀であり、南側においては、水路によって切断されており、実際には堀の南北の幅は6mほどあったと思われる。

現地表面より地山（8層）まで1～7層に区分され、この層序は水田耕作の影響を受けたもので、プライマリーな層序をなしていない。堀は土塁地山面よりも0.8mほど掘り込まれており、最も深い所では1.0mほどある。尚8層上面より木器1点を検出している。

3 出土遺物 (第44図)

(1) 土器 土器は、すべて土塁の第3層より出土したものである。土師器片15、須恵器片1の計16点であるが、このうち土師器では口縁部のものが5、残りが胴部の破片と思われる。須恵器片は杯の底部である。

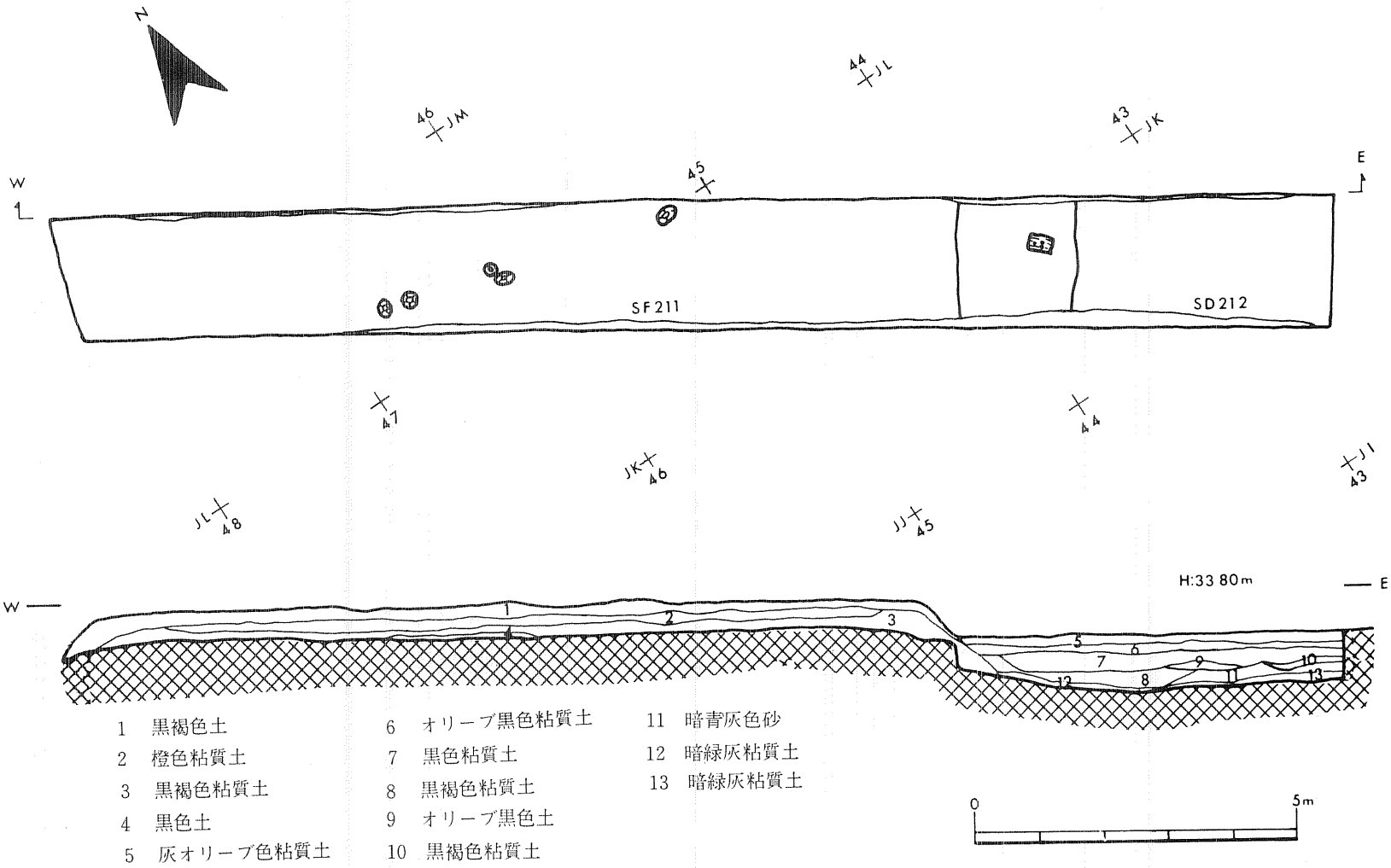
これら土器は、すべて小破片で正確な年代決定はしがたいが、おそらく古代のものと思われる。

(2) 木器 堀の8層上面より出土したもので、15×20.5cm、厚さ0.7cmのものである。4つの穿孔を有し、側面の4か所に長さ約10mm、径約2mmほどの木釘が残っており、箱状の組み合わせ木製品の一部と思われる。

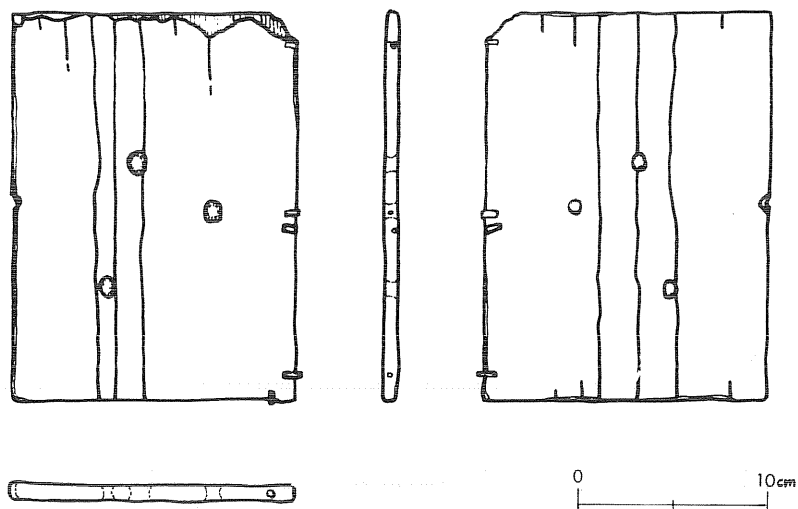
4 小 結

前記の通り、土塁の高さは明確には出来ないが、堀が地山面より約80cm掘り込まれていることを考えれば、土塁と堀の比高差はかなりあったと思われる。また、土塁と堀の南北の幅は、約20～23mほどであろう。

この土塁と堀に関しては、かつて上田三平氏が真山斜面に空堀のあったことを指摘されており、さらに「奥羽永慶軍記」によれば天文年間（16C前半）には堀田氏の居城があったことが記されている。おそらく、この土塁と堀は、当時のもので、真山を取り囲む形で防御の最前線をなしていたと考えられる。



第43図 第16次発掘調査平面図・土層図



第44図 出土木器実測図

弘田遺跡以後に関しては、先の「奥羽永慶軍記」以外には文献も見当らず、土塁と堀の規模と型態、さらには正確な年代を解明することが、今後の調査の重要課題である。

Ⅷ 第 17 次 発 掘 調 査

1 調査経過 (第42図, 図版28)

仙北町より文化庁に対し、仙発第356号(昭和52年9月12日付)仙北町真山公園事業に伴う史跡弘田柵跡の現状変更許可申請書が提出され、これに対して、文化庁より申請者に対し、委保第4の1147号(昭和52年11月26日付)をもって、事前に発掘調査すること、実施に当っては秋田県教育委員会の指示を受けることを条件として許可する旨の通達があったので、管理団体仙北町は仙発第208—1号(昭和54年4月28日付)発掘担当の依頼を当事務所に提出されたので、当事務所は、秋弘発第2号(昭和53年5月12日付)をもって、埋蔵文化財緊急調査として「いこいの森」造成事業計画案にもとづき発掘調査を担当施行する旨を仙北町に回答し、第17次発掘調査として実施することとした。

当調査は「いこいの森造成事業」の内の「東屋」「水呑場A・B」「便所」の敷地予定地内

に、古代遺構の有無、及びその実態についてのもので、その調査面積は、東屋23.22 m^2 、水呑場A・B 3.84 m^2 ×2=7.68 m^2 、便所4.1 m^2 で合計35.0 m^2 である。

尚調査上から、東屋をA地区、水呑場AをB地区、水呑場BをC地区、便所をD地区として発掘を行うこととした。

2 発見遺構 (第45図)

図)

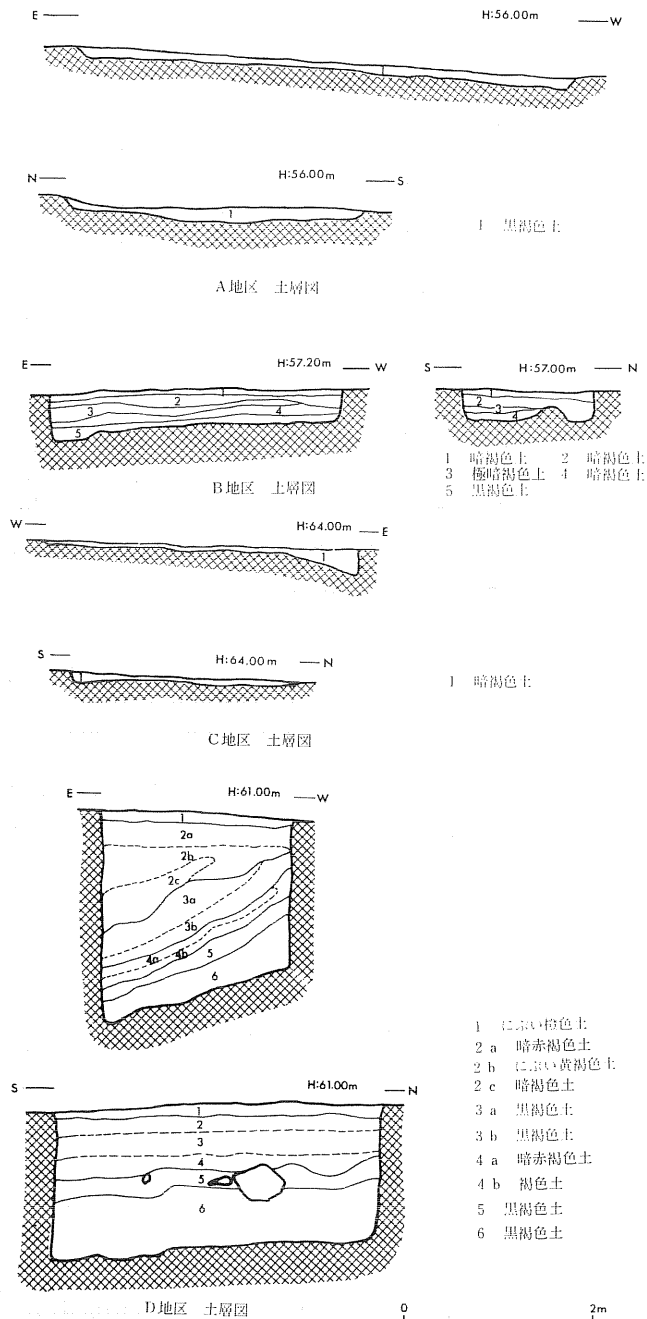
A・B・C・D地区とも遺構はなかった。

3 出土遺物 (第46図)

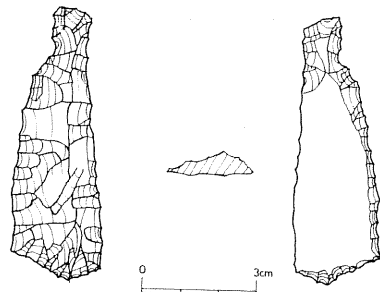
図)

A・B・C地区からは遺物の検出はできなかったが、D地区からは、縄文土器片40点と縦型石匙1点を検出した。これは、D地区第6層下部より出土したもので縄文前期のものである。

土器は胴部破片のみで、器型を推測することはできないが、原形はR{比がほとんどで、L{も数点ある。その他、爪型文と思われる



第45図 第17次発掘調査A～B地区土層図



第46図 D地区出土石器実測図

土器片1点が含まれる。

石匙は長さ7.5cmほどの縦型のもので、頁岩製である。先端部が少し欠損している。第一次剥離面を裏面に残し、刃部のみ、裏面からの細かい加工を施している。

4 小 結

遺構は各地区ともになかったが、遺物に関しては、縄文前期の遺物を検出しており、払田柵跡以前の歴史を解明する一つの手がかりとなった。今後これら歴史時代以前の調査も払田柵跡調査と並行して行なわれる必要がある。

Ⅸ 第 18 次 発 掘 調 査

1 調査経過 (第47・48図, 図版29)

仙北郡仙北町払田字館前57の高柳隆俊氏より、同氏所有の仙北町払田字館前98の水田にタバコ乾燥収納小屋建設のための現状変更申請書が昭和53年5月18日付をもって、仙北町教育委員会、秋田県教育委員会を経由して、文化庁に提出された。

これに対し、文化庁からは、昭和53年8月29日付委保第4の621号をもって、申請地は、地下遺構の存在が予測される場所であり、事前の発掘調査の結果をもって処理する旨の回答があり、それに基づき、当遺跡の管理団体仙北町から、仙北町教育委員会が調査主体となり、当事務所が調査担当者となって発掘調査をされたい旨の依頼があったので、当事務所では、昭和53年9月9日付秋教払第29号をもって承諾の旨を回答し、調査を行なった。

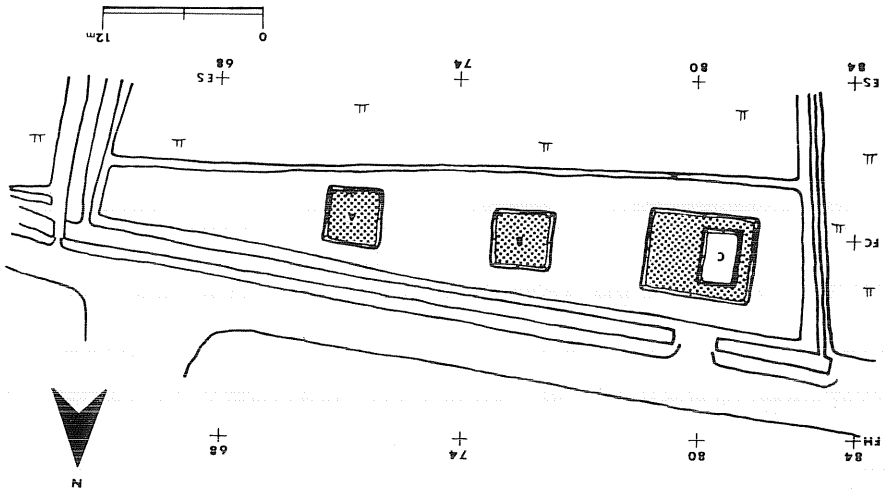
発掘調査は申請地105㎡のうち、A地区52㎡、B地区16㎡、C地区16㎡の計84㎡を調査した。

2 発見遺構 (第49図)

遺構の発見はなかった。

土層第1層は暗褐色土、第2層は黒褐色土、第3層は黒色土、第4層は灰色粘質土である。

第48図 A～C地区平面図



第47図 第18・19次発掘調査地域地形図



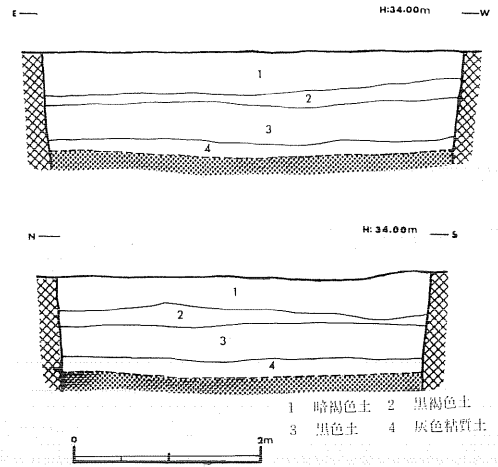
3 出土遺物

遺物の発見はなかった。

4 小 結

- (1) 遺物・遺構はなかった。
- (2) 土層観察によれば、A・B・C地区いずれも同じ層序を呈しており、特に第3層には植物の繊維が多量に混入しており、第4層の灰色粘土層などか

ら考えると、ある時期に申請地域は、湿地帯を形成していたとも考えられる。



第49図 B地区土層図

X 第 19 次 発 掘 調 査

1 調査経過 (第47図, 図版30)

この調査は、秋田県教育委員会払田柵跡調査事務所附設埋蔵文化財発掘調査資料収蔵庫建設に伴う、現状変更である。

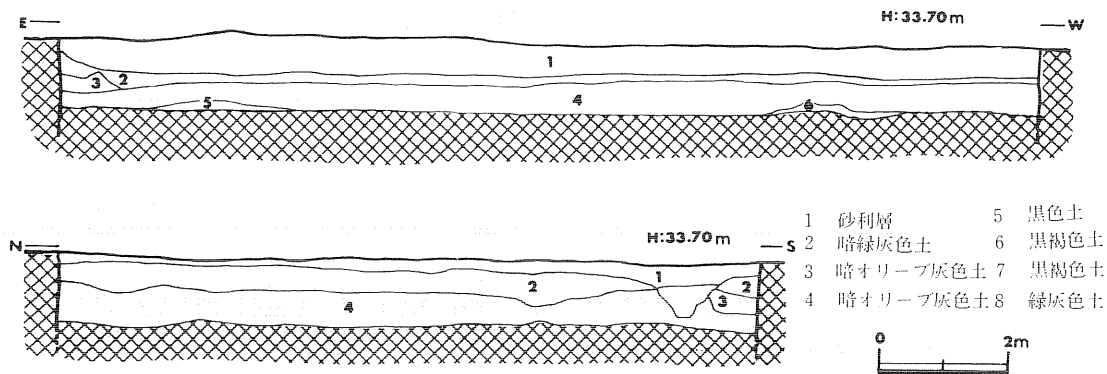
当委員会は、昭和53年7月3日付秋教文第374号をもって、文化庁に現状変更許可申請書を提出したところ、文化庁から昭和53年10月4日付委保第4の791号をもって、文化財保護法第80条第1項の規程に基づき、許可する旨の回答があった。

申請地(収蔵庫建設予定地)は、仙北郡仙北町払田字館前99の畑地770㎡、仙北郡仙北町払田字館前100の1の田地598㎡の計1,368㎡の面積である。

発掘調査は、建物敷地範囲を中心に、約120㎡を対象に行った。

2 発見遺構 (第50図)

遺構の発見はなかった。



第50図 南壁・東壁土層図

土層第1層は砂利層，第2層は暗緑灰色土，第3層は暗オリーブ灰色土，第4層は暗オリーブ灰色土，第5層は黒色土，第6層は黒褐色土，第7層は黒褐色土，第8層は緑灰色土である。

3 出土遺物

遺物の発見はなかった。

4 小 結

- (1) 遺構・遺物の発見はなかった。
- (2) 土層観察から，当地は最近まで苗代として利用され，その後，土砂（第1層）で埋土されたことがわかった。

XI 第 20 次 発 掘 調 査

1 調査経過 (第51図, 図版31)

昭和53年7月20日付, 仙北町払田字長森11 後藤剛氏より, 同氏所有の千畑村本堂城廻字森崎106の水田279㎡に葎栽培小屋建築のための現状変更許可申請書の提出があった。

これに対し, 文化庁からは, 昭和53年8月30日付委保第4の895号をもって, 申請地は地下遺構の存在が予測される場所であり, 事前に発掘調査をし, その結果を待って処理することが適当であるとの回答があった。

これによって, 管理団体仙北町は, 当事務所に発掘担当の依頼をし, 当事務所では第20次発掘調査として実施した。

第20次発掘調査は, 現状変更申請地面積297㎡(建物面積30㎡)のうち, A地区43.0㎡, B地区12.0㎡, 合計55.0㎡を発掘した。

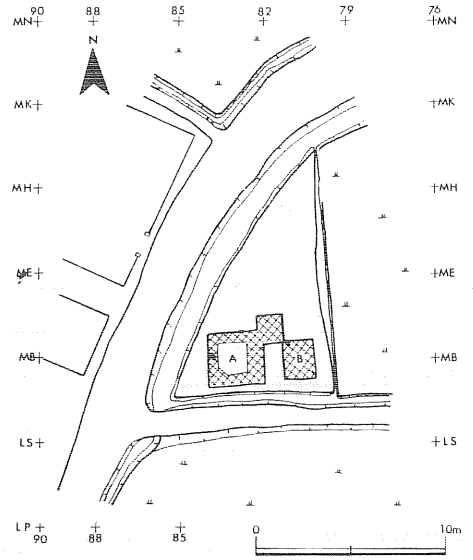
2 発見遺構 (第52図)

A地区, B地区ともに遺構の発見はなかった。

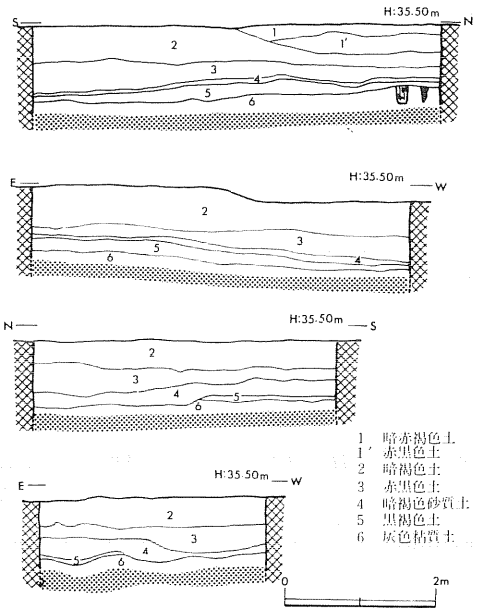
3 出土遺物

(1) 土器 土器はすべてA地区Ⅵ層灰色

粘質土層の上面より出土したもので, 須恵器2点, 土師器80余点である。須恵器は杯形土器の口縁部である。土師器は甕形・杯形土器の破片であり, ほとんど表・裏面に刷毛目文があり, ロクロ使用のものである。



第51図 第20次発掘調査地域図



第52図 A・B地区 土層図

- (2) 石器 A地区第Ⅵ層上面より砥石を1点検出している。大きさは長さ7×幅4.5×厚さ3cmで、使用面には擦痕が走り、中央部には幅2mmほどの縦に走る溝が4条認められる。
- (3) その他の遺物 自然遺物として、ひょうたんの皮と思われるものや、トチの実、くるみなどを検出している。

4 小 結

第20次発掘調査においては、遺構は確認しなかったが、第Ⅳ層暗褐色砂質層や第Ⅴ層黒褐色土層における植物繊維の混入などから、ある時期に払田柵跡周辺は、湿地帯になっていたことを示すもので、これら遺物もこの湿地帯の中で起る流れによって運ばれてきたものと考えられる。したがって当地域周辺は、外郭東門や内郭線に近いので、何らかの生活の場があったことが考えられる。

さらに、湿地帯の確認や、出土した自然遺物などから、払田柵跡をとりまく自然形態を知る一つの手がかりを得られたことであり、今後こうした自然微地形も留意する必要がある。

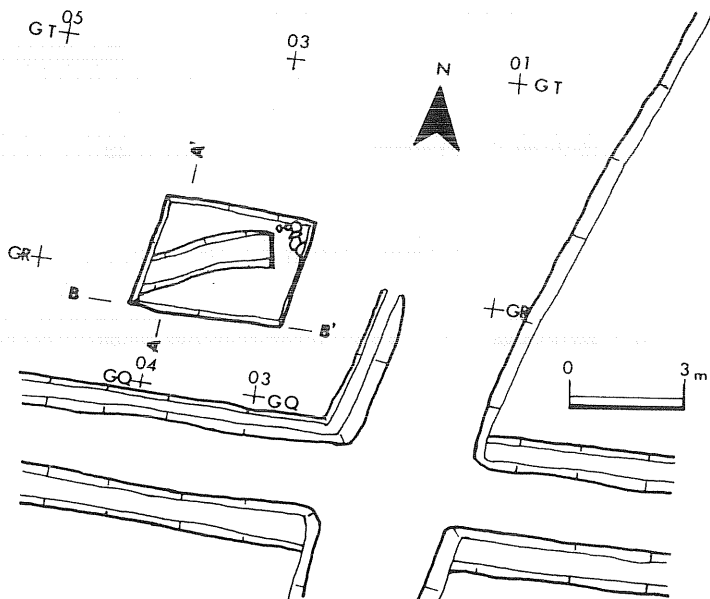
XII 第 21 次 発 掘 調 査

1 調査経過 (第

53図, 図版32-1)

昭和53年8月仙北郡仙北町払田字仲谷地25, 菅原龍助氏より, 農業用物置小屋建築のため, 同氏所有の仙北町払田字仲谷地25の現状変更申請書が文化庁に提出された。

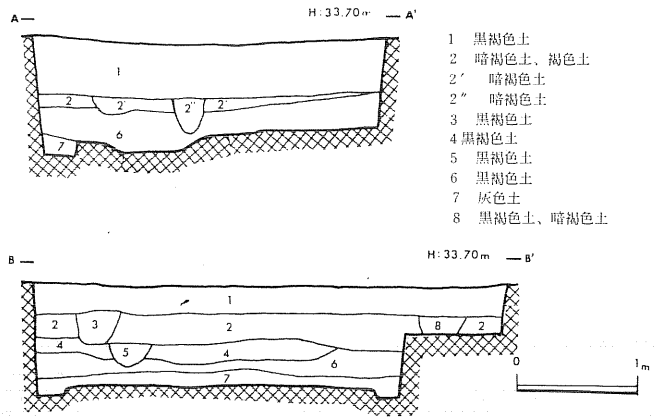
これに対し, 文化庁からは, 昭和53年8月付委



第53図 第21次発掘調査地域平面図

保第4の1045号をもって、秋田県教育委員会の指示を受けた上で、現状変更か許可する旨の回答があったが、当事務所では、事前に地下遺構の有無の確認のための発掘調査を実施した。

発掘用査は建物敷地面積39.74㎡のうち12㎡を調査した。



第54図 西壁・南壁土層図

2 発見遺構 (第54図, 図版32-2・3)

SL260 調査地域中央を東西に走る水路跡である。

本遺構は、第6層黒褐色土中で確認したものである(第54図)。

この水路は幅85cm、深さ10cmほどのもので、北東では16cm四方の板材が横たわり、その東側には人頭大の石が乱石積されており、また板材の西側には径5~8cmの丸太杭が4本立っている。

3 出土遺物

遺物の発見はなかった。

4 小 結

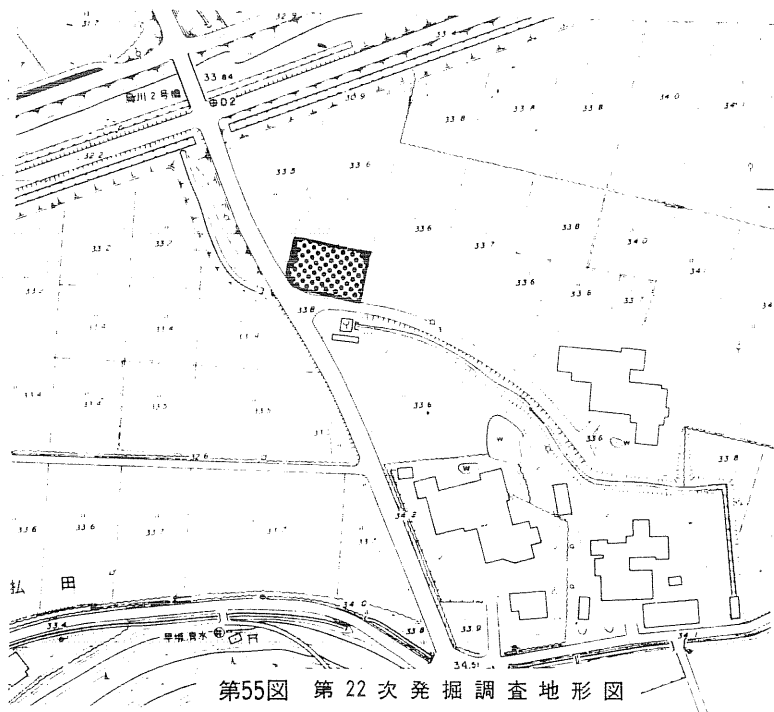
発掘調査では、遺物の発見はなかったものの、S L260の発見があった。板材・丸太杭・乱石積は、このS L260に伴うもので、水の流れを止めるための施設であろう。このS L260の時期は、使用されている木材の腐敗度からして、古代の遺構ではなく、明治初期の耕地整理以前のものと考えられる。

XIII 第 22 次 発 掘 調 査

1 調査経過

(第55図, 図版33-1・2)

昭和53年5月31日、仙北郡仙北町払田字森合120, 山崎豊之助氏より、家屋焼失に伴う新住宅を、同氏所有の同町払田字森合124-2, 125-2の田地に建築したい旨の現状変更許可申請書が文化庁に提出された。



第55図 第22次発掘調査地形図

これに対して、文化

庁からは、昭和53年8月29日付委保第4の631号で、申請地は地下遺構の存在が予測される場所であり、事前の発掘調査が必要であるとの回答があった。

これに基づき、管理団体仙北町から、当事務所に発掘担当の依頼があり、これに対し、当事務所では、住宅敷地面積136㎡のうち28.0㎡を第22次発掘調査として実施した。

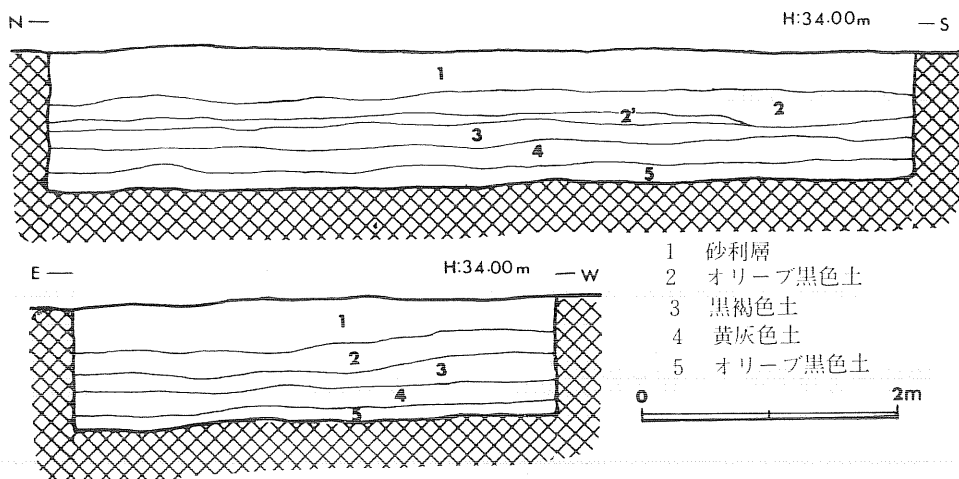
2 発見遺構 (第56図, 図版33-3)

遺構の発見はなかった。

土層は、東壁・南壁ともに、第1層は砂利層、第2層はオリーブ黒色土、第3層は黒褐色土、第4層は黄灰色土、第5層はオリーブ黒色土である。

3 出土遺物

遺物の発見はなかった。



第56図 東壁・南壁土層図

4 小 結

第22次発掘調査では、遺構・遺物の発見はなかった。

なお土層観察によって、第1・2層は盛土層であり、第3層は耕作土であることがわかった。

XIV 調査成果の普及と関連活動

1 現地説明会の開催

昭和53年10月28日

第12次補足調査・第13次発掘調査について

説明者 船木義勝，小西秀典

2 諸団体主催行事への協力活動

月日	行事の名称	主 題	協力所員	主 催 者
5.12	研 修 会	弘田柵跡の発掘の現状	船木 義勝	秋田県文化財保護協会
5.15	研 修 会	弘田柵跡の出土遺物	小西 秀典	大曲地区郵便局長会
6.7	現地研修会	弘田柵の政庁遺構	小西 秀典	角館高校社会科教育研究会
6.10	父親研修会	弘田柵跡の概要	小西 秀典	仙北町南小学校PTA
7.6	職員研修会	弘田柵跡の発掘の現況	船木 義勝	仙北町役場
7.7	史跡めぐり	弘田柵跡の概要	小西 秀典	六郷町公民館
7.12	婦人リーダー研修会	弘田柵跡の概要	船木 義勝	横手市公民館
7.19	父兄研修会	弘田柵跡の中枢部遺構	小西 秀典	横手市杉沢小学校PTA
7.25	研 修 会	弘田柵跡の概要	小西 秀典	仙北町堀見内老人クラブ
8.2	史跡めぐり	弘田柵跡の発掘の現状	小西 秀典	羽後町公民館
8.4	老人大学学習会	弘田柵跡の発掘調査の経緯	黒丸 三郎	大曲市生涯教育推進センター
8.4	拓本講習会	拓本のとりかた	船木 義勝	秋田県教育関係職員互助会
8.7	子供会リーダー講習会	郷土の遺跡弘田	柴田陽一郎	仙北町福祉課
8.18	野 外 研 修	弘田柵跡の発掘の現況	黒丸 三郎	秋田県教育関係職員互助会
8.18	郷土学習会	郷土の史跡めぐり	黒丸 三郎	仙北町仙北中学校
8.28	仙北郡福祉大会	弘田柵跡(写真・出土品展示)	黒丸 三郎	大曲仙北福祉事務所
9.13	歴史教室	弘田柵跡の発掘の現状	船木 義勝	羽後町教育委員会
9.14	祖父母研修会	郷土の史跡弘田柵をみる	船木 義勝	仙北町北幼稚園PTA
9.17	郷土研究会	弘田柵跡の発掘過程	黒丸 三郎	大森町公民館
9.29	現地研修会	弘田柵跡の発掘の現況	小西 秀典	大曲市文化財保護協会

月日	行事の名称	主 題	協力所員	主 催 地
10.18	現地研修会	払田柵跡の中樞遺構	小西 秀典	河辺郡社会科教育研究会
10.21	遺跡を訪ねる会	払田柵跡の遺構・遺物	黒丸 三郎	南秋田郡昭和町上方研究会
10.31	産業文化祭	払田柵跡（写真展示）	黒丸 三郎	仙北町
11.17	現地研修会	払田柵跡の発掘過程	黒丸 三郎	大曲仙北社会科教育研究会
1.8	職員研修講話	払田柵跡の概要	船木 義勝	大曲税務署
1.26	婦人学級	払田柵跡の概要	船木 義勝	仙北町公民館
2.13	老人学級	払田柵跡の概要	小西 秀典	仙北町公民館
2.23	昭和53年度秋田県文化財保護研究協議会	払田柵跡の概要	船木 義勝	秋田県教育委員会
3.3	研 修 会	払田柵跡の概要	船木 義勝	仙北町史談会
3.28	研 修 会	払田柵跡の概要	船木 義勝	六郷町公民館

3 発掘調査への協力

(1) 城神廻り遺跡

- ① 所在地 秋田県雄勝郡羽後町土館字城神廻り
- ② 期 間 昭和53年8月23日～9月2日
- ③ 調査主体 秋田県雄勝郡羽後町教育委員会
- ④ 協力所員 船木義勝, 柴田陽一郎

(2) 鶺沼城跡

- ① 所在地 秋田県雄勝郡雄勝町桑ヶ崎字平城
- ② 期 間 昭和53年10月11日～10月21日
- ③ 調査主体 秋田県教育委員会文化課
- ④ 協力所員 高橋忠彦

(3) 蒲沼遺跡

- ① 所在地 秋田県南秋田郡八郎潟町蒲沼151
- ② 期 間 昭和53年10月15日～10月21日
- ③ 調査主体 秋田県教育委員会文化課
- ④ 協力所員 柴田陽一郎

(4) 矢石館遺跡

- ① 所在地 秋田県北秋田郡田代町本郷字矢石館
- ② 期 間 昭和53年10月23日～10月28日
- ③ 調査主体 秋田県教育委員会文化課

④ 協力所員 小松昭雄

(5) 宝竜台上遺跡

- ① 所在地 秋田県雄勝郡稲川町字大谷
- ② 期間 昭和53年10月30日～11月2日
- ③ 調査主体 秋田県教育委員会文化課
- ④ 協力所員 柴田陽一郎

(6) 内林遺跡

- ① 所在地 秋田県山本郡峰浜村内林
- ② 期間 昭和53年11月6日～11月11日
- ③ 調査主体 秋田県教育委員会文化課
- ④ 協力所員 高橋忠彦

(7) 相染台遺跡

- ① 所在地 秋田県能代市相染森
- ② 期間 昭和53年11月13日～11月18日
- ③ 調査主体 秋田県教育委員会文化課
- ④ 協力所員 船木義勝

(8) 中田面遺跡

- ① 所在地 秋田県山本郡峰浜村中田面
- ② 期間 昭和53年11月13日～11月18日
- ③ 調査主体 秋田県教育委員会文化課
- ④ 協力所員 柴田陽一郎

4 顧問会議の開催

- ① 第11回顧問会議 昭和53年7月3, 4日
- ② 第12回顧問会議 昭和53年10月25, 26日

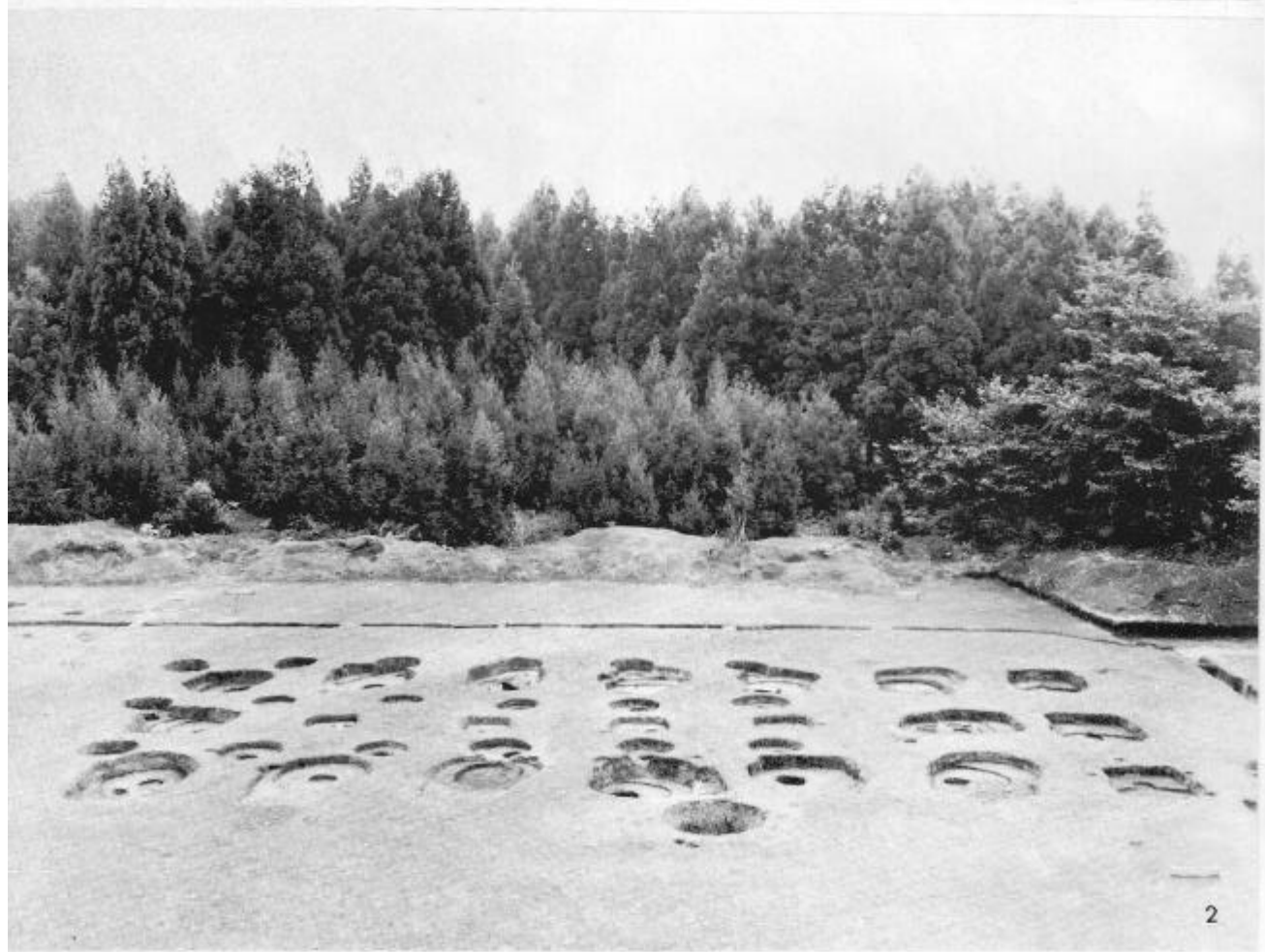








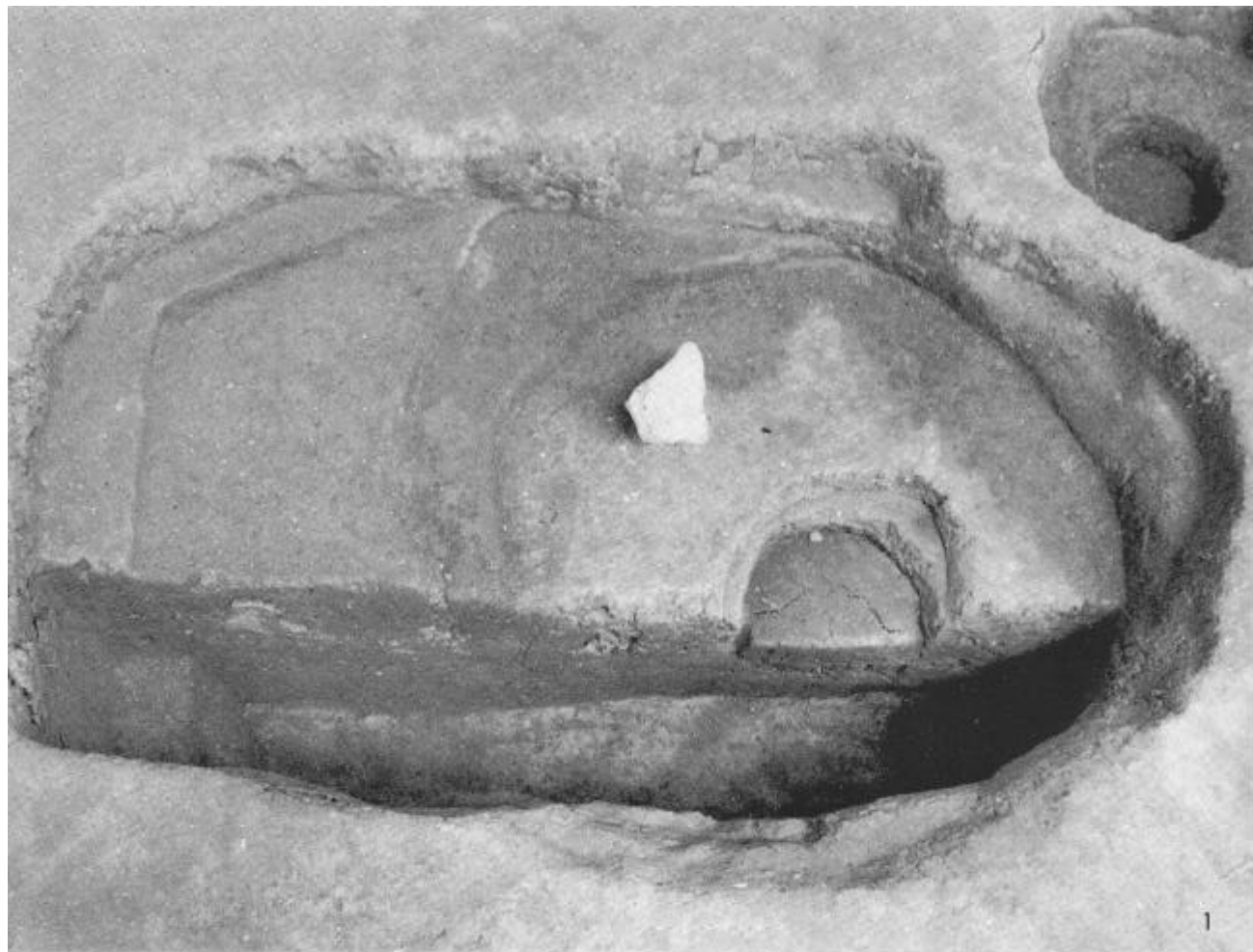
图版1 航空写真



図版2 1 東脇殿 全景〔北▶南〕 2 同〔西▶東〕



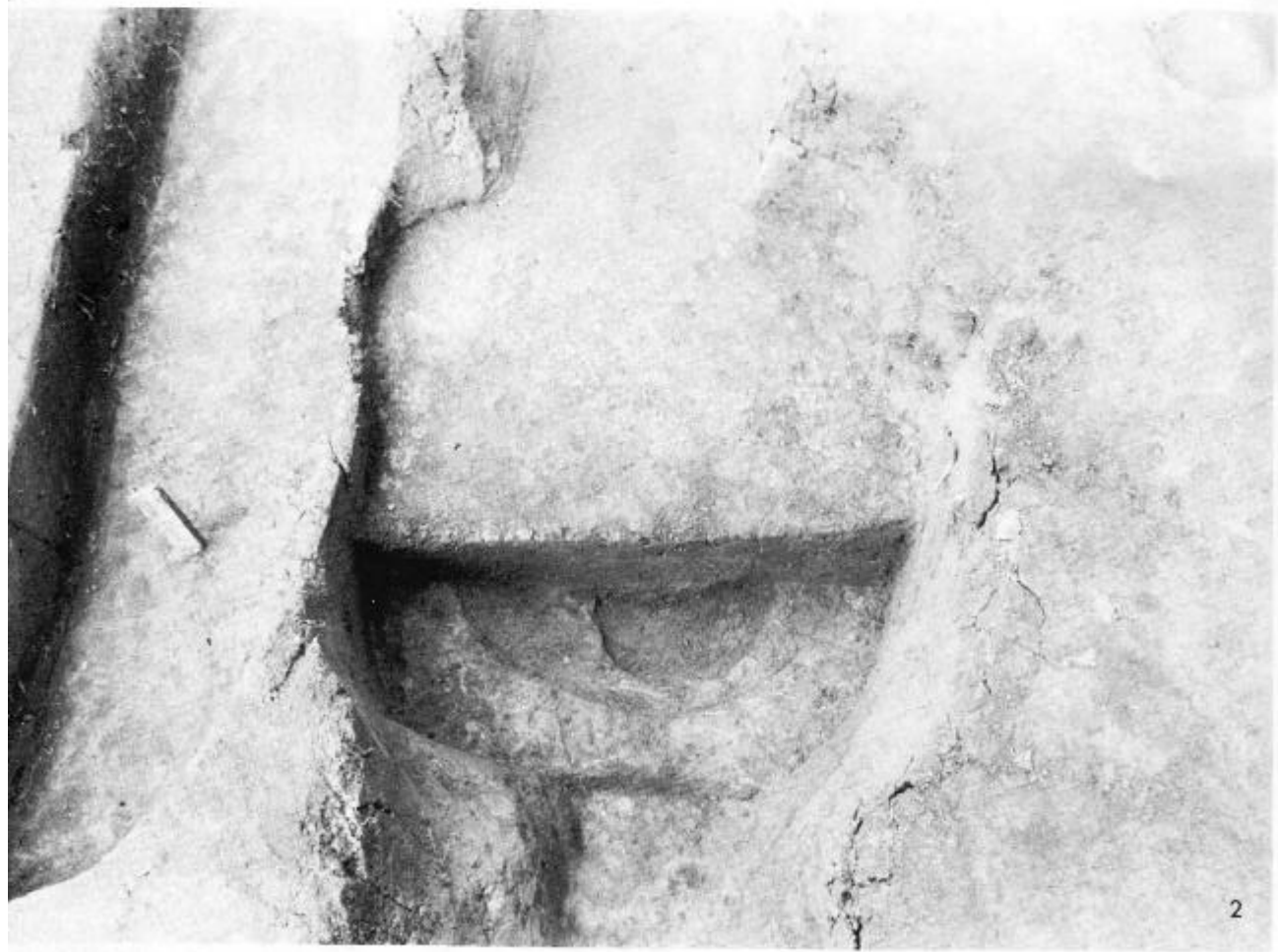
圖版3 1 SB120, SB121A—21 建物出土墨書土器〔南▶北〕 2 同 土層〔西▶東〕



図版4 1 SB120, SB121A~D-3建物〔南▶北〕 2 SF130井戸 土層〔北▶南〕



図版5 1 SB129建物 全景〔西▶東〕 2 同〔北▶南〕



图版6 1 SB129A~C-8建物 [東▶西] 2 SB129-9建物 [南▶北]



1 SD123溝, 柱
JH86 [南▶北]



2 同 JD87 [西▶東]



3 同 板塚跡
JD87 [東▶西]



1 SD123溝, 柱
JC87 [西▶東]



2 同 土層
JH86 [南▶北]



3 同 土層
JG86 [南▶北]



1 SK204土壇〔南▶北〕

1



2 SK178土壇, SD172溝
〔西▶東〕

2

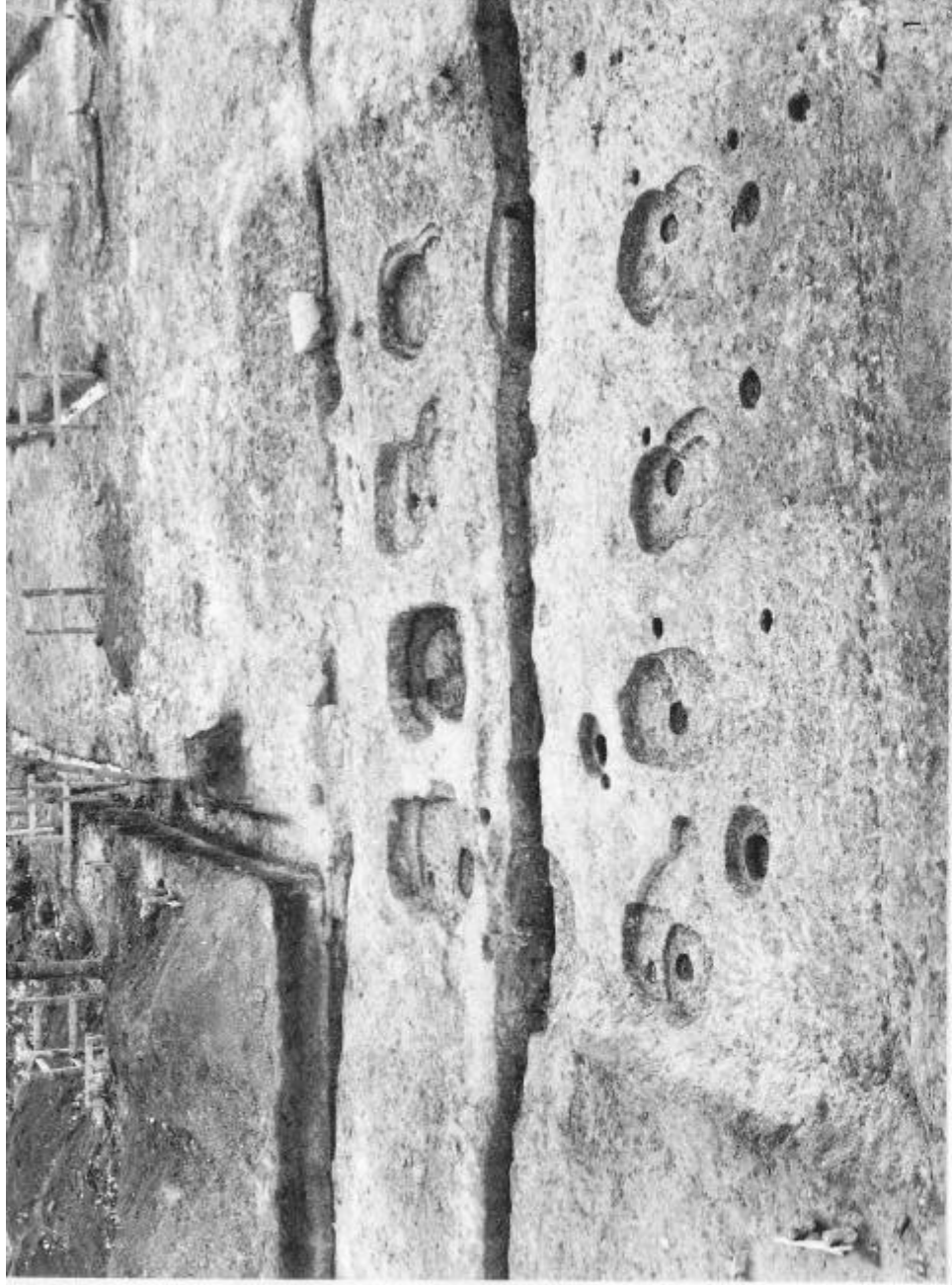


3 SK179・205土壇
〔南▶北〕

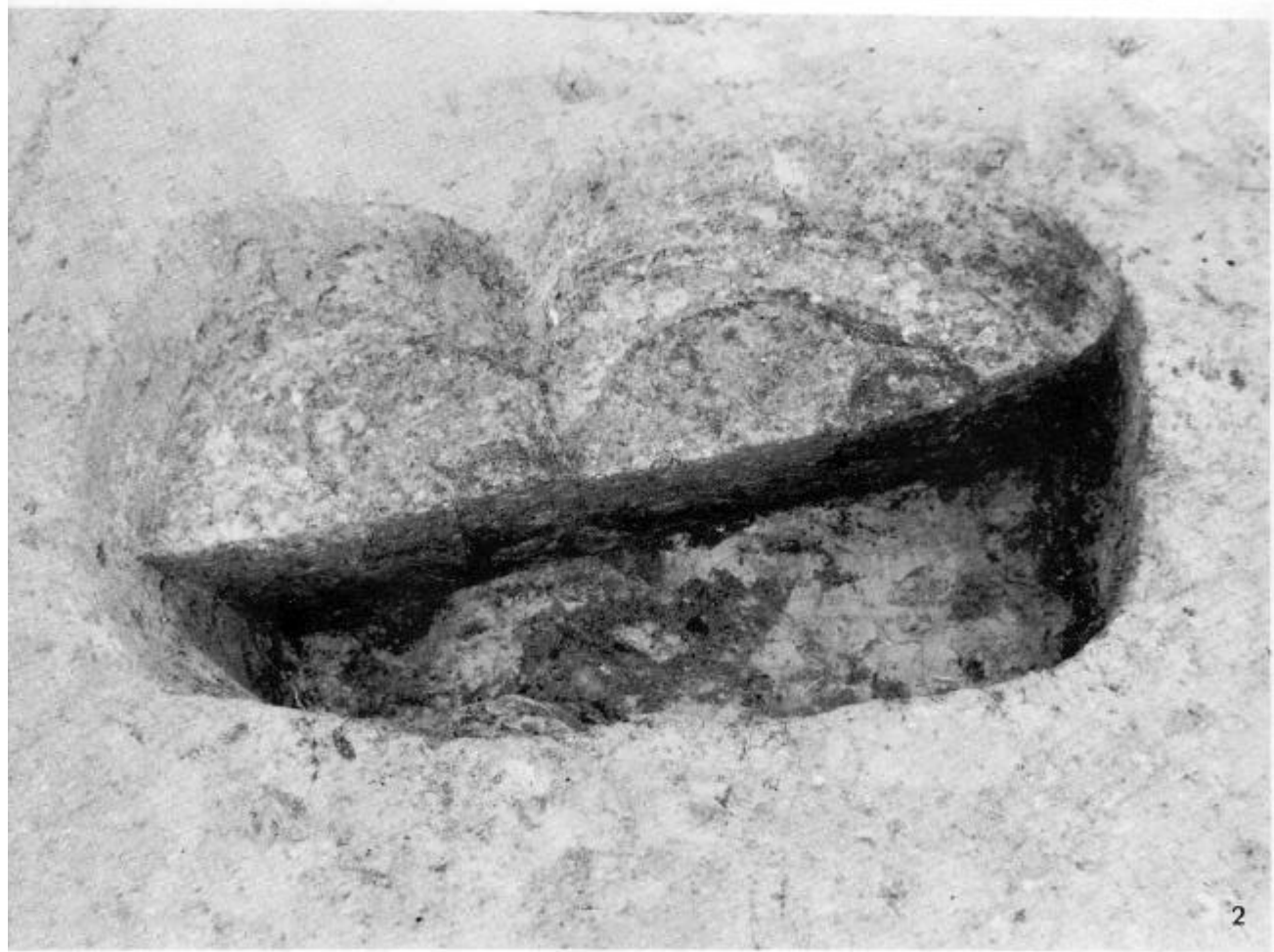
3



図版10 1 第13次発掘調査前 A地区〔北▶南〕 2 同 B地区〔南▶北〕



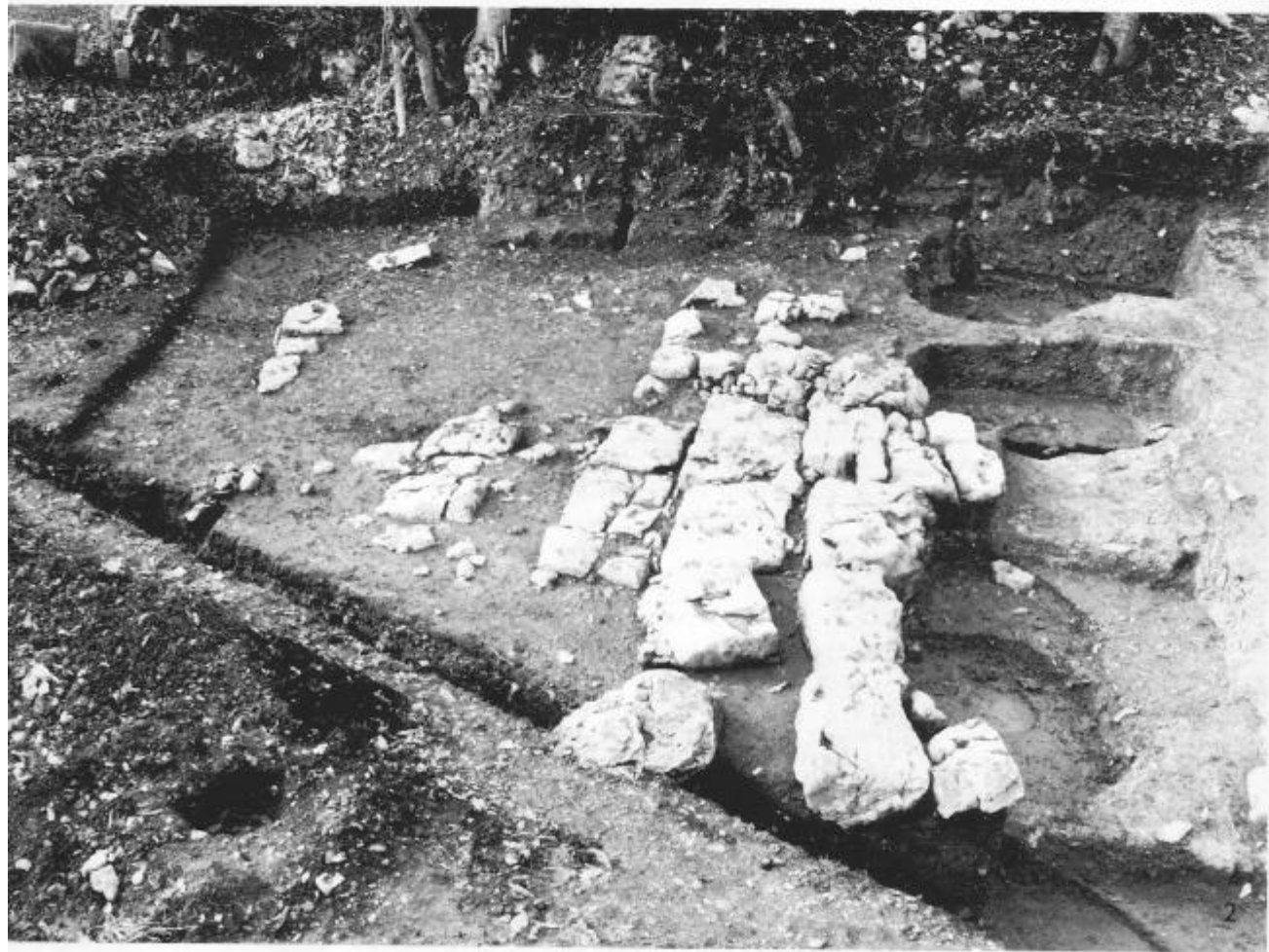
図版11 1 SB246建物 全景〔北▶南〕 2 同〔西▶東〕



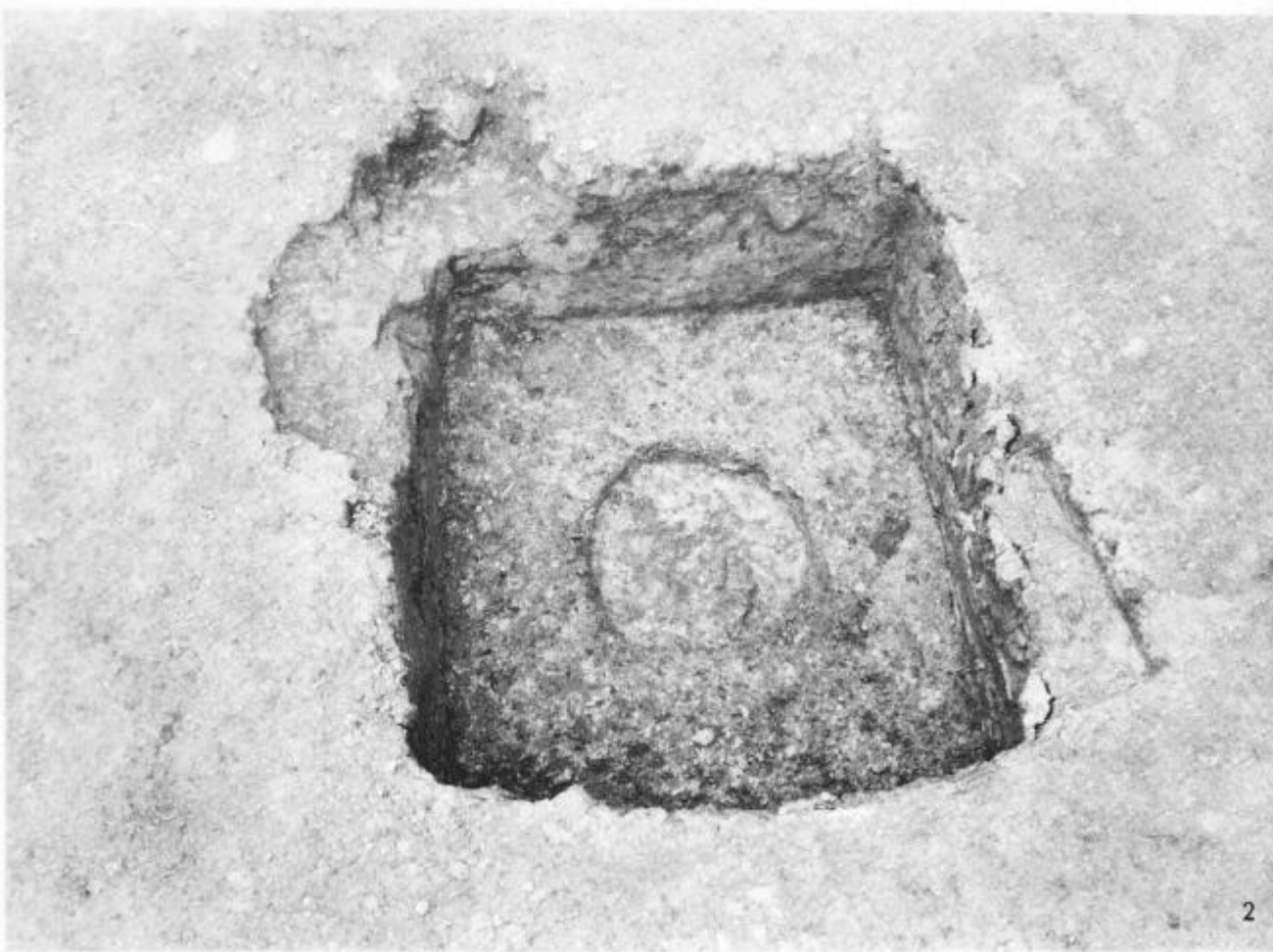
図版12 1 SB246建物・北側柱列〔西▶東〕 2 SB246A~C-8建物〔西▶東〕



図版13 1 SB230建物 全景〔北▶南〕 2 同〔南▶北〕



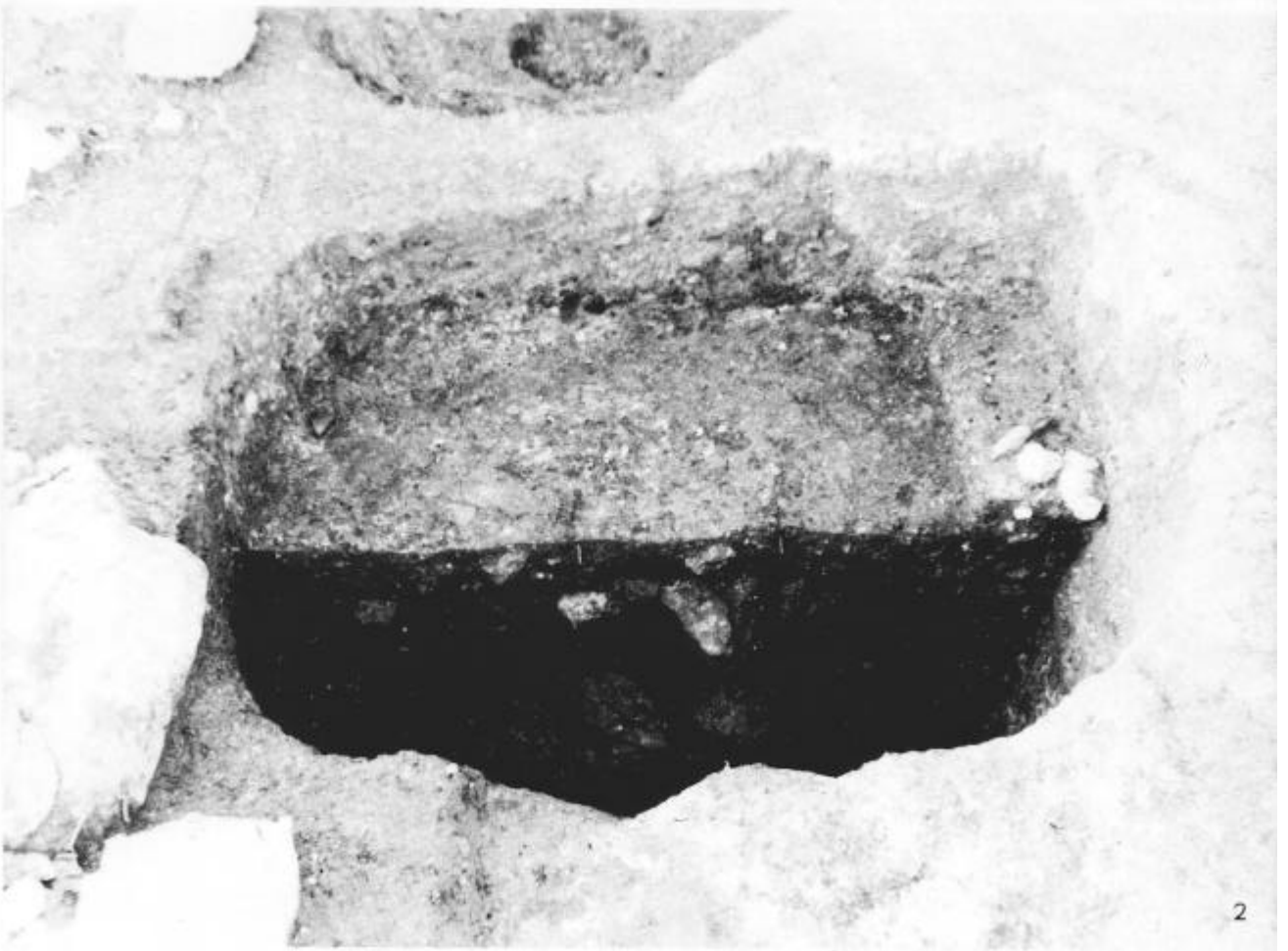
図版14 1 SB230建物 全景 [東▶西] 2 SM238石段 [東▶西]



图版15 1 SB230A-1建物 [東▶西] 2 SB230A-6建物 [北▶南]



圖版16 1 SB230A-7 建物〔北▶南〕 2 SB230A・B-8 建物〔北▶南〕



図版17 1 SB230A・B-11建物〔東▶西〕 2 同土層〔東▶西〕



1 SF282築地 [東▶西]



2 SX281・版築 [西▶東]



3 同 土層 [西▶東]



図版19

1 SD144溝, SB229建物
〔東▶西〕



2 同 〔西▶東〕



1 SD144溝, SB246—5建物
〔西▶東〕



2 SD144溝, SB246—6建物
〔南▶北〕



3 SD144溝 土層
〔西▶東〕



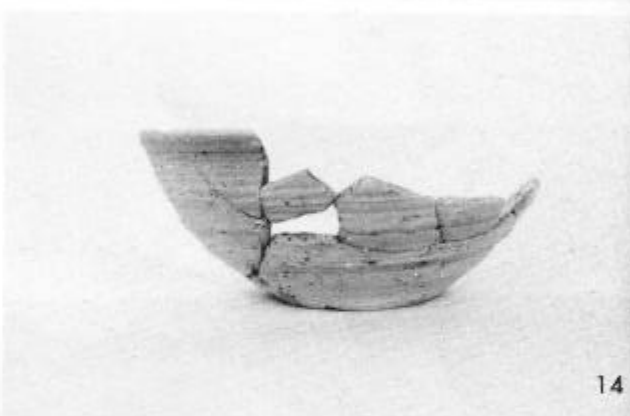
1 SD244溝 (東▶西)

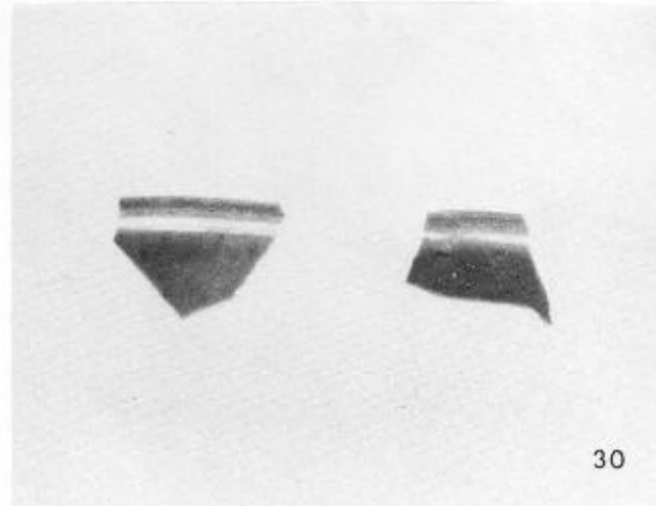
2 同 板痕跡 (南▶北)





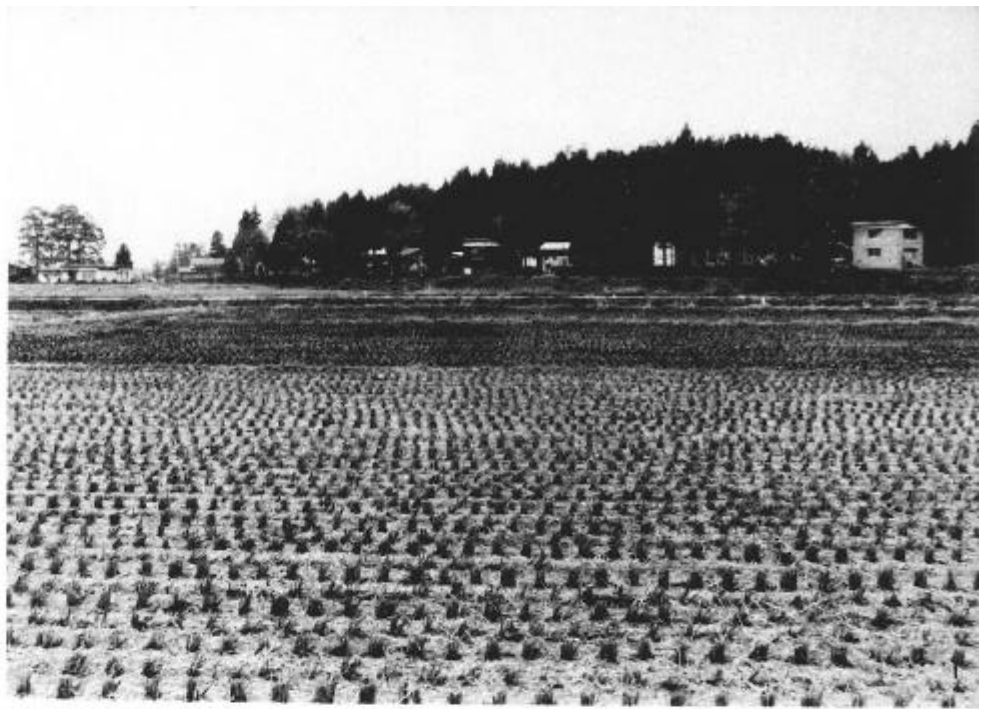
図版22 1 第13次発掘調査 A地区 [北▶南] 2 SX253露頭岩石 [東▶西]





図版24 第12次補足・第13次発掘調査出土土器・陶硯・青磁

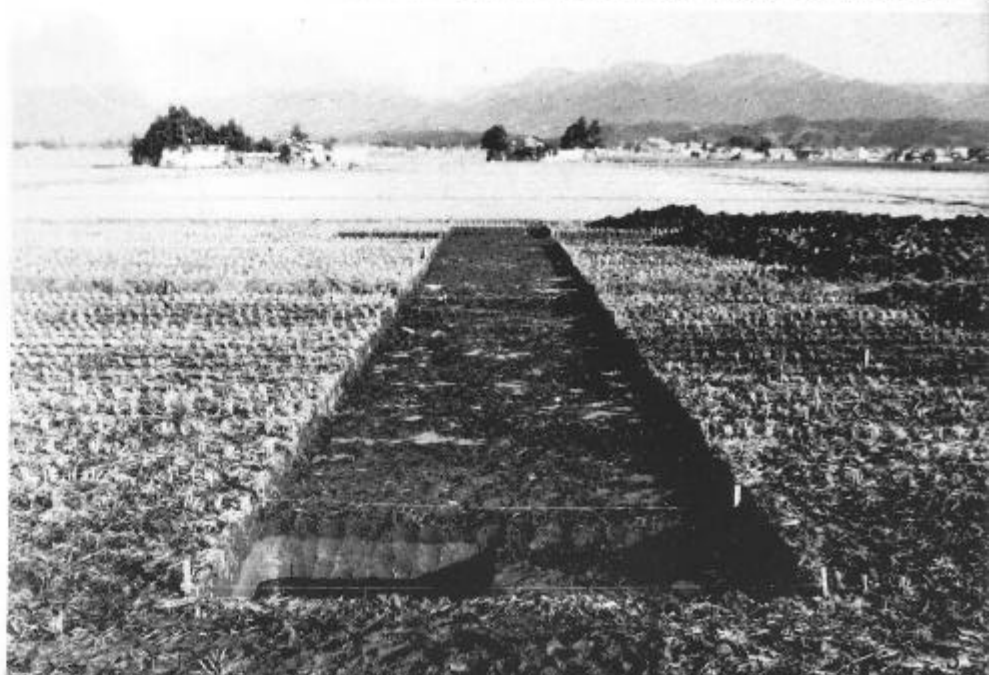
1 第14次発掘調査前
〔東▶西〕



2 同 発掘区 〔南▶北〕



3 同 〔西▶東〕





1 第15次発掘調査 A地区
〔東▶西〕



2 同 Bトレンチ 〔北▶南〕

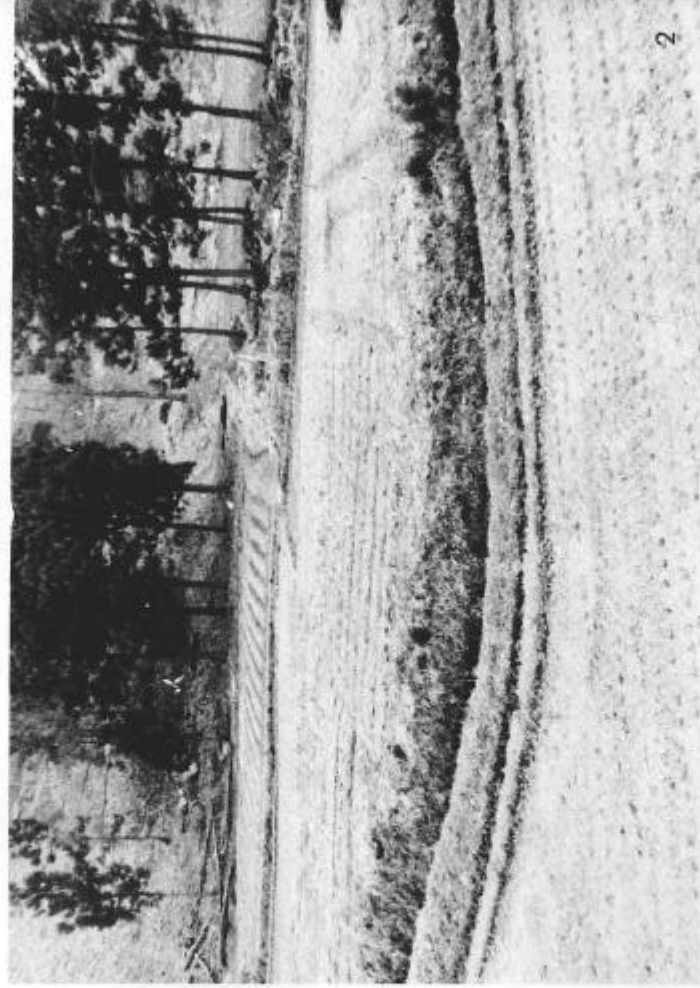


3 同 B地区 〔西▶東〕

1 第16次発掘調査前
〔南▶北〕

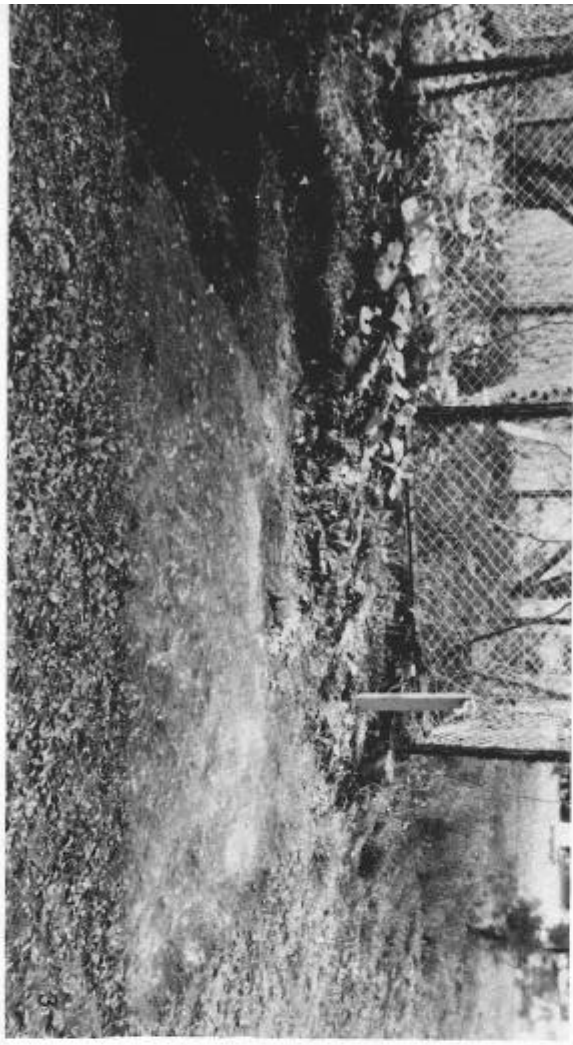
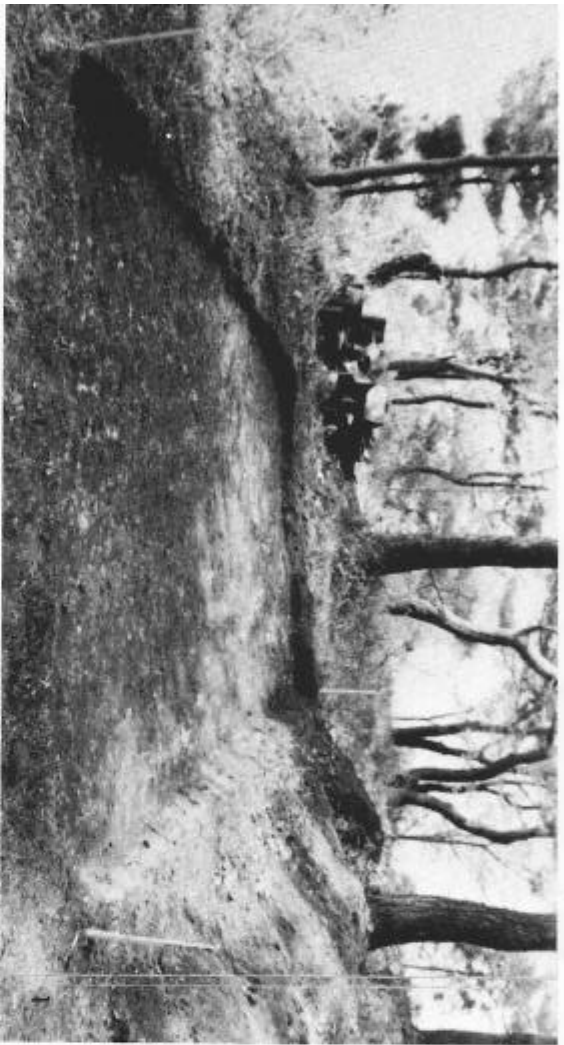


2 同〔西▶東〕



3 同発掘区〔東▶西〕





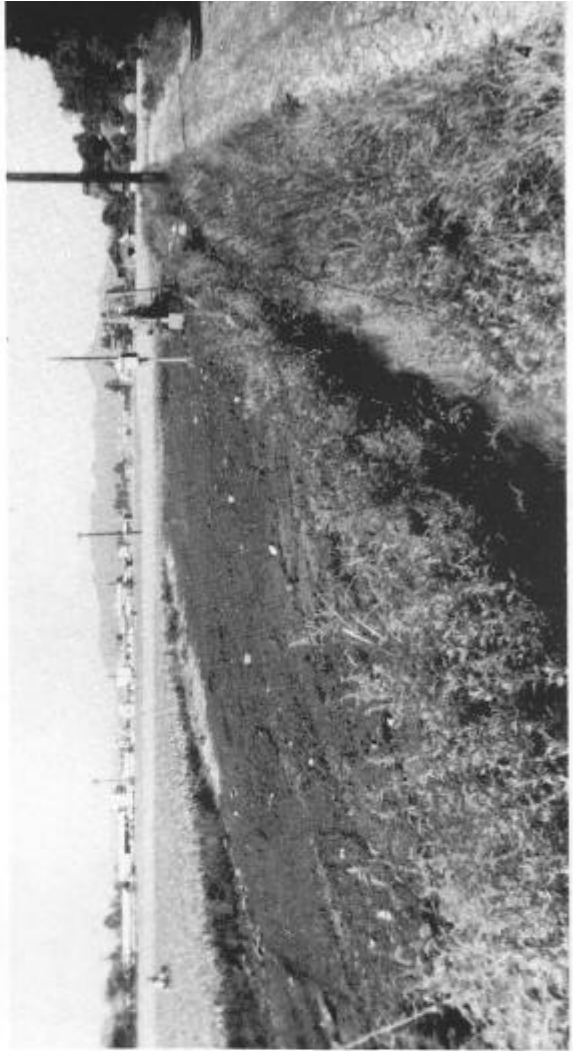
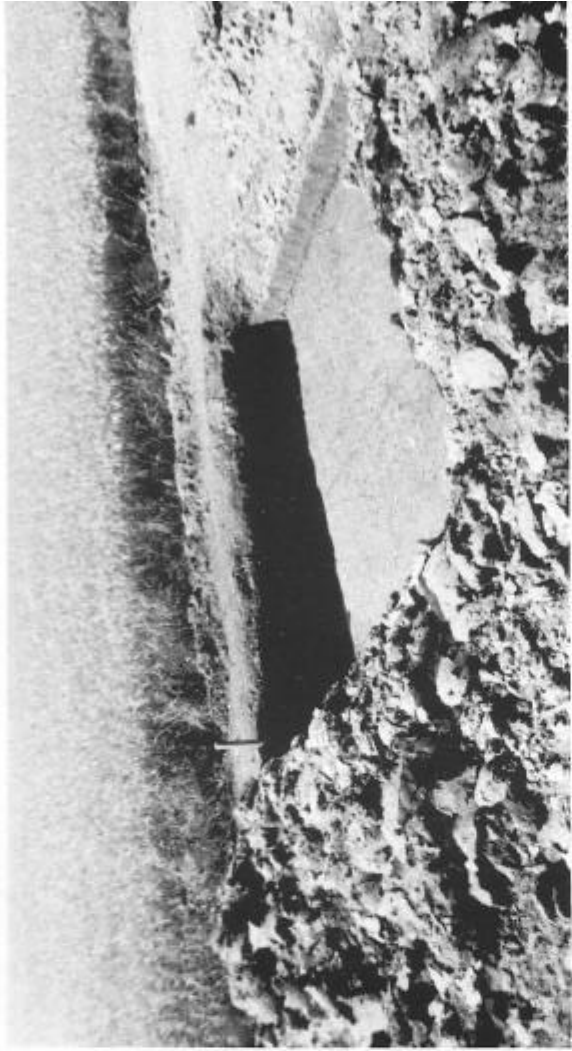
図版28 1 第17次発掘調査 A地区 (東▶西) 2 同 B地区 (西▶東)

3 同 C地区 (北▶南)

4 同 D地区 (北▶南)

3

4



图版29 1 第18次発掘調査 A地区 (西▶東) 2 同 B地区 (北▶南) 3 同 C地区 (北▶南) 4 同 終了 (東▶西)



1 第19次発掘調査区 [南▶北]

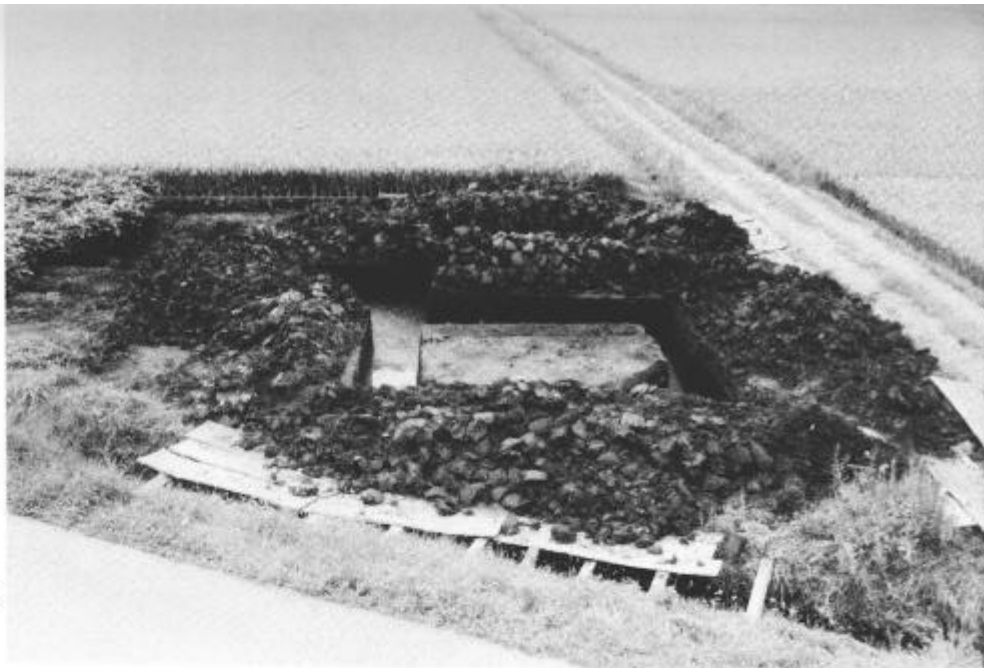


2 同 [東▶西]



3 同 全景 [西▶東]

1 第20次発掘調査区
〔西▶東〕



2 同 A地区 〔南▶北〕



3 同 B地区 〔北▶南〕





1

1 第21次発掘調査前
〔北▶南〕



2 同 発掘調査区
〔西▶東〕



3

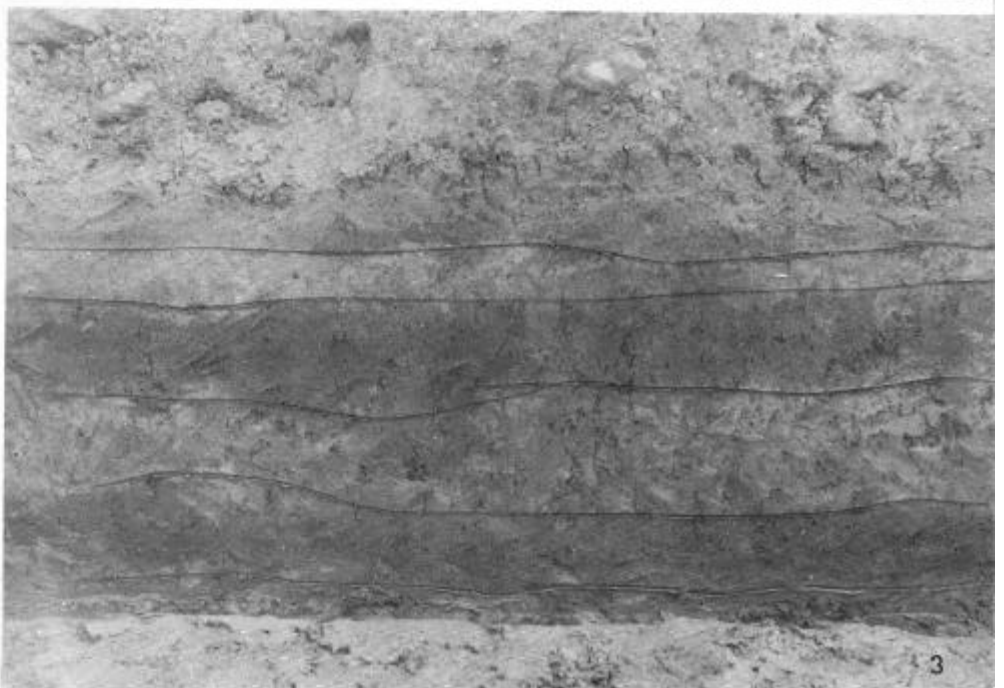
3 S L 260水路 〔東▶西〕



1 第22次発掘調査前
〔南▶北〕



2 同 発掘調査区
〔南▶北〕



3 同 土層〔西▶東〕

弘田柵跡調査事務所要項

1 組織規定

秋田県教育委員会行政組織規則

第6条（地方機関の設置）

名 称	位 置
弘田柵跡調査事務所	仙北郡仙北町

第7条 文化課の所掌事務は、次のとおりとする。

8 弘田柵跡調査事務所に関すること。

第8条 第2項

弘田柵跡調査事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

1 史跡弘田柵跡の発掘およびこれに伴う出土品の調査研究に関すること。

2 職 員

（昭和54年3月現在）

職	氏 名	備 考
所 長	高 橋 司	文化課長 兼務
学 芸 主 事	富 樫 泰 時	文化課 兼務
学 芸 主 事	船 木 義 勝	
主 事	藤 田 勉	文化課 兼務
講 師	柴 田 陽 一 郎	
嘱 託	黒 丸 三 郎	
調 査 補 佐 員	高 橋 忠 彦	
調 査 補 助 員	小 松 昭 雄	
整 理 補 助 員	田 村 龍 子	
仙北町派遣職員	小 西 秀 典	仙北町教育委員会 主事補

3 顧 問

弘田柵跡調査事務所の発掘・調査研究を適正に実施するため、顧問を委嘱した。

顧問 新野直吉（秋田大学教育学部教授 古代史学）